

# 鹿部町地域防災計画

《資料編》

令和4年8月修正

鹿部町防災会議



## 目次

<b>1 防災組織</b>	<b>1</b>
資料1-1 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	1
第1 鹿部町	1
第2 南渡島消防事務組合 鹿部消防署	1
第3 渡島廃棄物処理広域連合、森町	1
第4 指定地方行政機関	2
第5 陸上自衛隊 第28普通科連隊	5
第6 北海道	5
第7 北海道警察	6
第8 北海道教育委員会	6
第9 指定公共機関	6
第10 指定地方公共機関	8
第11 公共的及び防災上重要な施設等の管理者	10
資料1-2 関係機関連絡先一覧	12
第1 町	12
第2 指定行政機関及び指定地方行政機関等	12
第3 道の機関	12
第4 関係市町	13
第5 指定公共機関、指定地方公共機関その他の機関	13
資料1-3 鹿部町防災会議	15
資料1-4 災害対策本部	16
資料1-5 災害対策本部の所掌業務	17
第1 総務・防災課（総務・防災対策部）	17
第2 企画振興課（企画振興対策部）	18
第3 民生課（民生対策部）	18
第4 保健福祉課（保健福祉対策部）	19
第5 税務課（税務対策部）	20
第6 水産経済課（水産経済対策部）	21
第7 建設水道課（建設水道対策部）	22
第8 生涯学習課（文教対策部）	23
第9 議会事務局（支援部）	23
第10 会計課（支援部）	23
資料1-6 海難対策関係機関・団体	25
資料1-7 鹿部町山火事消防対策本部機構図	26
<b>2 消防</b>	<b>27</b>
資料2-1 消防の組織	27

資料2-2	消防施設及び消防体制	28
第1	消防庁舎・分団施設等	28
第2	保有車両	28
第3	消防水利	28
第4	消防資機材の保有状況	29
第5	消防通信系統図	30
第6	消防部隊編成計画	31
第7	消防信号	32

### 3 災害履歴・気象・町の概況等

33

資料3-1	町の気象の概況	33
第1	気象の概況（平成2年～令和3年）	33
第2	年間風向配置図（平成13年～令和3年）	34
第3	特殊気象（統計期間：平成14年3月1日～令和3年12月31日）	37
第4	北海道駒ヶ岳火山性地震回数（平成2年～令和3年）	38
資料3-2	町の過去の災害	39
第1	過去の災害史概要	39
第2	災害記録	40
資料3-3	警報・注意報発表基準一覧表	41
資料3-4	気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月改定）	42
資料3-5	町の人口及び世帯数	46
第1	総人口（国勢調査）	46
第2	地区別人口と世帯数	46
第3	年代別人口	46
資料3-6	鹿部町の建築年別住家棟数	48
資料3-7	地震被害想定	50

### 4 災害危険箇所

71

資料4-1	水防区域	71
資料4-2	市街地における低地帯の浸水予想区域	72
資料4-3	雪崩危険箇所	73
資料4-4	高波・高潮・津波等予想区域	74
資料4-5	津波浸水想定区域	75
資料4-6	山地災害危険地区	78
第1	山腹崩壊危険地区	78
第2	崩壊土砂流出危険地区	79
第3	地すべり危険地区	79
資料4-7	土砂災害（特別）警戒区域	85
第1	土石流	85
第2	急傾斜地の崩壊	86
資料4-8	河川名	87



<b>5 避難関連施設等</b>	<b>89</b>
資料5-1 指定緊急避難場所一覧	89
資料5-2 火山噴火における第一次避難場所	90
資料5-3 指定避難所一覧	91
資料5-4 避難収容施設位置図及び避難道路図	92
資料5-5 噴火時等の避難促進施設	93
資料5-6 避難海域図	94
資料5-7 津波災害時における避難促進施設	95
<b>6 物資・輸送・医療・通信・交通等</b>	<b>97</b>
資料6-1 備蓄・資機材一覧	97
資料6-2 除雪機械現有数	100
第1 町有車両	100
第2 除排雪委託車両	100
第3 町有除雪設備	100
資料6-3 ヘリコプター離発着可能場所	101
資料6-4 専用通信施設及び無線通信施設	102
資料6-5 防災行政無線移動系各局	103
資料6-6 国立、道立、町内医療機関等一覧	104
第1 町外の国立、道立医療機関等	104
第2 町内の医療機関等	104
第3 災害拠点病院	104
第4 医師会	105
資料6-7 医療救護に係るトリアージ	106
資料6-8 災害時備蓄医療品等の供給フロー	109
資料6-9 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等	110
資料6-10 町有車両等の現況	119
資料6-11 米穀卸売、小売販売業者	120
資料6-12 取水場	121
資料6-13 ごみ処理場・し尿処理場	122
資料6-14 水位観測所・雨量観測所	123
第1 水位観測所	123
第2 雨量観測所	123
資料6-15 水防資機材庫及び資材調達先	124
第1 水防資機材庫	124
第2 在庫状況	124
第3 資材の調達先	124
資料6-16 水防工法一覧表	125
<b>7 応急・金融</b>	<b>127</b>
資料7-1 事業別国庫負担等一覧	127

資料7-2	災害応急金融計画	132
<b>8</b>	<b>条例・規程</b>	<b>145</b>
資料8-1	鹿部防災会議条例	145
資料8-2	鹿部町災害対策本部条例	147
資料8-3	鹿部町罹災証明書等交付規程	148
<b>9</b>	<b>要領・要綱等</b>	<b>153</b>
資料9-1	災害情報等報告取扱要領	153
資料9-2	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領	164
資料9-3	北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	168
<b>10</b>	<b>協定</b>	<b>171</b>
資料10-1	締結協定一覧	171
第1	鹿部町が締結している各団体との協定関係等一覧	171
第2	北海道が締結している協定関係等一覧	172
<b>様式</b>		<b>173</b>
様式1	動員受付簿	173
様式2	避難収容施設管理様式	174
様式3	通報者からの情報受理書	179
様式4	班員一覧表	180
様式5	動員受付簿	181
様式6	自衛隊災害派遣要請文	182
様式7	自衛隊災害派遣撤収要請文	183
様式8	災害医療救護隊（班）の出動要請について	184
様式9	災害医療救護隊（班）の活動報告について	185
様式10	公用負担権限委任証	186
様式11	公用負担命令票	187
様式12	水防活動実施報告書	188
<b>参考資料</b>		<b>189</b>
参考1	災害時の職員の基本的な心構え	189

# 1 防災組織

## 資料1-1 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱

### 第1 鹿部町

#### 1 鹿部町

事務又は業務
(1) 鹿部町防災会議に関する事務を行うこと。 (2) 防災に関する組織の整備を図り、物資及び資材の備蓄等、地域内の災害予防応急対策の総合調整を講ずること。 (3) 自主防災組織の充実を図ること。 (4) 住民の自発的な防災活動の促進を図ること。 (5) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動を支援すること。 (6) 市町村の所掌に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧を行うこと。

#### 2 鹿部町教育委員会

事務又は業務
(1) 災害時における被災園児・児童及び生徒の救護及び応急教育の指導に関すること。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関すること。

### 第2 南渡島消防事務組合 鹿部消防署

事務又は業務
(1) 火災等の予消防活動及び水防活動に関すること。 (2) 災害時における住民の避難誘導及び救助並びに応急対策等の実施に関すること。 (3) 災害の予警報等の伝達及び災害情報の収集に関すること。 (4) 災害時における危険区域の警戒等に関すること。 (5) 危険物等災害対策に関すること。

### 第3 渡島廃棄物処理広域連合、森町

事務又は業務
(1) 災害時におけるごみ収集業務に関すること。 (2) 災害時におけるし尿の収集業務に関すること。

## 第 4 指定地方行政機関

### 1 北海道開発局 函館開発建設部

事務又は業務
(1) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。 (2) 被害の拡大及び二次災害防止のための緊急対応の実施による町への支援に関すること。 (3) 緊急災害対策派遣隊 (TEC-FORCE) の派遣に関すること。 (4) 災害対策用機材等の地域への支援に関すること。 (5) 浮体式防災施設 (防災フロート) の被災地への派遣に関すること。 (6) 国道の整備並びに災害復旧に関すること。 (7) 補助事業に係る指導、監督に関すること。

### 2 北海道財務局 函館財務事務所

事務又は業務
(1) 公共土木施設、農林水産施設等の災害復旧事業費の査定立会に関すること。 (2) 災害時における有価証券等の喪失及び売買取引に伴う受渡し、遅延等に対する特例措置の要請に関すること。 (3) 本町の災害復旧事業債及び災害つなぎ資金の融通に関すること。 (4) 災害時における預貯金の払戻し、手形交換、災害関係融資及び保険金の支払、保険料の払込の猶予期間の延長、罹災金融機関の早期営業、営業時間の延長並びに休日、臨時営業等の特例措置について金融機関の要請に関すること。 (5) 災害時における町及び土地改良区への国有財産の無償使用を許可し、又は無償貸付に関すること。

### 3 北海道厚生局

事務又は業務
(1) 災害状況の情報収集、通報に関すること。 (2) 関係職員の派遣に関すること。 (3) 関係機関との連絡調整に関すること。

### 4 北海道農政事務所 函館地域拠点

事務又は業務
(1) 農林水産省が調達及び供給した応急用食料等の供給状況に係る確認等に関すること。

### 5 北海道森林管理局 渡島森林管理署

事務又は業務
(1) 所轄国有林につき保安林の配置の適正化及び施業の合理化に関すること。 (2) 所轄国有林の復旧治山及び予防治山の実施に関すること。 (3) 林野火災の予防対策及び未然防止に関すること。 (4) 災害時における地方公共団体等の要請に基づき、緊急対策及び復旧用材の供給に関すること。

## 6 北海道経済産業局

事務又は業務
(1) 救援物資の円滑な供給と確保に関すること。 (2) 電気・ガス・石油製品等の円滑な供給確保に関すること。 (3) 商工鉱業の事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 (4) 被災中小企業の振興に関すること。

## 7 北海道産業保安監督部

事務又は業務
(1) 電気事業者、ガス事業者、鉱山の防災上の措置の実施に関する指導に関すること。 (2) 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、石油コンビナートの保安及び事業者の指導に関すること。

## 8 北海道運輸局 函館運輸支局

事務又は業務
(1) 航行船舶の耐航性及び船舶施設の安全の確保に関すること。 (2) 災害時における海上輸送及び陸上輸送の連絡調整に関すること。 (3) 災害時における港湾諸作業の調整及び施設利用の斡旋に関すること。 (4) 鉄道、軌道、索道及び自動車輸送事業の安全の確保に関すること。

## 9 東京航空局 函館空港事務所

事務又は業務
(1) 航空事業者の災害防止に関する指導に関すること。 (2) 飛行場及び航空保安施設の管理に関すること。 (3) 災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。 (4) 航空機の遭難に際し捜索及び救難の調整に関すること。 (5) 災害時における空中輸送の連絡調整に関すること。

## 10 第一管区海上保安本部・函館海上保安部、函館航空基地

事務又は業務
(1) 気象等に関する特別警報・警報・注意報並びに情報等の船舶への周知及び災害情報の収集に関すること。 (2) 災害時における船舶の避難誘導及び救助並びに航路障害物の除去に関すること。 (3) 災害時における傷病者、医師、避難者又は救援物資等の緊急輸送に関すること。 (4) 海上における人命の救助に関すること。 (5) 海上交通の安全確保に関すること。 (6) 海上における犯罪の予防及び治安の維持に関すること。 (7) 海上災害時における自衛隊の災害派遣要請に関すること。

## 11 札幌管区気象台 函館地方気象台

事務又は業務
(1) 気象、地象、地動及び水象の観測及びその成果の収集、発表に関する事。 (2) 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る。）、水象の予報・警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説に関する事。 (3) 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に関する事。 (4) 町が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関する事。 (5) 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に関する事。

## 12 北海道総合通信局

事務又は業務
(1) 災害時における通信の確保に関する指導及び訓練、運用、管理に関する事。 (2) 非常通信協議会の運営に関する事。

## 13 北海道労働局 函館労働基準監督署

事務又は業務
(1) 事業場、工場等の産業災害の防止対策に関する事。

## 14 北海道地方環境事務所

事務又は業務
(1) 油等の大量流出による防除の協力に関する事。 (2) 災害廃棄物の処理等に関する事。 (3) 環境モニタリングに関する事。 (4) 家庭動物の保護等に関する事。

## 15 北海道防衛局

事務又は業務
(1) 災害時における地方公共団体等への所管財産（周辺財産）の使用許可に関する事。 (2) 在日米軍が災害対策措置を行う場合の連絡調整の支援に関する事。 (3) 自衛隊の災害派遣の実施において、部隊等の長が実施する北海道その他必要な関係機関との連絡調整の協力に関する事。

## 16 国土地理院 北海道地方測量部

事務又は業務
(1) 災害応急対策の際、災害に関する情報の収集及び伝達における地理空間情報活用の支援・協力に関する事。 (2) 災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に、国土地理院が提供及び公開する防災関連情報の利活用、地理情報システムの活用の支援・協力に関する事。 (3) 災害復旧・復興に当たり、位置に関わる情報基盤形成のため、必要に応じて基準点等の復旧測量、地図の修正測量等の実施及び公共測量の実施における測量法36条に基づく技術的助言に関する事。

## 第5 陸上自衛隊 第28普通科連隊

### 事務又は業務

- (1) 災害予防責任者の行う防災訓練に必要な応じ、部隊等の一部を協力させること。
- (2) 災害に関する情報の伝達、収集に関すること。
- (3) 災害派遣要請権者の要請に基づき部隊等を派遣すること。

## 第6 北海道

### 1 渡島総合振興局（地域政策課）

#### 事務又は業務

- (1) 渡島総合振興局地域災害対策連絡協議会の事務運営企画に関すること。
- (2) 防災に関する組織の整備並びに物資及び資材の備蓄その他災害予防措置に関すること。
- (3) 防災知識の普及及び教育並びに過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- (4) 災害応急対策及び災害復旧対策の実施に関すること。
- (5) 町及び指定公共機関の処理する防災に関する事務又は業務の総合調整に関すること。
- (6) 自衛隊の災害派遣要請に関すること。

### 2 函館建設管理部 事業室事業課

#### 事務又は業務

- (1) 水防技術の指導に関すること。
- (2) 災害時の所管する河川の水位、雨量の情報収集及び報告に関すること。
- (3) 災害時の所管する公共土木施設被害調査及び災害応急対策の実施に関すること。
- (4) 被災地の交通情報の収集及び交通路の確保に関すること。

### 3 渡島総合振興局 保健環境部

#### 事務又は業務

- (1) 医療班の編成・調整・指導に関すること。
- (2) 応急対策に必要な人員及び機材の連絡調整に関すること。
- (3) 薬品の保有状況、応急措置、連絡調整に関すること。
- (4) 防疫活動、特に調査指導に関すること。
- (5) 疫学調査及び健康診断に関すること。
- (6) 避難場所における衛生施設の管理指導に関すること。
- (7) 患者等の収容に関すること。
- (8) 防疫薬剤の供給斡旋に関すること。

### 4 渡島教育局

#### 事務又は業務

- (1) 災害時における被災児童及び生徒の救護及び応急教育の指導に関すること。
- (2) 文教施設及び文化財の保全指導等の実施に関すること。

## 5 渡島総合振興局 東部森林室

事務又は業務
(1) 所轄道有林につき保安林の配置の適正化と施業の合理化に関する事。 (2) 所轄道有林の復旧治山並びに予防治山の実施に関する事。 (3) 林野火災の予防対策をたて、その未然防止に関する事。 (4) 災害時において地方公共団体等の要請があった場合、可能な範囲における緊急対策及び復旧用材の供給に関する事。

## 第7 北海道警察

### 1 函館方面本部、同森警察署、鹿部駐在所

事務又は業務
(1) 住民の避難誘導及び救出救助並びに緊急交通路の確保に関する事。 (2) 災害情報の収集に関する事。 (3) 災害警備本部の設置運用に関する事。 (4) 被災地、避難場所、危険箇所等の警戒に関する事。 (5) 犯罪の予防、取締り等に関する事。 (6) 危険物に対する保安対策に関する事。 (7) 広報活動に関する事。 (8) 町等の防災関係機関が行う防災業務の協力に関する事。

## 第8 北海道教育委員会

事務又は業務
(1) 災害時における被災児童及び生徒の救護並びに応急教育の指導を行う事。 (2) 文教施設及び文化財の保全対策等の実施に関する事。

## 第9 指定公共機関

### 1 日本郵便（株） 北海道支社

事務又は業務
(1) 災害時における郵便輸送の確保及び郵便業務運営の確保を図ること。 (2) 郵便の非常取扱いを行うこと。 (3) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動を行うこと。 <b>【鹿部郵便局】</b> (1) 郵便局の窓口掲示板等を利用した広報活動に関する事。

### 2 北海道旅客鉄道（株） 函館支社 日本貨物鉄道（株） 北海道支社

事務又は業務
(1) 災害時における鉄道輸送の確保を行うこと。 (2) 災害時における救援物資の緊急輸送及び避難者の輸送について関係機関の支援を行うこと。



### 3 東日本電信電話（株） 北海道事業部

事務又は業務
(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関する事。

### 4 (株) NTTドコモ 北海道支社

事務又は業務
(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関する事。

### 5 KDDI（株） 北海道総支社

事務又は業務
(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関する事。

### 6 ソフトバンク（株）

事務又は業務
(1) 非常及び緊急通信の取扱いを行うほか、必要に応じて電報電話の利用制限を実施し、重要通信の確保に関する事。

### 7 日本銀行 函館支店

事務又は業務
(1) 災害時における通貨の供給の確保に関する事。
(2) 災害時における金融機関の業務運営の確保に係る措置に関する事。
(3) 災害時における金融機関による金融上の措置の実施に係る要請に関する事。

### 8 日本赤十字社 北海道支部（函館赤十字病院）

事務又は業務
(1) 救助法が適用された場合、知事との委託協定に基づく避難所の設置、医療、助産、遺体処理等の救助業務の実施に関する事。
(2) 防災ボランティア（民間団体及び個人）の行う救助活動の連絡調整に関する事。
(3) 北海道災害義援金募集委員会の運営に関する事。

### 9 日本赤十字社 渡島地区 同鹿部町分区

事務又は業務
(1) 救助に関し、民間団体及び個人の行う救助活動の連絡調整に関する事。
(2) 災害義援金募集委員会の運営に関する事。

## 10 日本放送協会 函館放送局

事務又は業務
(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 予報（注意報含む）、特別警報・警報、並びに情報等及び被害状況等に関する報道を実施し、防災広報に関わる業務に関すること。

## 11 日本通運（株） 函館支店

事務又は業務
(1) 災害時における救援物資の緊急輸送等についての関係機関の支援に関すること。

## 12 北海道電力（株） 函館支社 北海道電力ネットワーク（株） 函館支店

事務又は業務
(1) 電力供給施設の防災対策を行うこと。 (2) 災害時における電力の円滑な供給を行うよう努めること。 (3) ダムの放流等について関係機関へ通報を行うこと。

## 第10 指定地方公共機関

- 1 北海道放送（株）
  - 札幌テレビ放送（株）
  - 北海道テレビ放送（株）
  - 北海道文化放送（株）
    - （株）テレビ北海道
    - （株）エフエム北海道
    - （株）エフエム・ノースウェーブ
    - （株）STVラジオ

事務又は業務
(1) 防災に係る知識の普及に関すること。 (2) 気象等特別警報・警報・注意報並びに情報等及び被害状況等に関する報道の実施、防災広報に関わる業務に関すること。

## 2 北海道ガス（株）等ガス事業者

事務又は業務
(1) ガス供給施設の防災対策に関すること。 (2) 災害時におけるガスの円滑な供給に関すること。

### 3 (一社) 渡島医師会

事務又は業務
(1) 災害時における救急医療に関すること。

### 4 (一社) 函館歯科医師会

事務又は業務
(1) 災害時における歯科医療活動に関すること。

### 5 (一社) 北海道薬剤師会 函館支部

事務又は業務
(1) 災害時における調剤、医薬品の供給に関すること。

### 6 (公社) 北海道獣医師会 道南支部

事務又は業務
(1) 災害時における家庭動物の対応に関すること。

### 7 (一社) 北海道バス協会 (公社) 函館地区トラック協会

事務又は業務
(1) 災害時における人員、緊急物資及び災害対策用資材等の緊急輸送についての関係機関の支援に関すること。

### 8 (一社) 北海道警備業協会 函館支部

事務又は業務
(1) 災害時における交通誘導業務及び避難場所の警備等について関係機関の支援に関すること。

### 9 (公社) 北海道看護協会

事務又は業務
(1) 災害時における看護業務の支援に関すること。

### 10 (一社) 北海道LPガス協会

事務又は業務
(1) 災害時におけるエルピーガス供給活動の支援に関すること。

## 11 (一社) 北海道建設業協会

事務又は業務
(1) 災害時における応急対策業務に関する事。

## 12 (福) 北海道社会福祉協議会

事務又は業務
(1) 被災地域におけるボランティアセンターの支援に関する事。
(2) 北海道災害派遣ケアチームの派遣に関する事。
(3) 鹿部町社会福祉協議会の処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、総合調整に関する事。

## 第11 公共的及び防災上重要な施設等の管理者

### 1 鹿部漁業協同組合 はこだて広域森林組合

事務又は業務
(1) 共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧対策に関する事。
(2) 被災組合員に対する融資及び斡旋に関する事。
(3) 共済金支払いの手続に関する事。

### 2 鹿部商工会

事務又は業務
(1) 災害時における物価の安定及び救援物資、復旧資材の確保についての協力に関する事。

### 3 一般病院 診療所

事務又は業務
(1) 災害時において医療及び防疫対策についての協力に関する事。

### 4 函館バス(株)鹿部営業所 函館地区バス協会 一般運送事業者

事務又は業務
(1) 災害時における人員、救援物資及び応急対策用物資の緊急輸送業等について関係機関の支援に関する事。

## 5 危険物関係施設管理者

---

事務又は業務
(1) 災害時における危険物の保安の確保に関すること。

## 6 電気通信事業者

---

事務又は業務
(1) 災害時における電気通信の確保について関係機関の支援に関すること。

## 7 鹿部漁業無線局

---

事務又は業務
(1) 漁船に対する気象情報の通報に関すること。
(2) 災害時における漁船との通信に関すること。

## 8 日本水難救済会 鹿部救難所

---

事務又は業務
(1) 沿岸における海難救助に関すること。
(2) 漁港等防災対策への協力に関すること。

## 9 鹿部町社会福祉協議会

---

事務又は業務
(1) 被災生活困窮者の援護に関すること。
(2) 応急金融対策に関すること。

## 資料1-2 関係機関連絡先一覧

### 第1 町

名称	所在地	電話・FAX
鹿部町役場 総務・防災課	茅部郡鹿部町字鹿部252番地1	TEL 01372-7-2111 FAX 01372-7-3086

### 第2 指定行政機関及び指定地方行政機関等

名称	所在地	電話・FAX
総務省消防庁	東京都千代田区霞が関2-1-2	TEL 03-5253-5111 FAX 03-5253-7531
北海道開発局 函館開発建設部 函館道路事務所	北斗市追分4-11-2	TEL 0138-49-2631 FAX 0138-49-6452
北海道森林管理局 渡島森林管理署	二海郡八雲町出雲町13-4	TEL 0137-63-2141 FAX 0137-62-2961
北海道財務局 函館財務事務所	函館市新川町25-18	TEL 0138-23-8445 FAX 0138-23-5839
北海道農政事務所 八雲統計・情報センター	二海郡八雲町三杉町25-3	TEL 0137-63-3383 FAX 0137-63-3385
北海道運輸局 函館運輸支局 総務企画課	函館市西桔梗町555-24	TEL 0138-49-8862 FAX 0138-49-1042
第一管区海上保安本部 函館海上保安部 警備救難課	函館市海岸町24-4	TEL 0138-42-4312 FAX 0138-44-2379
函館地方気象台 観測予報管理官グループ	函館市美原3-4-4	TEL 0138-46-2212 FAX 0138-46-1190
北海道労働局 函館労働基準監督署	函館市新川町25-18	TEL 0138-23-1276
陸上自衛隊 第28普通科連隊 第3科	函館市広野町6-18	TEL 0138-51-9171 (内線239)

### 第3 道の機関

名称	所在地	電話・FAX
渡島総合振興局 地域創生部 地域政策課	函館市美原4-6-16	TEL 0138-47-9430 FAX 0138-47-9203
渡島総合振興局 総合窓口(業務時間外)	函館市美原4-6-16	TEL 0138-47-9400
渡島総合振興局 函館建設管理部 建設行政室	函館市美原4-6-16	TEL 0138-47-9605 FAX 0138-47-9217
渡島総合振興局 東部森林室 管理課管理係	函館市柳町14-24	TEL 0138-51-4611 FAX 0138-56-6719
渡島総合振興局 保健環境部 保健行政室 企画総務課	函館市美原4-6-16	TEL 0138-47-9524 FAX 0138-47-9219
渡島総合振興局 保健環境部 森地域保健支所	茅部郡森町字上台町330	TEL 01374-2-2323 FAX 01374-2-3497
北海道総合通信局 防災対策推進室	札幌市北区北8条西2丁目1-1	TEL 011-747-6451 FAX 011-709-2481
北海道警察函館方面本部 警備課	函館市五稜郭町15-5	TEL 0138-31-0110 FAX //

名称	所在地	電話・FAX
北海道警察函館方面本部 森警察署 警備課	茅部郡森町字上台町299-6	TEL 01374-2-0110 FAX //
北海道警察函館方面本部 鹿部駐在所	茅部郡鹿部町字鹿部154-3	TEL 01372-7-2861

## 第4 関係市町

名称	所在地	電話・FAX
函館市役所 総務部 総務課	函館市東雲町4-13	TEL 0138-21-3648 FAX 0138-27-6489
函館市役所 南茅部支所	函館市川汲町1520	TEL 0138-25-5111 FAX 0138-25-5110
森町役場 防災交通課	茅部郡森町御幸町144-1	TEL 01374-2-2181 FAX 01374-2-3244
森町役場 砂原支所	茅部郡森町砂原1-43-4	TEL 01374-8-3111 FAX 01374-8-3120
七飯町役場 総務部 情報防災課	亀田郡七飯町字本町6-1-1	TEL 0138-65-5797 FAX 0138-66-2054
北斗市役所 総務部 総務課	北斗市中央1-3-10	TEL 0138-73-3111 FAX 0138-73-6970

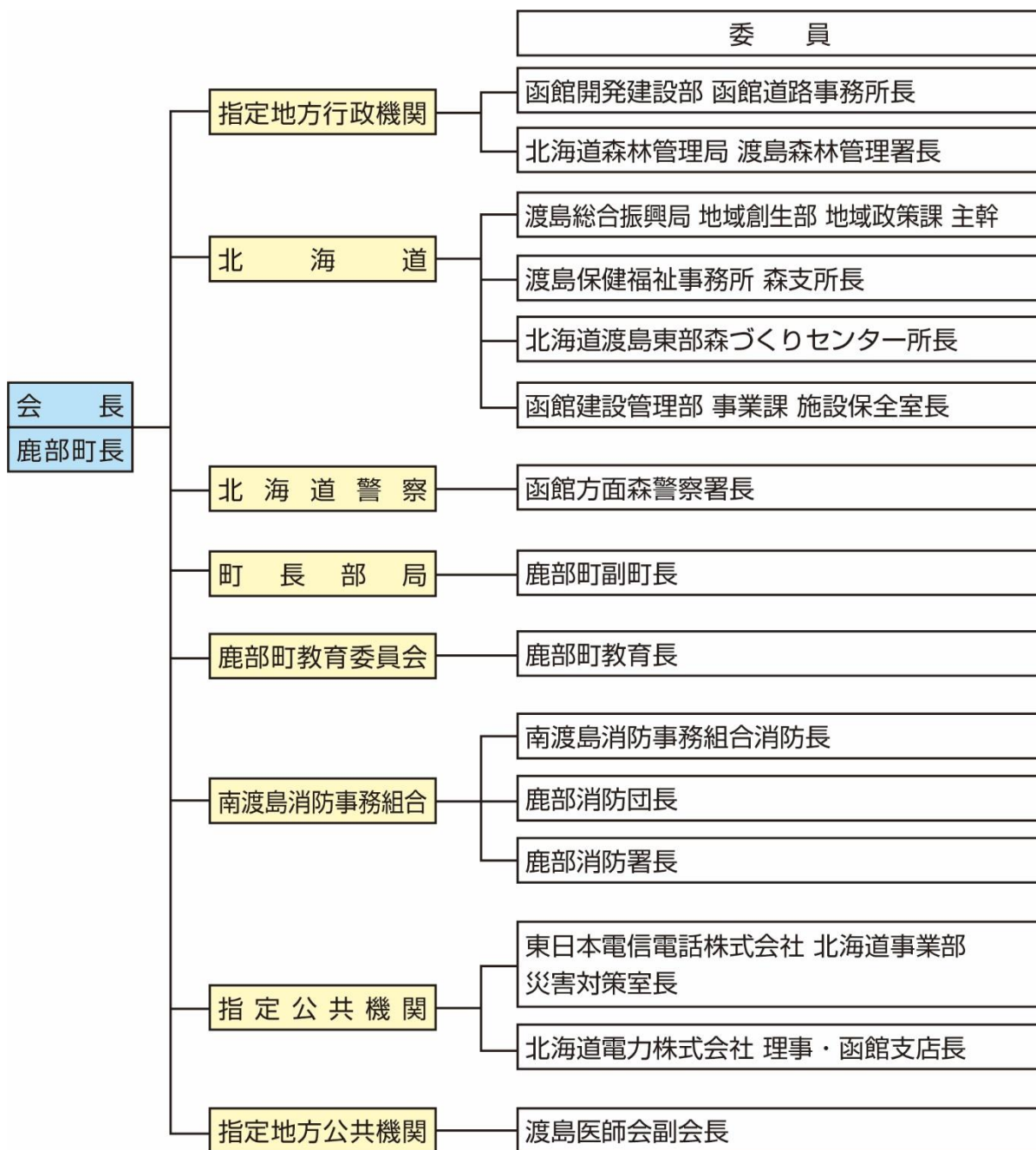
## 第5 指定公共機関、指定地方公共機関その他の機関

名称	所在地	電話・FAX
東日本電信電話(株) 北海道事業部 北海道南支店	函館市東雲町14-8	TEL 0138-21-2011 FAX 0138-24-2342
(株)NTTドコモ 北海道支社 函館支店	函館市梁川町5-10	TEL 0138-32-6655
日本赤十字社渡島地区 (渡島総合振興局 保健環境部 地域福祉係窓口)	函館市美原4-6-16	TEL 0138-47-9531
北海道電力(株) 函館支店	函館市千歳町25-15	TEL 0138-22-4111 FAX 0138-22-2516
(公社)北海道トラック協会 総務部 総務課	札幌市中央区南9条西1丁目1-10	TEL 011-531-2215 FAX 011-521-5810
日本通運(株) 函館支店	函館市若松町14-10	TEL 0138-23-8811
北海道旅客鉄道(株) 函館支社 (技術)	函館市若松町12-5	TEL 0138-22-2518 FAX 0138-24-2784
(一社)北海道バス協会 総務課	札幌市中央区北1条西19丁目2	TEL 011-621-4161 FAX 011-621-1566
函館バス(株) 鹿部出張所	茅部郡鹿部町字鹿部130	TEL 01372-7-2044
日本郵便(株) 鹿部郵便局	茅部郡鹿部町字宮浜2-1	TEL 01372-7-2260 FAX 01372-7-3566
日本郵便(株) 本別簡易郵便局	茅部郡鹿部町字本別136	TEL 01372-7-2162 FAX 01372-7-3785
日本放送協会 札幌放送局 放送部		TEL 011-221-5097 FAX 011-231-4997
日本放送協会 室蘭放送局	室蘭市山手町1-3-50	TEL 0143-22-7271 FAX 0143-23-1730
北海道テレビ放送(株) 報道部	札幌市豊平区平岸4条13-10-17	TEL 011-824-4141 FAX 011-812-1764

名称	所在地	電話・FAX
(株) テレビ北海道 報道部	札幌市中央区大通東6丁目2-4	TEL 011-232-7160 FAX 011-232-7173
北海道放送(株) 報道局 報道部	札幌市中央区北1条西5丁目2	TEL 011-232-5876 FAX 011-221-6807
札幌テレビ放送(株) 報道制作局 報道部	札幌市中央区北1条西8丁目1-1	TEL 011-272-8295 FAX 011-271-1535
北海道文化放送(株) 報道制作局 報道部	札幌市中央区北1条西14丁目1	TEL 011-214-5321 FAX 011-271-5497
北海道放送(株)【AMラジオ】 報道局 報道部	札幌市中央区北1条西5丁目2	TEL 011-232-5855 FAX 011-232-1287
函館山ロープウェイ(株) FMいるか	函館市元町18-11	TEL 0138-27-3700 FAX 0138-23-3100
(株) エフエム北海道 制作グループ	札幌市中央区北1条西2	TEL 011-241-0844 FAX 011-232-8438
(株) エフエム・ノースウェーブ 編成部	札幌市北区北7条西4-3-1	TEL 011-701-6505 FAX 011-707-8311
(一社) 北海道医師会 事業第2課	札幌市中央区大通西6-6	TEL 011-231-1725 FAX 011-210-4514
(一社) 北海道歯科医師会 総務課	札幌市中央区北1条東9-11	TEL 011-231-0945 FAX 011-271-7514
(一社) 渡島医師会 事務局	函館市大森町21-12	TEL 0138-27-1246 FAX 0138-27-1247
(一社) 北海道薬剤師会 管理課	札幌市豊平区平岸1条8-5-12	TEL 011-811-0184 FAX 011-831-2412
(一社) 北海道LPガス協会 道南支部	函館市日吉町3丁目20-24	TEL 0138-51-3320 FAX 0138-51-3352
函館地方石油業協同組合	函館市大手町5-10ニチロビル323	TEL 0138-23-4426 FAX 0138-23-4429
南渡島消防事務組合 消防本部	北斗市中央2-6-6	TEL 0138-73-5130 FAX 0138-73-6694
南渡島消防事務組合 鹿部消防署	茅部郡鹿部町字宮浜286-1	TEL 01372-7-3331 FAX 01372-7-3379
新函館農業協同組合	北斗市本町1丁目1-21	TEL 0138-77-5555 FAX 0138-77-5566
鹿部漁業協同組合	茅部郡鹿部町字宮浜323	TEL 01372-7-2311 FAX 01372-7-3610
鹿部商工会	茅部郡鹿部町字鹿部130-1	TEL 01372-7-3344 FAX 01372-7-3514
鹿部水産加工業協同組合	茅部郡鹿部町字鹿部130-1	TEL 01372-7-3344 FAX 01372-7-3514
(福) 渡島福祉会 渡島リハビリテーションセンター	茅部郡鹿部町字鹿部258-7	TEL 01372-7-3321 FAX 01372-7-2219
鹿部町森林組合	茅部郡鹿部町字宮浜299	TEL 01372-7-2111 FAX 01372-7-3086
鹿部温泉観光協会	茅部郡鹿部町字鹿部130-1	TEL 01372-7-3500 FAX 01372-7-3514
朝日航空(株) 鹿部飛行場	茅部郡鹿部町字本別450-1	TEL 01372-7-3388 FAX 01372-7-3799
鹿部小学校	茅部郡鹿部町字宮浜314-1	TEL 01372-7-3334 FAX 01372-7-3335
鹿部中学校	茅部郡鹿部町字宮浜281	TEL 01372-7-3114 FAX 01372-7-3115
しかべ幼稚園	茅部郡鹿部町字宮浜311-2	TEL 01372-7-2417 FAX 01372-7-2135
北海道漁業研修所	茅部郡鹿部町字本別540番地	TEL 01372-7-5111 FAX 01372-7-3042



資料1-3 鹿部町防災会議



## 資料1-4 災害対策本部

対策部	部長	班名	班長	構成係等
総務・防災対策部	総務・防災課長	総務・防災班	課長補佐又は係長	総務係 財政係 契約管財係 防災・デジタル推進室
企画振興対策部	企画振興課長	企画振興班	〃	企画振興係 政策推進係 広報公聴係 統計係
民生対策部	民生課長	民生班	〃	戸籍係 住民係 生活環境係 健康保険係
保健福祉対策部	保健福祉課長	保健福祉班	〃	福祉係 介護保険係 保健推進係 地域包括支援係 子育て支援係
税務対策部	税務課長	税務班	〃	課税係 納税係
水産経済対策部	水産経済課長	水産経済班	〃	商工労働係 農林係 ふるさと納税係 漁業振興室 食と観光推進室
建設水道対策部	建設水道課長	建設水道班	〃	管理係 建築係 土木係 車両管理係 水道係
文教対策部	教育長	文教対策班	子ども教育課長 又は社会スポーツ課長	子ども教育課 総務・学校教育係 子育て支援係 社会教育スポーツ課 社会教育・スポーツ 振興係 給食センター
支援部	議会事務局長	支援班	会計課長	議会事務局 会計課

## 資料1-5 災害対策本部の所掌業務

## 第1 総務・防災課（総務・防災対策部）

事務又は業務	
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害発生時の職員の初動体制の強化に関する事。</li> <li>(2) 職員・町民に対する防災思想・知識の普及・啓発に関する事。</li> <li>(3) 防災訓練に関する事。</li> <li>(4) 非常持出品等の家庭・事業所における備蓄の啓発に関する事。</li> <li>(5) 町における食料・飲料水及び生活必需品等の物資の備蓄に関する事。</li> <li>(6) 物資搬送拠点施設の確保や備蓄倉庫の整備に関する事。</li> <li>(7) 物資供給体制の整備に関する事。</li> <li>(8) 道や自治体間等からの物資応援支援に関する事。</li> <li>(9) 相互応援体制整備計画に関する事。</li> <li>(10) 業務継続計画に関する事。</li> <li>(11) 国民の権利、利益、救済に係わる文書保存に関する事。</li> <li>(12) 情報システム及びデータ等の保守、管理に関する事。</li> <li>(13) 自主防災組織の育成指導に関する事。</li> <li>(14) 避難場所の整備及び確保に関する事。</li> <li>(15) 避難場所の運営の手引きに関する事。</li> <li>(16) 要配慮者対策に関する事。</li> <li>(17) 情報収集・伝達体制に関する事。</li> <li>(18) 道への水防報告に関する事。</li> <li>(19) 風水害の予防対策に関する事。</li> <li>(20) 土砂災害の予防対策に関する事。</li> <li>(21) 雪害の予防対策に関する事。</li> <li>(22) 融雪災害の予防対策に関する事。</li> <li>(23) 積雪・寒冷期における災害の予防対策に関する事。</li> <li>(24) 複合災害の予防対策に関する事。</li> </ul>
災害応急	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害応急対策人員の確保に関する事。</li> <li>(2) 防災危機管理係の応援に関する事。</li> <li>(3) 職員応援派遣に関する事。</li> <li>(4) 防災危機管理係の応援に関する事。</li> <li>(5) 避難誘導に関する事。</li> <li>(6) 食料及び衣料・生活必需品等の調達の総括に関する事。</li> <li>(7) 応急公用負担に関する事。</li> <li>(8) 災害対策措置関係予算及び資金計画に関する事。</li> <li>(9) 災害応急金融計画に関する事。</li> <li>(10) 公共交通機関の運行状況の把握及び利用者への情報提供に関する事。</li> <li>(11) 義援物資の受入・管理に関する事。</li> <li>(12) 自衛隊災害派遣部隊の経費に関する事。</li> <li>(13) 災害情報連絡室の設置・廃止に関する事。</li> <li>(14) 災害対策本部の総括に関する事。</li> <li>(15) 災害対策本部の設置・廃止及び本部委員会会議に関する事。</li> <li>(16) 災害情報や被害状況の収集・集計の総括に関する事。</li> <li>(17) 関係機関への災害情報や被害状況の報告に関する事。</li> <li>(18) 救助法に基づく救助の実施の総括に関する事。</li> <li>(19) 防災会議その他関係機関団体の連絡調整に関する事。</li> <li>(20) 消防機関との連絡調整に関する事。</li> <li>(21) ガス、電気及び通信事業者との連絡調整に関する事。</li> <li>(22) 避難指示等の判断・伝達に関する事。</li> <li>(23) 避難場所の開設・運営の総括に関する事。</li> <li>(24) ヘリコプター要請に関する事。</li> <li>(25) 救助救出活動に関する事。</li> <li>(26) (火山) 異常現象発見通報の受理に関する事。</li> <li>(27) (火山) 札幌火山センター（又は函館地方气象台）への問い合わせに関する事。</li> </ul>

事務又は業務	
災害応急	(28) (火山) 降灰調査に関する事。                     (29) (火山) 渡島総合振興局、森町、七飯町への報告に関する事。                     (30) (火山) 山麓にある施設への状況問い合わせに関する事。                     (31) (火山) 住民等への広報及び登山者等への情報伝達に関する事。                     (32) (火山) 災害対策本部移設に関する事。                     (33) (火山) 函館市へ広域避難の受入れ等の依頼に関する事。                     (34) 自衛隊災害派遣要請及び派遣活動に関する事。                     (35) 災害情報等報告取扱要領に基づく道への報告に関する事。                     (36) 他市町村、道、防災関係機関への応援要請に関する事。                     (37) 警戒区域の設定に関する事。                     (38) 行方不明者の捜索に関する事。                     (39) 災害時輸送における鉄道輸送の協力要請に関する事。                     (40) 水防応急対策に関する事。                     (41) 広域一時滞在における他市町村との協議に関する事。                     (42) 国・北海道・市町村間及び防災関係機関等の応援・受援活動に関する事。                     (43) 災害時の通信手段の確保に関する事。                     (44) 通信途絶時等における措置に関する事。                     (45) 避難場所の非常用電源の確保に関する事。                     (46) 仮設避難場所の設営に関する事。
災害復旧	(1) 災害復旧全般に関する事。                     (2) 被災者台帳の作成に関する事。

## 第2 企画振興課 (企画振興対策部)

事務又は業務	
災害予防	(1) 災害発生時の職員の初動体制の強化に関する事。                     (2) 防災訓練に関する事。                     (3) 業務継続計画に関する事。                     (4) 複合災害の予防対策に関する事。
災害応急	(1) 災害応急対策人員の確保に関する事。                     (2) 対策本部への運営・協力に関する事。                     (3) その他応援に関する事。                     (4) 災害応急対策人員の確保に関する事。                     (5) 対策本部への運営・協力に関する事。                     (6) その他応援に関する事。                     (7) 災害時の広報活動 (住民・関係機関・報道) に関する事。                     (8) 町ホームページ等を利用した避難情報の周知に関する事。                     (9) 町ホームページ等を利用した災害情報の周知に関する事。                     (10) 町ホームページ等を利用した被害情報の周知に関する事。                     (11) 災害応急対策人員の確保に関する事。                     (12) 対策本部への運営・協力に関する事。                     (13) その他応援に関する事。                     (14) 災害情報や被害状況の集計に関する事。
災害復旧	(1) 災害復旧予算措置及び財政援助措置に関する事。                     (2) 応急金融対策に関する事。

## 第3 民生課 (民生対策部)

事務又は業務	
災害予防	(1) 災害発生時の職員の初動体制の強化に関する事。                     (2) 防災訓練に関する事。                     (3) 物資供給体制の整備に関する事。                     (4) 業務継続計画に関する事。                     (5) 要配慮者対策に関する事。

事務又は業務	
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>(6) 避難場所の整備及び確保に関すること。</li> <li>(7) 複合災害の予防対策に関すること。</li> </ul>
災害応急	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害応急対策人員の確保に関すること。</li> <li>(2) 対策本部の運営・協力に関すること。</li> <li>(3) その他応援に関すること。</li> <li>(4) 避難場所の開設に関すること。</li> <li>(5) 救助法に基づく救助の実施に関すること。</li> <li>(6) 避難者名簿の作成に関すること。</li> <li>(7) 住民の安否確認に関すること。</li> <li>(8) 行方不明者の捜索に関すること。</li> <li>(9) 在宅避難者の把握及び物資の供給に関すること。</li> <li>(10) 遺体の処理及び埋葬に関すること。</li> <li>(11) 安否情報の照会に関すること。</li> <li>(12) 災害応急対策人員の確保に関すること。</li> <li>(13) 所管施設の安全確保及び避難誘導に関すること。</li> <li>(14) 対策本部の運営・協力に関すること。</li> <li>(15) その他応援に関すること。</li> <li>(16) 所管施設に対する避難指示等の伝達に関すること。</li> <li>(17) 所管施設の被害状況の収集に関すること。</li> <li>(18) 外国人の対応に関すること。</li> <li>(19) 食料及び衣料・生活必需品等の調達に関すること。</li> <li>(20) 炊き出しの実施に関すること。</li> <li>(21) 住民組織・団体への協力要請に関すること。</li> <li>(22) 被災者相談所の開設に関すること。</li> <li>(23) 住民等からの被害情報や生活関連情報の問い合わせ、苦情等への対応に関すること。</li> <li>(24) 災害応急対策人員の確保に関すること。</li> <li>(25) 対策本部の運営・協力に関すること。</li> <li>(26) その他応援に関すること。</li> <li>(27) 避難場所の開設に関すること。</li> <li>(28) 災害情報や被害状況の収集に関すること。</li> <li>(29) 防疫応急対策に関すること。</li> <li>(30) 仮設トイレの設置に関すること。</li> <li>(31) 死亡獣畜の処理に関すること。</li> <li>(32) し尿及びごみ処理に関すること。</li> <li>(33) 家庭動物対策に関すること。</li> <li>(34) 災害応急対策人員の確保に関すること。</li> <li>(35) 対策本部の運営・協力に関すること。</li> <li>(36) その他応援に関すること。</li> <li>(37) 避難場所の開設に関すること。</li> <li>(38) 災害情報や被害状況の収集に関すること。</li> </ul>
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 所管施設の復旧に関すること。</li> </ul>

#### 第4 保健福祉課（保健福祉対策部）

事務又は業務	
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害発生時の職員の初動体制の強化に関すること。</li> <li>(2) 防災訓練に関すること。</li> <li>(3) 医薬品の確保に関すること。</li> <li>(4) 業務継続計画に関すること。</li> <li>(5) 要配慮者対策に関すること。</li> <li>(6) 複合災害の予防対策に関すること。</li> </ul>
災害応急	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害応急対策人員の確保に関すること。</li> <li>(2) 要配慮者利用施設に対する避難指示等の伝達に関すること。</li> <li>(3) 避難支援等関係者との連絡調整に関すること。</li> <li>(4) 避難行動要支援者に対する避難指示等の伝達に関すること。</li> </ul>

事務又は業務	
災害応急	(5) 避難行動要支援者の避難行動支援に関する事。                     (6) 避難行動要支援者の安否確認に関する事。                     (7) 避難行動要支援者の避難場所に到着してからの対応に関する事。                     (8) 福祉避難所の開設・運営に関する事。                     (9) 北海道（保健所）及び医療機関との連携及び調整に関する事。                     (10) 渡島医師会との連絡調整に関する事。                     (11) 日本赤十字社及び鹿部赤十字奉仕団との連絡調整に関する事。                     (12) 感染症患者に対する措置に関する事。                     (13) 医療救護活動に関する事。                     (14) 災害応急対策人員の確保に関する事。                     (15) 福祉系の応援に関する事。                     (16) 災害応急対策人員の確保に関する事。                     (17) 福祉系の応援に関する事。                     (18) 臨時予防接種に関する事。                     (19) 災害応急対策人員の確保に関する事。                     (20) 福祉系の応援に関する事。                     (21) 所管施設に対する避難指示等の伝達に関する事。                     (22) 所管施設の安全確保及び避難誘導に関する事。                     (23) 所管施設の被害状況の収集に関する事。                     (24) 食料及び衣料・生活必需品等の調達に関する事。                     (25) 炊き出しの実施に関する事。                     (26) ボランティアとの連携に関する事。                     (27) 災害応急対策人員の確保に関する事。                     (28) 福祉系の応援に関する事。                     (29) 所管施設に対する避難指示等の伝達に関する事。                     (30) 所管施設の安全確保及び避難誘導に関する事。                     (31) 所管施設の被害状況の収集に関する事。
災害復旧	(1) 社会福祉施設の復旧に関する事。                     (2) 災害見舞金・義援金の受理及び配布に関する事。                     (3) 被災者生活再建支援制度に関する事。

## 第 5 税務課（税務対策部）

事務又は業務	
災害予防	(1) 災害発生時の職員の初動体制の強化に関する事。                     (2) 防災訓練に関する事。                     (3) 業務継続計画に関する事。                     (4) 複合災害の予防対策に関する事。
災害応急	(1) 災害応急対策人員の確保に関する事。                     (2) 対策本部の運営・協力に関する事。                     (3) その他応援に関する事。                     (4) 災害情報や被害状況の収集に関する事。                     (5) 避難場所の開設に関する事。                     (6) 家屋等の被害状況の把握に関する事。                     (7) 災害応急対策人員の確保に関する事。                     (8) 対策本部の運営・協力に関する事。                     (9) その他応援に関する事。                     (10) 災害情報や被害状況の収集に関する事。                     (11) 避難場所の開設に関する事。                     (12) 家屋等の被害状況の把握に関する事。                     (13) 被災納税者の被災資産の調査に関する事。
災害復旧	(1) 税の減免、徴収猶予に関する事。                     (2) 住民の財産保護に関する事。

## 第 6 水産経済課（水産経済対策部）

事務又は業務	
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害発生時の職員の初動体制の強化に関する事。</li> <li>(2) 企業に対する防災思想・知識の普及・啓発に関する事。</li> <li>(3) 防災訓練に関する事。</li> <li>(4) 防災資機材の確保に関する事。</li> <li>(5) 業務継続計画に関する事。</li> <li>(6) 要配慮者（観光客・外国人）対策に関する事。</li> <li>(7) 船舶関係者及び漁業地域に対する避難に関する事。</li> <li>(8) 高波・高潮による災害予防対策に関する事。</li> <li>(9) 複合災害の予防対策に関する事。</li> </ul>
災害応急	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害応急対策人員の確保に関する事。</li> <li>(2) 対策本部への運営・協力に関する事。</li> <li>(3) 商工施設に対する避難指示等の伝達に関する事。</li> <li>(4) 災害情報や被害状況の収集に関する事。</li> <li>(5) 食料及び衣料・生活必需品等の調達に関する事。</li> <li>(6) 石油類燃料の確保・供給に関する事。</li> <li>(7) 応急対策に必要な労務者の雇用に関する事。</li> <li>(8) 災害応急対策人員の確保に関する事。</li> <li>(9) 対策本部への運営・協力に関する事。</li> <li>(10) 漁業施設に対する避難指示等の伝達に関する事。</li> <li>(11) 災害情報や被害状況の収集に関する事。</li> <li>(12) 警戒区域の巡視に関する事。</li> <li>(13) 海上交通安全の確保に関する事。</li> <li>(14) 海上輸送に関する事。</li> <li>(15) 災害時輸送における海上輸送に関する事。</li> <li>(16) 所管施設の応急措置の実施に支障となるものの除去に関する事。</li> <li>(17) 所管施設の応急対策及び応急復旧対策に関する事。</li> <li>(18) 海上災害の応急対策に関する事。</li> <li>(19) 流出油等の応急対策に関する事。</li> <li>(20) 災害応急対策人員の確保に関する事。</li> <li>(21) 対策本部への運営・協力に関する事。</li> <li>(22) 災害情報や被害状況の収集に関する事。</li> <li>(23) 警戒区域の巡視に関する事。</li> <li>(24) 所管施設の応急措置の実施に支障となるものの除去に関する事。</li> <li>(25) 所管施設の応急対策及び応急復旧対策に関する事。</li> <li>(26) 林道の通行不能箇所の調査及び危険表示に関する事。</li> <li>(27) 林野火災の応急対策に関する事。</li> <li>(28) 応急飼料等の応急対策に関する事。</li> <li>(29) 家畜防疫に関する事。</li> <li>(30) 災害応急対策人員の確保に関する事。</li> <li>(31) 対策本部への運営・協力に関する事。</li> <li>(32) 観光施設の安全確保及び避難誘導に関する事。</li> <li>(33) 観光施設の被害状況の収集に関する事。</li> <li>(34) 観光施設及び観光者に対する避難指示等の伝達に関する事。</li> <li>(35) 公園、観光施設の立ち入り規制に関する事。</li> <li>(36) 所管施設の応急対策及び応急復旧対策に関する事。</li> </ul>
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 海岸公共土木施設の復旧に関する事。</li> <li>(2) 林地荒廃防止施設の復旧に関する事。</li> <li>(3) 漁港公共土木施設の復旧に関する事。</li> <li>(4) 農林水産施設の復旧に関する事。</li> <li>(5) 応急金融対策に関する事。</li> </ul>

## 第7 建設水道課（建設水道対策部）

事務又は業務	
災害予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害発生時の職員の初動体制の強化に関する事。</li> <li>(2) 防災訓練に関する事。</li> <li>(3) 防災資機材の確保に関する事。</li> <li>(4) 災害時の電力の確保に関する事。</li> <li>(5) 業務継続計画に関する事。</li> <li>(6) 避難場所となる施設の整備に関する事。</li> <li>(7) 重要警戒区域及び整備計画に関する事。</li> <li>(8) 災害から建築物を防除するための措置に関する事。</li> <li>(9) 風水害の予防対策に関する事。</li> <li>(10) 土砂災害の予防対策に関する事。</li> <li>(11) 雪害の予防対策に関する事。</li> <li>(12) 融雪災害の予防対策に関する事。</li> <li>(13) 積雪・寒冷期における災害の予防対策に関する事。</li> <li>(14) 複合災害の予防対策に関する事。</li> </ul>
災害応急	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 災害応急対策人員の確保に関する事。</li> <li>(2) 対策本部への運営・協力に関する事。</li> <li>(3) 災害情報や被害状況の収集に関する事。</li> <li>(4) 警戒区域の巡視に関する事。</li> <li>(5) 公用道路、河川等への立入り規制に関する事。</li> <li>(6) 所管施設の応急措置の実施に支障となるものの除去に関する事。</li> <li>(7) 所管施設の応急対策及び応急復旧対策に関する事。</li> <li>(8) 交通応急対策に関する事。</li> <li>(9) 災害時輸送における道路輸送に関する事。</li> <li>(10) 緊急通行車両の申請に関する事。</li> <li>(11) 災害応急対策人員の確保に関する事。</li> <li>(12) 対策本部への運営・協力に関する事。</li> <li>(13) 災害情報や被害状況の収集に関する事。</li> <li>(14) 所管施設の応急措置の実施に支障となるものの除去に関する事。</li> <li>(15) 所管施設の応急対策及び応急復旧対策に関する事。</li> <li>(16) 住宅応急対策に関する事。</li> <li>(17) 被災宅地安全対策に関する事。</li> <li>(18) 災害応急対策人員の確保に関する事。</li> <li>(19) 対策本部への運営・協力に関する事。</li> <li>(20) 災害情報や被害状況の収集に関する事。</li> <li>(21) 警戒区域の巡視に関する事。</li> <li>(22) 所管施設の応急措置の実施に支障となるものの除去に関する事。</li> <li>(23) 所管施設の応急対策及び応急復旧対策に関する事。</li> <li>(24) 水防応急対策に関する事。</li> <li>(25) 給水応急対策に関する事。</li> <li>(26) 上水道応急対策に関する事。</li> <li>(27) 家庭用水の供給や一般飲用井戸の管理に関する事。</li> <li>(28) 応急土木対策に関する事。</li> <li>(29) 災害応急対策人員の確保に関する事。</li> <li>(30) 対策本部への運営・協力に関する事。</li> <li>(31) 災害情報や被害状況の収集に関する事。</li> <li>(32) 公用車の確保及び配車に関する事。</li> <li>(33) 避難者の公用車による輸送に関する事。</li> </ul>
災害復旧	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 河川公共土木施設の復旧に関する事。</li> <li>(2) 砂防設備の復旧に関する事。</li> <li>(3) 地すべり防止施設の復旧に関する事。</li> <li>(4) 急傾斜地崩壊防止施設の復旧に関する事。</li> <li>(5) 道路公共土木施設の復旧に関する事。</li> <li>(6) 上水道の復旧に関する事。</li> <li>(7) 住宅の復旧に関する事。</li> </ul>



事務又は業務	
災害復旧	(8) 応急金融対策に関すること。

## 第8 生涯学習課（文教対策部）

事務又は業務	
災害予防	(1) 災害発生時の職員の初動体制の強化に関すること。 (2) 学校教育関係機関における防災思想・知識の普及・啓発及び教育の推進に関すること。 (3) 防災訓練に関すること。 (4) 業務継続計画に関すること。 (5) 避難場所の整備及び確保に関すること。 (6) 避難場所運営の手引きに関すること。 (7) 複合災害の予防対策に関すること。
災害応急	(1) 災害応急対策人員の確保に関すること。 (2) 対策本部への運営・協力に関すること。 (3) 所管施設の安全確保及び避難誘導に関すること。 (4) 所管施設の避難指示等の伝達に関すること。 (5) 避難場所の開設に関すること。 (6) 災害情報や被害状況の収集に関すること。 (7) 所管施設の応急復旧対策に関すること。 (8) 炊き出しの実施に関すること。 (9) 災害状況に応じた教育計画に関すること。 (10) 災害応急対策人員の確保に関すること。 (11) 対策本部への運営・協力に関すること。 (12) 所管施設の安全確保及び避難誘導に関すること。 (13) 所管施設の避難指示等の伝達に関すること。 (14) 避難場所の開設に関すること。 (15) 災害情報や被害状況の収集に関すること。 (16) 所管施設の応急復旧対策に関すること。 (17) 文教対策に関すること。 (18) 災害応急対策人員の確保に関すること。 (19) 対策本部への運営・協力に関すること。 (20) 乳幼児の避難生活支援に関すること。
災害復旧	(1) 学校教育施設の復旧に関すること。 (2) 社会教育施設の復旧に関すること。

## 第9 議会事務局（支援部）

事務又は業務	
災害予防	(1) 災害発生時の職員の初動体制の強化に関すること。 (2) 防災訓練に関すること。 (3) 業務継続計画に関すること。
災害応急	(1) 総務・防災課の支援に関すること (2) 避難誘導に関すること。

## 第10 会計課（支援部）

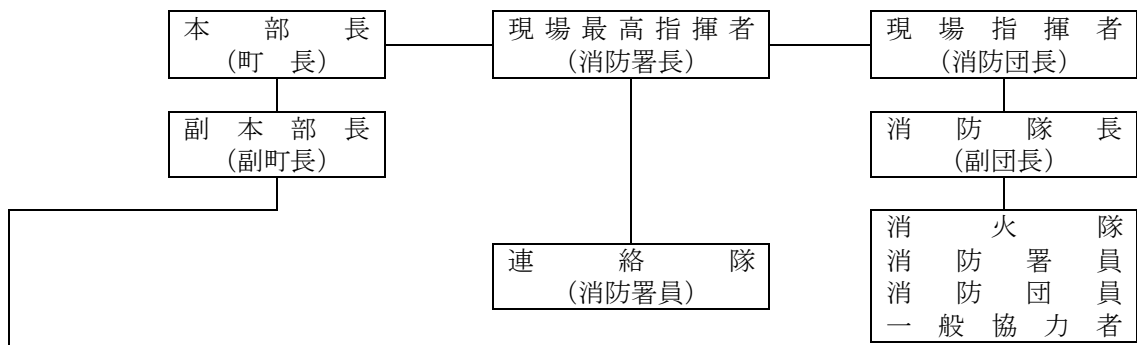
事務又は業務	
災害予防	(1) 災害発生時の職員の初動体制の強化に関すること。 (2) 防災訓練に関すること。 (3) 業務継続計画に関すること。

事務又は業務	
災害応急	(1) 総務・防災課の支援に関すること。 (2) 避難誘導に関すること。
災害復旧	(1) 災害見舞金・義援金の保管に関すること。

## 資料1-6 海難対策関係機関・団体

名称	住所	電話	備考
函館海上保安部	函館市海岸町24-4	0138-42-4312	電話118(警備救難課)
第一管区海上保安本部函館航空基地	函館市赤坂町65-1	0138-58-3515	(飛行科)
北海道運輸局函館海運支局	函館市海岸町24-4	0138-42-5732	(総務課)
海上自衛隊函館基地隊	函館市大町10-3	0138-23-4241	(警備課)
道警函館方面本部	函館市五稜郭町15-5	0138-31-0110	(警備課災害係)
函館方面森警察署	森町字上台町299-6	01374-2-0110	(警備課)
函館地方气象台	函館市美原3丁目4-4	0138-46-2211	(防災管理官グループ)
北海道渡島総合振興局	函館市美原4丁目6-16	0138-47-9430	(地域政策課)
函館労働基準監督署	函館市新川町25-18	0138-23-1278	(安全衛生係)
北海道漁船海難防止センター渡島支部	函館市豊川町11-9	0138-22-3027	
日本水難救済会函館救難所	函館市石崎町296	0138-58-2131	
函館漁業無線局	函館市青柳町37-8	0138-23-1241	
北海道漁業協同組合連合会函館支所	函館市豊川町11-9	0138-22-4146	
鹿部漁業協同組合	鹿部町字宮浜323	01372-7-2311	
日本水難救済会鹿部救難所			
鹿部町役場	鹿部町字鹿部252-1	01372-7-2111	

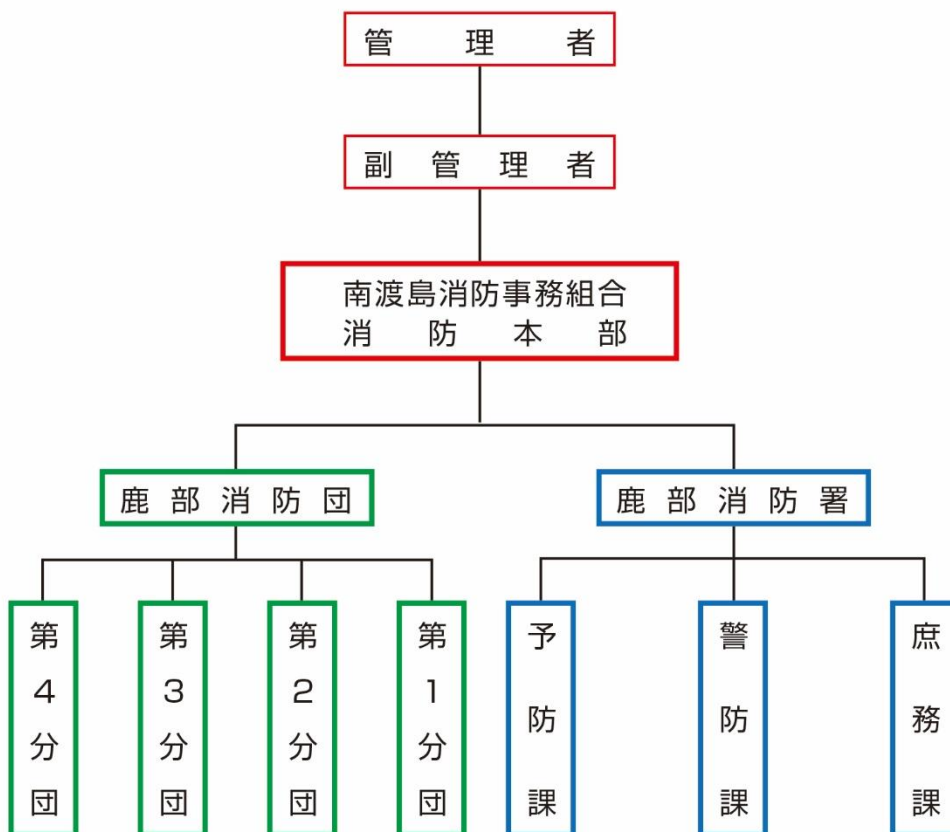
**資料1-7 鹿部町山火事消防対策本部機構図**



総務班 水産経済課 総務・防災課 企画振興課 班長～水産経済課長	1 町民協力者の出動に関する事。 2 自衛隊の出動に関する事。 3 山火事に伴う会計処理に関する事。 4 その他各班に属さない事。
連絡班 総務・防災課 (議会事務局・出納室) 企画振興課 班長～総務・防災課長	1 山火事の情報・連絡に関する事。 2 山火事警報の連絡に関する事。 3 現地消防隊との連絡に関する事。
資材班 建設水道課・水産経済課 観光商工課 班長～建設水道課長	1 山火事消防器具調達に関する事。 2 器具及び協力者の現地輸送に関する事。
救護班 保健福祉課・民生課 税務課・生涯学習課 班長～保健福祉課長	1 負傷者の救護に関する事。 2 消火隊の炊き出し業務に関する事。

## 2 消防

### 資料2-1 消防の組織



## 資料2-2 消防施設及び消防体制

### 第1 消防庁舎・分団施設等

令和3年4月1日現在

施設名	所在地	TEL	FAX
南渡島消防事務組合 鹿部消防署	鹿部町字宮浜286-1	01372-7-3331	01372-7-3379
〃 鹿部消防団第1分団詰所	鹿部町字鹿部100-64		
〃 鹿部消防団第2分団詰所	鹿部町字本別245-23		
〃 鹿部消防団第2分団出来潤車庫	鹿部町字本別540-24		
〃 鹿部消防団第3分団詰所	鹿部町字大岩57-1地先		
〃 鹿部消防団第4分団詰所	鹿部町字宮浜289-1		
〃 鹿部消防団第4分団車庫	鹿部町字宮浜289-1		
〃 消防本部	北斗市中央2-6-6	0138-73-5130	0138-73-6694
〃 北斗消防署	北斗市中央2-6-6	0138-73-3191	0138-73-8006
〃 七飯消防署	亀田郡七飯町桜町2-3-1	0138-65-2244	0138-65-2833

### 第2 保有車両

区分 署・団名	消防ポンプ 水槽付 自動車	消防ポンプ自動車	救急自動車	指揮連絡車	小型動力ポンプ付 積載車	その他車両	小型動力ポンプ	計
鹿部消防署	2	0	2	1	0	1	0	6
鹿部消防団	0	1	0	0	4	0	1	6

### 第3 消防水利

#### ア 防火水槽

地区	容量 40m <sup>3</sup>
大岩地区	5
鹿部地区	8
宮浜地区	15
本別地区	12
出来潤地区	4
大和地区	21
計	65

#### イ 消火栓

地区	経口	双口	単口	計
大岩地区	0	4	4	4
鹿部地区	0	17	17	17
宮浜地区	2	18	20	20
本別地区	1	12	13	13
出来潤地区	0	3	3	3
大和地区	0	13	13	13
計	3	67	70	70

## 第4 消防資機材の保有状況

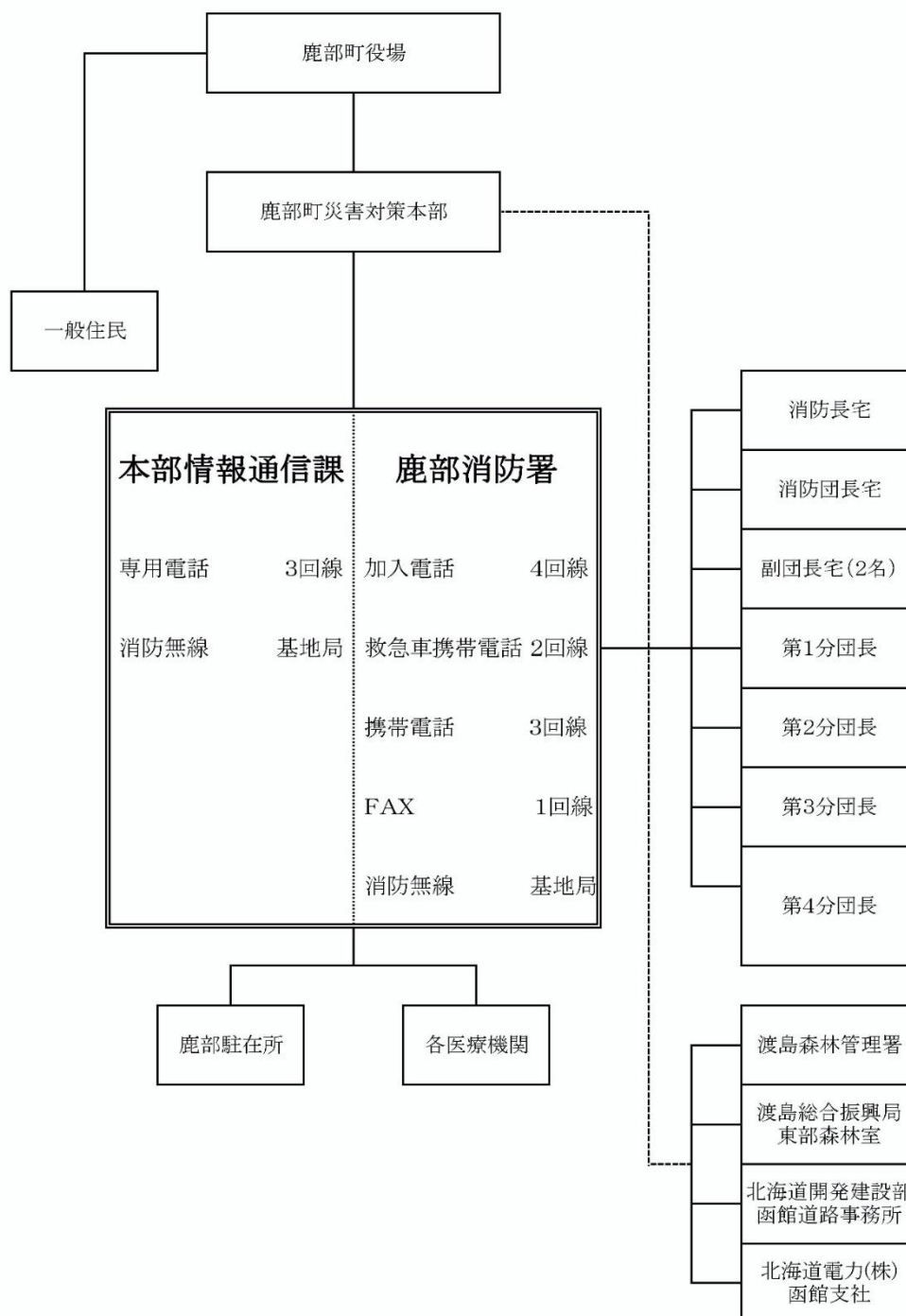
令和3年4月1日現在

種別	項目	鹿部消防署	鹿部消防団
消火資機材	管槍	10	10
	発泡ノズル	4	0
	背負式水のう	7	5
	消防用ホース65mm	70	277
	消防用ホース50mm	74	0
	泡消火薬剤 (ℓ)	200	0
	消火器	5	5
	簡易水槽	1	2
救助資機材	積載かぎ付はしご	2	0
	積載二連はしご	0	5
	積載三連はしご	2	0
	空気式救助マット	1	0
	チルホール	2	0
	可搬式発電機	3	5
	バスケットストレッチャー	2	0
	救命ゴムボート	1	0
	船外機	1	0
	救命胴衣	11	0
	救命浮輪	3	0
	救助用ロープ (50m)	4	0
	救助用ロープ (100m)	2	0
	救助用ロープ (200m)	2	0
	投光器	2	5
	ポータブルサーチライト	8	10
	油圧式救助器具スプレッター	2	0
	油圧式救助器具カッター	2	0
	油圧式救助器具ラムシリンダー	2	0
	エンジンカッター	2	0
チェーンソー	1	3	
酸素溶断機	1	0	
保護資機材	耐電用手袋	6	0
	防じんマスク	40	100
	空気呼吸器	12	0
	空気ボンベ	20	0
	酸素呼吸器	2	0
	送排風機	2	0
	防塵めがね	25	0
通信器具	基地局	1	0
	移動局車載型 (5w)	6	5
	移動局携帯型 (1w)	13	0
	移動局可搬型 (5w)	1	0
	携帯電話	5	0
	メガホン	5	0
測定器具	可燃性ガス測定器	1	0
救命資機材	気道確保用資機材	3	0
	半自動体外式除細動器	2	0
	自動式心肺蘇生装置	2	0
	輸液用資機材	40	0
	血中酸素飽和度測定器	3	0
	心電計	2	0
その他	液体型油処理剤 (ℓ)	240	0

種別	項目	鹿部消防署	鹿部消防団
	粒子型油処理剤 (kg)	70	0
	マット型油処理剤 (枚)	500	0
	土のう袋 (大) (枚)	220	250
	土のう袋 (小) (枚)	2000	250
	草刈機	2	0
	コンプレッサー	1	0

## 第5 消防通信系統図

令和3年4月1日現在





## 第6 消防部隊編成計画










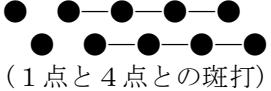

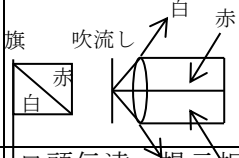
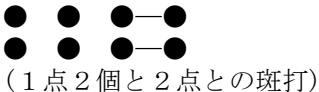

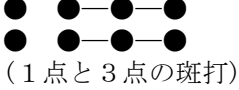

令和3年4月1日現在

隊名	隊員数	保有車両及び機械		隊長名	備考
直轄隊	27	鹿部タンク1号車	2 t 水槽付	署長	日野
		鹿部タンク2号車	5 t 水槽付		いすゞ
		鹿部救急1号車	高規格非常用		日産
		鹿部救急2号車	高規格		トヨタ
		指揮連絡車			三菱
		連絡1号車			三菱
団本部	14	トーハツ (VF63AS)	B 2 級	団長	
第1分団 (鹿部)	14	第1分団ポンプ車	A 2 級	分団長	いすゞ
第2分団 (本別、出来潤)	28	第2分団積載車		分団長	三菱
		トーハツ (VF63AS)	B 2 級		車両積載
		第2分団出来潤積載車			三菱
		トーハツ (VF63AS)	B 2 級		車両積載
第3分団 (大岩)	12	第3分団積載車		分団長	三菱
		トーハツ (VF63AS)	B 2 級		車両積載
第4分団 (宮浜)	23	第4分団積載車		分団長	三菱
		トーハツ (VF63AS)	B 2 級		車両積載
計	91				

## 第 7 消防信号

別表 2 消防信号〔消防法施行規則・(昭和36. 4. 1 自治省令第6号) 別表第1の3〕

平成25年12月31日現在

方法 信号別	種別	打鐘信号	余韻防止付 サイレン信号	その他の信号
火災信号	近火信号 消防屯所から約800メートル以内のとき	 (連点)	約3秒 	
	出場信号 署所団出場区域内	 (3点)	約2秒(短声連点) 約5秒	
	応援信号 署所団特命応援出場のとき	 (2点)	約6秒 	
	報知信号 署所団特命応援出場のとき	 (1点)		
	鎮火信号	 (1点と2点との斑打)		
山林火災信号	出場信号 署所団出場区域内	 (3点と2点との斑打)	約10秒  約2秒	
	応援信号 署所団特命応援出場のとき	同上	同上	
火災警報信号	火災警報発令信号	 (1点と4点との斑打)	約30秒  約6秒	掲示板 火災警報発令中 赤地に白字 形状及び大きさは、適宜とする。 
	火災警報解除信号	 (1点2個と2点との斑打)	約10秒 約1分  約3秒	
演習信号 招集	演習招集信号	 (1点と3点との斑打)	約15秒  約6秒	
備考	1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの1種又は2種以上を併用することができる。 2 信号継続時間は、適宜とする。 3 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。			

### 3 災害履歴・気象・町の概況等

#### 資料3-1 町の気象の概況

##### 第1 気象の概況（平成14年～令和3年）

	気温（℃）			降水量（mm）		風速（m/s）・風向			積雪（cm）	
	平均	最高	最低	1日最大	年合計	最大風速	風向 （16方位）	平均	最深積雪	最深月日
平成14年	9.9]	29.0	-13.4]	60]	1028]	15]	SW	2.8]	9]	3月7日
平成15年	7.8	28.9	-13.7	79	888	15	SW	2.8	77	3月8日
平成16年	8.7	30.4	-12.7	71	1288	20	SSW	3.0	46	2月9日
平成17年	7.7	30.9	-14.3	45	1099	14	SW	2.8	77	3月12日
平成18年	7.8	32.0	-16.7	49	1028	16	WSW	2.9	68	2月10日
平成19年	8.4	32.7	-12.7	131	982	13	SW	2.8	39	2月16日
平成20年	8.1	28.7	-15.6	83.0	807.5	13	SSW	2.7	74	2月24日
平成21年	8.1	28.8	-13.8	59.5	1,200.5	18	SW	2.9	48	1月16日
平成22年	8.5	32.2	-17.6	102.5	1,485.0	15.1	SSW	2.7	57]	2月20日
平成23年	7.9	31.4	-17.2	66.0	932.5	13.6	SSW	2.7	81]	1月12日
平成24年	7.8	32.6	-15.9	65.5	966.5	13.3	SSW	2.6	103	2月26日
平成25年	8.0	30.2	-17.9	174.0	1,419.0	13.2	SSW	2.7	73	2月24日
平成26年	8.0	31.2	-16.3	60.0	889.0	15.8	SW	2.7	80]	3月9日
平成27年	8.8	31.1	-13.9	81.0	1103.5	16.2	SW	2.8	62	2月13日
平成28年	8.3	29.9	-15.6	67.5	1086.5	18.1	E	2.8	72]	1月24日
平成29年	8.1	32.1	-15.3	85.5	1183.5	13.2	SW	2.7	91	2月21日
平成30年	8.5	30.4	-18.4	59.5	1279.5	15.0	SW	2.7	99	2月15日
令和元年	8.7	31.9	-18.8	72.5	786.5	14.9	SSW	2.7	69	2月8日
令和2年	9.0	31.4	-15.2	71.0	922.5	13.8	SW	2.6	31	2月8日
令和3年	8.9	33.1	-16.2	85.0	1185.0	13.2	SW	2.7	89	3月2日

資料：森地域気象観測所（アメダス）

注・表示例 値] について

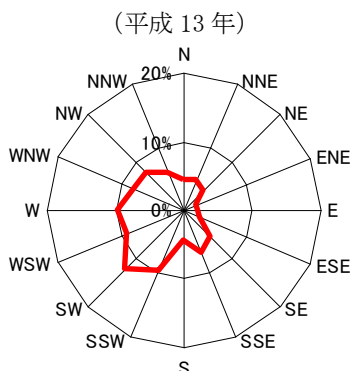
資料が許容範囲を超えて欠けた状態で観測及び統計した値を「資料不足値」とし、値の右に「]」を付け表記する。

資料不足値は信頼性が乏しいため、通常は統計に用いない。ただし、少なくともその値以上（以下）であると言える場合、合計や度数等の積算及び極値の統計に利用できることがある。

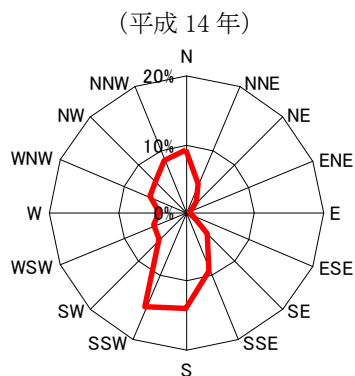
- ・最大風速（1日における10分間平均風速の中の最大値）
- ・最深積雪（毎正時の積雪の深さの最大値）
- ・降水量は、平成20年3月26日から0.5mm単位で観測
- ・最大風速は、平成21年9月25日から0.1m/s単位で観測

資料：函館地方気象台

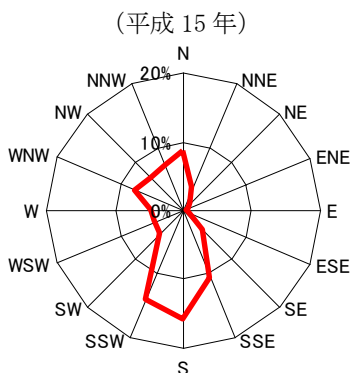
## 第2 年間風向配置図（平成13年～令和3年）



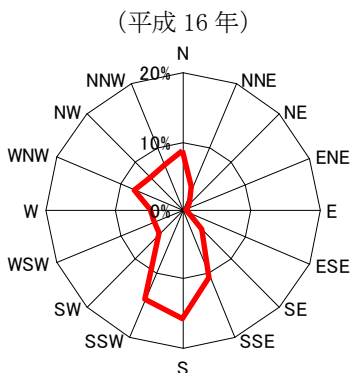
注：静穏 1.8%（毎正時の風向）



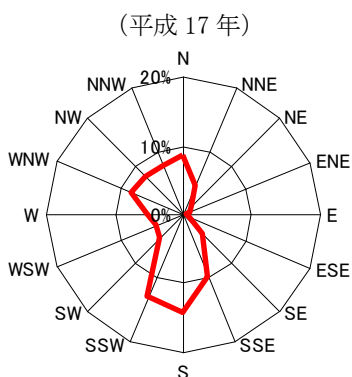
注：静穏 4.8%（毎正時の風向）



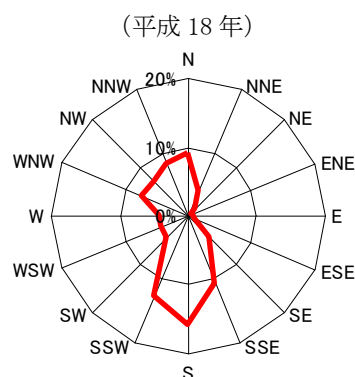
注：静穏 4.5%（毎正時の風向）



注：静穏 3.8%（毎正時の風向）

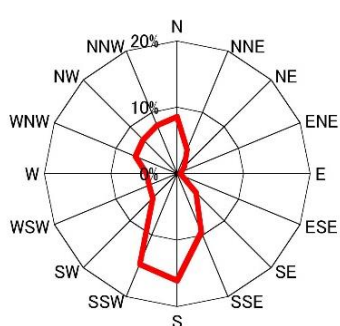


注：静穏 4.1%（毎正時の風向）



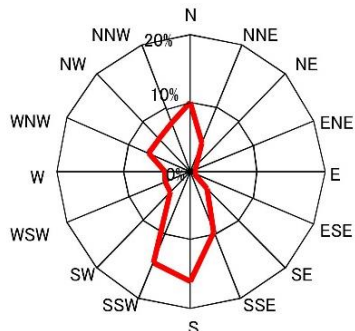
注：静穏 4.4%（毎正時の風向）

(平成19年)



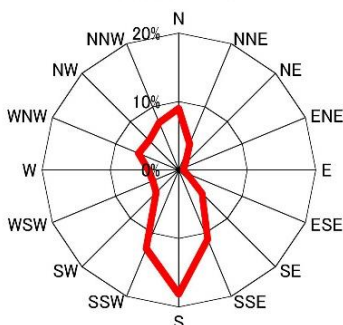
注：静穏3.3%（毎正時の風向）

(平成20年)



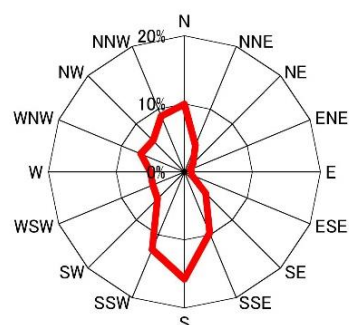
注：静穏3.8%（毎正時の風向）

(平成21年)



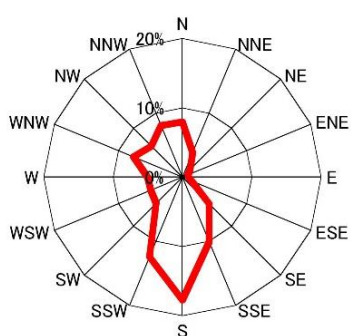
注：静穏3.3%（毎正時の風向）

(平成22年)



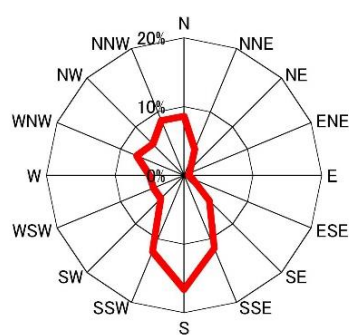
注：静穏0.6%（毎正時の風向）

(平成23年)



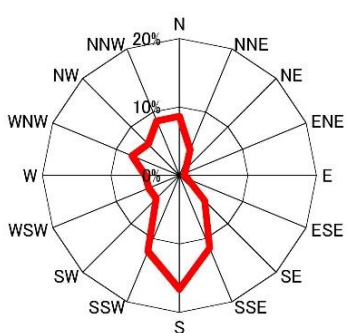
注：静穏0.5%（毎正時の風向）

(平成24年)



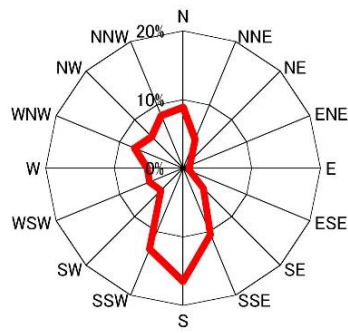
注：静穏0.8%（毎正時の風向）

(平成25年)

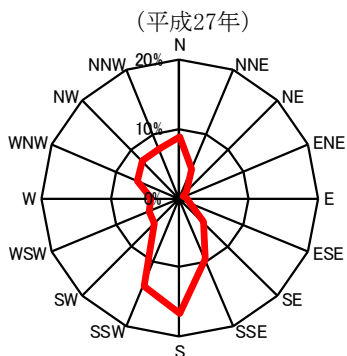


注：静穏0.6%（毎正時の風向）

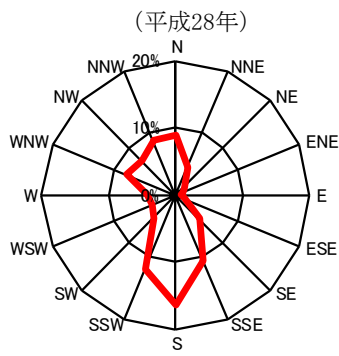
(平成26年)



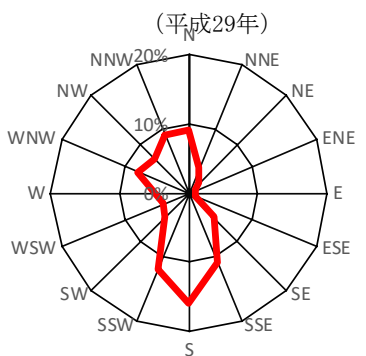
注：静穏0.7%（毎正時の風向）



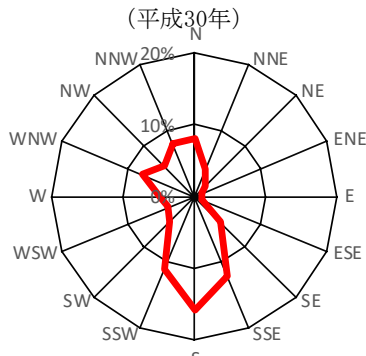
注：静穏0.9%（毎正時の風向）



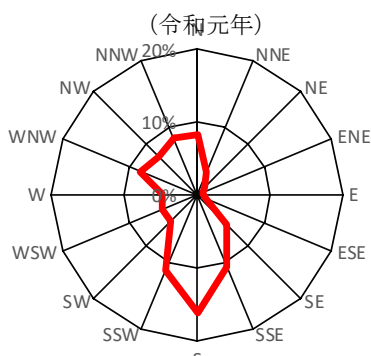
注：静穏0.9%（毎正時の風向）



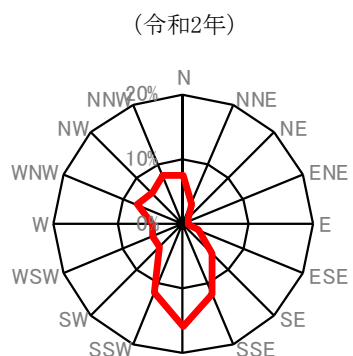
注：静穏0.3%（毎正時の風向）



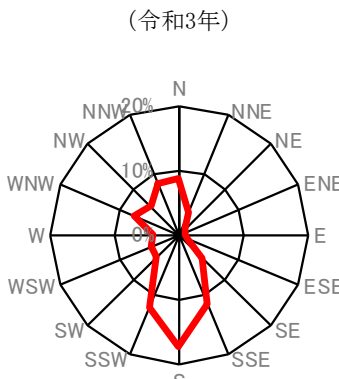
注：静穏1.0%（毎正時の風向）



注：静穏0.9%（毎正時の風向）



注：静穏0.9%（毎正時の風向）



注：静穏0.8%（毎正時の風向）

注：風速が0.3m/s以下の場合を静穏という。  
 観測所名：森地域気象観測所  
 資料：函館地方気象台

### 第3 特殊気象（統計期間：平成14年3月1日～令和3年12月31日）

日最高気温の高い方から (°C)

順位	最高気温 (°C)	出現年月日
1位	33.1	令和3年8月5日
2位	32.7	平成19年8月12日
3位	32.6	令和3年8月8日
4位	32.6	平成24年8月21日
5位	32.3	令和3年7月27日

日最低気温の低い方から (°C)

順位	最低気温 (°C)	出現年月日
1位	-18.8	平成31年2月8日
2位	-18.4	平成30年1月24日
3位	-18.2	平成30年1月25日
4位	-17.9	平成25年1月10日
5位	-17.6	平成22年2月4日

日最大風速・風光 (m/s)

順位	風速 (m/s)・風向 (16方位)	出現年月日
1位	20 (SSW)	平成16年9月8日
2位	18.6 (E)	平成28年8月30日
3位	18 (SW)	平成21年5月18日
4位	17.3 (SW)	平成28年4月17日
5位	16.2 (SW)	平成27年4月26日

日降水量 (mm)

順位	降水量 (mm)	出現年月日
1位	174.0	平成25年8月18日
2位	131	平成19年7月28日
3位	103.0	平成25年8月9日
4位	102.5	平成22年8月12日
5位	100.0	平成22年8月11日

日最大1時間降水量 (mm)

順位	降水量 (mm)	出現年月日
1位	63.0	平成29年7月22日
2位	57.0	平成25年8月18日
3位	55	平成19年7月28日
4位	54.5	平成29年8月22日
5位	51.5	平成25年8月9日

月最深積雪 (cm)

順位	積雪深 (cm)	出現年月日
1位	103	平成24年2月26日
2位	99	平成30年2月15日
3位	91	平成29年2月21日
4位	89	令和3年3月2日
5位	86	平成24年3月1日

観測所名：森地域気象観測所（アメダス）

注：降水量は、平成20年3月26日から0.5mm単位で観測

：最大風速は、平成21年9月25日から0.1m/s単位で観測

資料：函館地方気象台

## 第4 北海道駒ヶ岳火山性地震回数（平成2年～令和3年）

年	月	総数	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	備考
平成2年		79	2	0	2	60	2	3	1	0	3	0	2	4	
平成3年		31	4	1	4	0	3	1	0	7	2	2	3	4	
平成4年		29	0	4	1	10	2	0	0	2	2	5	3	0	
平成5年		13	1	2	3	0	0	4	2	1	0	0	0	0	
平成6年		3	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	
平成7年		10	0	0	2	0	3	0	1	1	0	2	1	0	
平成8年		28	3	1	15	0	0	0	3	3	1	2	0	0	3.5小噴火
平成9年		18	0	2	1	1	0	4	1	2	0	2	4	1	
平成10年		39	0	1	2	5	2	1	0	2	1	10	11	4	10.25小噴火
平成11年		25	1	2	3	3	2	3	4	0	2	1	1	3	
平成12年		61	0	1	2	2	6	3	4	6	17	14	5	1	9.4, 9.12, 9.28, 10.24, 10.28, 11.8小噴火
平成13年		7	1	0	0	0	1	0	0	1	1	2	1	0	
平成14年		24	1	10	7	1	1	1	1	1	0	0	0	1	
平成15年		14	0	2	1	0	2	0	1	1	1	2	4	0	
平成16年		8	1	2	0	0	1	1	0	1	0	0	2	0	
平成17年		7	0	0	0	1	1	0	2	0	3	0	0	0	
平成18年		5	0	0	1	0	0	0	0	1	3	0	3	0	
平成19年		4	0	0	1	0	0	0	1	1	0	1	0	0	
平成20年		3	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	1	
平成21年		2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	
平成22年		4	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1	
平成23年		5	1	0	1	0	0	0	0	1	1	0	0	1	
平成24年		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
平成25年		4	0	0	0	0	0	0	2	1	0	1	0	0	
平成26年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
平成27年		3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
平成28年		3	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	
平成29年		4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	
平成30年		1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	
令和元年		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
令和2年		1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	
令和3年		2	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
令和4年		5	0	0	5										

資料：札幌管区気象台火山監視・情報センター  
地震観測点は気象庁西山麓地震計による



## 資料3-2 町の過去の災害

### 第1 過去の災害史概要

年月日	種別	地域	災害の概要
昭和4.6.17	噴火	全域	駒ヶ岳大噴火、噴煙、雷鳴強く、電光交錯乱舞し、降灰、降石有、地震、火災により335戸全焼、埋没515棟、死者2名、傷者4名、耕地、山野、他被害相当有り。
17.11.16	噴火	全域	大噴煙、降灰があった。被害は耕作物程度に終る。
27.3.4	地震	全域	「1952年十勝沖地震」により震度4津波による水産施設資源に被害発生
29.9.26	台風	全域	台風15号襲来、全村に対し被害発生、鹿部小学校全壊。死者1名
39.11.13 ～14	低気圧	全域	低気圧の襲来により、鹿部漁港東防波堤が大暴風雨により決壊。その他沿岸護岸に対する被害あり。
45.1.31	低気圧	全域	一月低気圧災害により、村内住家、非住家の床上浸水、床下浸水、漁船小破、海岸浸食や護岸の決壊が続出した。
45.8.15	台風	全域	台風9号災害発生。住家、水産施設、農林被害続出する。
48.9.24	低気圧	全域	集中豪雨により、住家、非住家の床上、床下浸水による被害発生。
平成8.3.5	噴火	七飯町	駒ヶ岳小噴火、噴煙、降灰が七飯町東大沼地区にあった。鹿部町の被害はなかった。
平成10.10.25	噴火	全域	駒ヶ岳小噴火、噴煙、降灰が鹿部町本別、宮浜地区にあったが、被害はなかった。
平成12.9.4 ～11.8	噴火	全域	駒ヶ岳小噴火、噴煙、降灰を確認、火山性微動あり。
平成16.9.8	台風	全域	台風18号災害発生。暴風により住宅損壊、民有林・町有林・道有林の被害発生。
平成23.3.11	津波	沿岸部	「平成23年（2011年）東北地方太平洋沖地震」により、1.8mの津波による漁業被害（漁船・漁業施設）発生

## 第2 災害記録

年月日		災害の記録
◎寛永17年7月31日	(1640)	駒ヶ岳大噴火
◎明和2年	(1765)	駒ヶ岳噴火?
◎天明4年5月19日	(1784)	駒ヶ岳小噴火
○文政5年3月	(1822)	有珠山噴火
○天保12年	(1841)	恵山噴火7
○弘化2年3月	(1845)	噴火湾地帯大雪
○弘化3年11月	(1846)	恵山噴火
◎安政3年7月23日	(1856)	「青森県東方沖地震」東渡島一帯地震津波襲来
○安政3年9月25日	(1856)	駒ヶ岳大噴火 死者 2人
○明治7年8月8日	(1874)	恵山噴火
○明治12年2月	(1879)	大雪
○明治15年秋	(1882)	暴風雨
◎明治21年4月14日	(1888)	駒ヶ岳小噴火
○明治33年3月11日	(1900)	道南大吹雪
◎明治38年8月19日	(1905)	駒ヶ岳小噴火
○大正2年1月	(1913)	大雪
○大正8年6月17日	(1919)	駒ヶ岳小噴火
○大正10年4月14日	(1921)	函館大火 2,141戸消失
◎大正11年5月22日	(1922)	駒ヶ岳小活動
◎大正12年2月27日	(1923)	駒ヶ岳小噴火
◎大正12年3月15日	(1923)	駒ヶ岳小噴火
◎大正13年7月31日	(1924)	駒ヶ岳小噴火
○大正15年9月5日	(1926)	「十勝沖地震」沿岸一帯に強震
◎昭和4年6月17日	(1929)	駒ヶ岳大噴火 死者2名、負傷者4名
○昭和8年2月17日	(1933)	暴風で漁船沈没
○昭和9年3月21日	(1934)	函館大火 罹災戸数24,186戸 死者2,054人 行方不明662人 負傷者12,592人
◎昭和17年11月16日	(1942)	駒ヶ岳噴火
○昭和27年3月4日	(1952)	「1952年十勝沖地震」津波被害
○昭和29年9月26・27日	(1954)	台風15号襲来 洞爺丸沈没 小学校・中学校大破
○昭和32年3月9日	(1957)	大雪
○昭和34年9月26日	(1959)	台風15号襲来
○昭和36年4月4～6日	(1961)	豪雨
○昭和36年10月6日	(1961)	集中豪雨
○昭和39年11月13～14日	(1964)	漁港東防波堤 大暴風
○昭和43年5月16日	(1968)	「1968年十勝沖地震」
○昭和45年1月31日	(1970)	低気圧災害発生
○昭和45年8月15日	(1970)	台風9号災害発生
○昭和48年9月24日	(1973)	集中豪雨
○平成8年3月5日	(1996)	駒ヶ岳小噴火(水蒸気爆発)
○平成8年7月1日～8月23日	(1996)	駒ヶ岳小噴火の影響による泥流・土石流発生
○平成10年10月25日	(1998)	駒ヶ岳小噴火(水蒸気爆発)
○平成12年9月4日	(2000)	駒ヶ岳小噴火
○平成12年9月12日	(2000)	駒ヶ岳ごく小規模な噴火
○平成12年9月28日	(2000)	駒ヶ岳小噴火
○平成12年10月24日	(2000)	駒ヶ岳ごく小規模な噴火
○平成12年10月28日	(2000)	駒ヶ岳小噴火
○平成12年11月8日	(2000)	駒ヶ岳小噴火
○平成16年9月8日	(2004)	台風18号災害発生
○平成23年3月11日	(2011)	「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」津波被害

☆ 駒ヶ岳の噴火活動については、「日本活火山総覧」を参考文献としています。

## 資料3-3 警報・注意報発表基準一覧表

令和2年8月6日現在  
発表官署 函館地方気象台

浜 頓 別 町	府県予報区	渡島・檜山地方			
	一次細分区域	渡島地方			
	市町村等をまとめた地域	渡島東部			
警 報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	12	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	143	
	洪水		流域雨量指数基準	折戸川流域=25.8, 鹿部川流域=9.3	
			複合基準*1	—	
			指定河川洪水予報による基準	—	
	暴風	平均風速	陸上	18m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	18m/s 雪による視程障害を伴う	
			海上	25m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ40cm		
波浪	有義波高	6.0m			
高潮	潮位	1.2m			
注 意 報	大雨	表面雨量指数基準	9		
		土壌雨量指数基準	84		
	洪水	流域雨量指数基準	折戸川流域=20.6, 鹿部川流域=7.4		
		複合基準*1	—		
		指定河川洪水予報による基準	—		
	強風	平均風速	陸上	13m/s	
			海上	18m/s	
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪による視程障害を伴う	
			海上	18m/s 雪による視程障害を伴う	
	大雪	降雪の深さ	12時間降雪の深さ20cm		
	波浪	有義波高	3.0m		
	高潮	潮位	0.8m		
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪	60mm以上：24時間雨量と融雪量（相当水量）の合計			
	濃霧	視程	陸上	200m	
			会場	500m	
乾燥	最小湿度35% 実効湿度65%				
なだれ	①24時間降雪の深さ30cm以上 ②積雪の深さ50cm以上で、日平均気温5℃以上				
低温	通年：(平均気温) 平年より5℃以上低い日が2日以上継続				
霜	最低気温3℃以下				
着氷	船体着氷：水温4℃以下 気温-5℃以下で風速8m/s以上				
着雪	気温0℃くらいで、強度並以上の雪が数時間以上継続				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm		

\*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

## 資料3-4 気象庁震度階級関連解説表（平成21年3月改定）

### 使用にあたっての留意事項

- 1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- 2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- 3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- 4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- 5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- 6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに わずか 大半 ほとんど	極めて少ない。めったにない。 数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。 半分以上。ほとんどよりは少ない。 全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

### ●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないうと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

### ●木造建築（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに分けた。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。」

（注3）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

（注1）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注2）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱 5強	亀裂※ <sup>1</sup> や液状化※ <sup>2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強 7	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ <sup>3</sup> 。

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

### ●大規模構造物への影響

長周期地震動※による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長い ため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらな いと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設 の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## 資料3-5 町の人口及び世帯数

### 第1 総人口（国勢調査）

(単位：人、世帯、人／世帯)

年度	人口			世帯数	1世帯当たり人数
	総数	男	女		
昭和60年10月1日	5,107	2,559	2,548	1,311	3.9
平成2年10月1日	4,979	2,469	2,510	1,367	3.6
平成7年10月1日	4,822	2,383	2,439	1,418	3.4
平成12年10月1日	4,907	2,428	2,479	1,519	3.2
平成17年10月1日	4,919	2,409	2,510	1,646	3.0
平成22年10月1日	4,767	2,339	2,429	1,675	2.8
平成27年10月1日	4,226	2,053	2,173	1,660	2.5
令和2年10月1日	3,760	1,779	1,981	1,619	2.3

※国勢調査

### 第2 地区別人口と世帯数

(令和4年1月1日現在、単位：人、世帯)

	男	女	計	世帯数
大岩	69	61	130	59
鹿部	288	379	667	388
宮浜	733	830	1,563	769
本別	685	674	1,359	632
うち鹿部リゾート	274	260	534	297
駒見	2	0	2	2
計	1,777	1,944	3,721	1,850

### 第3 年代別人口

大岩	男	女	計	鹿部	男	女	計
0歳代	1	3	4	0歳代	11	21	32
10歳代	3	1	4	10歳代	21	23	44
20歳代	4	1	5	20歳代	15	48	63
30歳代	3	2	5	30歳代	33	38	71
40歳代	12	10	22	40歳代	37	27	64
50歳代	13	7	20	50歳代	39	38	77
60歳代	6	13	19	60歳代	63	56	119
70歳代	17	19	36	70歳代	38	53	91
80歳代	9	4	13	80歳代	25	49	74
90歳代	1	1	2	90歳以上	6	26	32
計	69	61	130	計	288	379	667



宮浜	男	女	計	本別	男	女	計
0歳代	44	50	94	0歳代	24	21	45
10歳代	81	73	154	10歳代	40	25	65
20歳代	72	65	137	20歳代	34	23	57
30歳代	88	96	184	30歳代	41	28	69
40歳代	90	94	184	40歳代	42	42	84
50歳代	117	114	231	50歳代	76	72	148
60歳代	106	136	242	60歳代	65	60	125
70歳代	95	119	214	70歳代	51	75	126
80歳代	35	71	106	80歳代	34	56	90
90歳以上	5	12	17	90歳代	4	9	13
計	733	830	1,563	計	411	411	822

うち鹿部リゾート	男	女	計	駒見	男	女	計
0歳代	4	3	7	0歳代	0	0	0
10歳代	3	7	10	10歳代	0	0	0
20歳代	3	1	4	20歳代	0	0	0
30歳代	5	8	13	30歳代	0	0	0
40歳代	20	15	35	40歳代	0	0	0
50歳代	15	21	36	50歳代	1	0	1
60歳代	50	50	100	60歳代	0	0	0
70歳代	125	121	246	70歳代	1	0	1
80歳代	48	35	83	80歳代	0	0	0
90歳代	1	2	3	90歳代	0	0	0
計	274	263	537	計	2	0	2

## 資料3-6 鹿部町の建築年別住家棟数

資産台帳及び住民基本台帳調べ

平成27年1月現在

	大岩	鹿部	宮浜	本別	駒見	計
昭和54年以前	76	344	403	402	17	1242
昭和55年～昭和60年	21	56	145	102	8	332
昭和61年～昭和63年	12	44	102	97	0	255
平成元年～平成6年	13	69	154	219	0	455
平成7年～平成12年	7	53	104	360	1	525
平成13年～平成18年	11	23	70	232	1	337
平成19年～平成24年	16	9	54	81	0	160
平成25年～平成26年	0	1	18	23	0	42
計	156	599	1050	1516	27	3348

地区別構造別住家棟数

大岩	コンクリート ブロック	鉄筋 コンクリート	鉄骨	鉄骨鉄筋 コンクリート	木造	計
昭和54年以前	7	1	0	0	68	76
昭和55年～昭和60年	3	1	0	0	17	21
昭和61年～昭和63年	0	0	0	0	12	12
平成元年～平成6年	0	0	0	0	13	13
平成7年～平成12年	1	0	0	0	6	7
平成13年～平成18年	0	0	0	0	11	11
平成19年～平成24年	0	0	0	0	16	16
平成25年～平成26年	0	0	0	0	0	0
計	11	2	0	0	143	156

鹿部	コンクリート ブロック	鉄筋 コンクリート	鉄骨	鉄骨鉄筋 コンクリート	木造	計
昭和54年以前	53	10	13	1	267	344
昭和55年～昭和60年	3	3	6	1	43	56
昭和61年～昭和63年	0	2	2	0	40	44
平成元年～平成6年	2	2	4	1	60	69
平成7年～平成12年	1	1	3	0	48	53
平成13年～平成18年	0	1	1	0	21	23
平成19年～平成24年	0	0	0	0	9	9
平成25年～平成26年	0	0	0	0	1	1
計	59	19	29	3	489	599

宮浜	コンクリート ブロック	鉄筋 コンクリート	鉄骨	鉄骨鉄筋 コンクリート	木造	計
昭和54年以前	74	16	16	1	296	403
昭和55年～昭和60年	7	10	21	1	106	145
昭和61年～昭和63年	4	6	9	0	83	102
平成元年～平成6年	1	2	15	0	136	154
平成7年～平成12年	2	4	16	0	82	104
平成13年～平成18年	0	2	13	0	55	70
平成19年～平成24年	0	0	11	0	43	54
平成25年～平成26年	0	0	1	0	17	18
計	88	40	102	2	818	1050

本別	コンクリート ブロック	鉄筋 コンクリート	鉄骨	鉄骨鉄筋 コンクリート	木造	計
昭和54年以前	136	10	5	1	250	402
昭和55年～昭和60年	13	1	5	0	83	102
昭和61年～昭和63年	2	6	5	0	84	97
平成元年～平成6年	1	17	24	0	177	219
平成7年～平成12年	0	21	60	0	279	360
平成13年～平成18年	1	8	22	0	201	232
平成19年～平成24年	0	1	2	0	78	81
平成25年～平成26年	0	0	3	0	20	23
計	153	64	126	1	1172	1516

駒見	コンクリート ブロック	鉄筋 コンクリート	鉄骨	鉄骨鉄筋 コンクリート	木造	計
昭和54年以前	0	1	5	0	11	17
昭和55年～昭和60年	0	0	2	0	6	8
昭和61年～昭和63年	0	0	0	0	0	0
平成元年～平成6年	0	0	0	0	0	0
平成7年～平成12年	0	0	1	0	0	1
平成13年～平成18年	0	0	1	0	0	1
平成19年～平成24年	0	0	0	0	0	0
平成25年～平成26年	0	0	0	0	0	0
計	0	1	9	0	17	27

## 町営住宅の数と入居者数（令和4年4月1日現在）

	管理戸数	入居戸数	入居者数			うち65歳以上人口		
			男	女	計	男	女	計
大岩団地	8	8	6	8	14	2	0	2
湯ノ沢団地	28	25	20	28	48	4	10	14
鹿部川団地	8	7	11	9	20	3	0	3
宮浜中央団地	51	50	37	66	103	6	20	26
はまなす団地	64	51	40	58	98	11	22	33
折戸団地	20	17	11	13	24	2	7	9
本別団地	8	7	6	7	13	1	3	4
ひまわり団地	52	52	38	62	100	5	9	14
計	239	217	169	251	420	34	71	105

## 資料3-7 地震被害想定

鹿部町の地震被害想定結果		32. 石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ7km、モデル30_5）の地震			
被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	4.3	4.3	4.3
(3)急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度B(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度C(箇所)	11箇所	11箇所	11箇所
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟
半壊棟数	0棟	0棟	0棟		
(5)火災被害		全出火件数	0件	0件	0件
		炎上出火件数	0件	0件	0件
		焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人	0人
避難者数計		0人	0人	0人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
		下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km
	機能支障世帯数		0世帯	0世帯	0世帯
	※機能支障人口		0人	0人	0人
	復旧日数(人員1/2)		—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		その他の道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

鹿部町の地震被害想定結果		33. 石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ3km、モデル30_2）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.8	4.8	4.8	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B(箇所)	2箇所	2箇所	2箇所	
	崩壊危険度C(箇所)	9箇所	9箇所	9箇所	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(5)火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
避難者数	避難所生活者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	避難所外避難者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	避難者数計	1人未満	1人未満	1人未満	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
—		—	—	—	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被害	被害箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

鹿部町の地震被害想定結果		34. 石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ3km、モデル30_3）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.6	4.6	4.6	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度C(箇所)	11箇所	11箇所	11箇所	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟	
	半壊棟数	0棟	0棟	0棟	
(5)火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人	0人
避難者数計		0人	0人	0人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
—		—	—	—	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被害	被害箇所数	2箇所	2箇所	2箇所
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m以上)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
不通箇所数		0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

鹿部町の地震被害想定結果		35. 石狩低地東縁断層帯南部（断層上端深さ3km、モデル30_5）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.3	4.3	4.3	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度C(箇所)	11箇所	11箇所	11箇所	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟	
	半壊棟数	0棟	0棟	0棟	
(5)火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人	0人
避難者数計		0人	0人	0人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
—		—	—	—	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

鹿部町の地震被害想定結果		36. 黒松内低地断層帯 (モデル30_5) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.7	4.7	4.7	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度C(箇所)	11箇所	11箇所	11箇所	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟	
	半壊棟数	0棟	0棟	0棟	
(5)火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人	
	避難所外避難者数	0人	0人	0人	
	避難者数計	0人	0人	0人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
	復旧日数(人員1/4)	-	-	-	
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
		復旧日数(人員1/4)	-	-	-
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被害	被害箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					



鹿部町の地震被害想定結果		37. 黒松内低地断層帯 (モデル45_3) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.8	4.8	4.8	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度C(箇所)	11箇所	11箇所	11箇所	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟	
	半壊棟数	0棟	0棟	0棟	
(5)火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人	
	避難所外避難者数	0人	0人	0人	
	避難者数計	0人	0人	0人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
—		—	—	—	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被害	被害箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m以上)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
不通箇所数		0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

鹿部町の地震被害想定結果		38. 黒松内低地断層帯 (モデル45_4) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.7	4.7	4.7	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度C(箇所)	11箇所	11箇所	11箇所	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟	
	半壊棟数	0棟	0棟	0棟	
(5)火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人	
	避難所外避難者数	0人	0人	0人	
	避難者数計	0人	0人	0人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
	復旧日数(人員1/4)	-	-	-	
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
		復旧日数(人員1/4)	-	-	-
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被害	被害箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

鹿部町の地震被害想定結果		39. 函館平野西縁断層帯 (モデル45_2) の地震				
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)		
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.6	5.6	5.6		
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	2箇所	2箇所	2箇所		
	崩壊危険度B(箇所)	1箇所	1箇所	1箇所		
	崩壊危険度C(箇所)	8箇所	8箇所	8箇所		
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
		揺れによる半壊棟数	3棟	3棟	3棟	
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(5)火災被害	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
		半壊棟数	3棟	3棟	3棟	
		全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
		焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
		揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	急傾斜地崩壊による人的被害	揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	火災被害による人的被害	急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	計	火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満	
		死者数	1人未満	1人未満	1人未満	
重傷者数		1人未満	1人未満	1人未満		
軽傷者数		1人未満	1人未満	1人未満		
避難者数		45人	45人	45人		
(7)ライフライン被害	上水道の被害	避難者数計	24人	24人	24人	
		被害箇所数	69人	69人	69人	
		断水世帯数(直後)	2箇所	2箇所	2箇所	
		※断水人口(直後)	158世帯	158世帯	158世帯	
		断水世帯数(1日後)	425人	425人	425人	
		※断水人口(1日後)	104世帯	104世帯	104世帯	
		断水世帯数(2日後)	280人	280人	280人	
		※断水人口(2日後)	97世帯	97世帯	97世帯	
	下水道の被害	復旧日数(人員1/2)	0km	0km	0km	
		復旧日数(人員1/4)	0世帯	0世帯	0世帯	
		被害延長(km)	0人	0人	0人	
		機能支障世帯数	0人	0人	0人	
		※機能支障人口	0	0	0	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	復旧日数(人員1/2)	1箇所	1箇所	1箇所	
		復旧日数(人員1/4)	5箇所	5箇所	5箇所	
	その他の道路の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
		橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
			通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所		
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所		
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない						

鹿部町の地震被害想定結果		40. 函館平野西縁断層帯（モデル45_3）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.3	5.3	5.3	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B(箇所)	3箇所	3箇所	3箇所	
	崩壊危険度C(箇所)	8箇所	8箇所	8箇所	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	1棟	1棟	1棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	半壊棟数	2棟	2棟	2棟	
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	避難者数	避難所生活者数	13人	13人	13人
避難所外避難者数		7人	7人	7人	
避難者数計		20人	20人	20人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		断水世帯数(直後)	33世帯	33世帯	33世帯
		※断水人口(直後)	89人	89人	89人
		断水世帯数(1日後)	32世帯	32世帯	32世帯
		※断水人口(1日後)	87人	87人	87人
		断水世帯数(2日後)	30世帯	30世帯	30世帯
		※断水人口(2日後)	80人	80人	80人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
復旧日数(人員1/4)		—	—	—	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	5箇所	5箇所	5箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

鹿部町の地震被害想定結果		44. 西札幌背斜に関連する断層の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	3.7	3.7	3.7	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度C(箇所)	11箇所	11箇所	11箇所	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟	
	半壊棟数	0棟	0棟	0棟	
(5)火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
避難所外避難者数		0人	0人	0人	
避難者数計		0人	0人	0人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
—		—	—	—	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

鹿部町の地震被害想定結果		45. 月寒背斜に関連する断層の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.3	4.3	4.3	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度C(箇所)	11箇所	11箇所	11箇所	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟	
	半壊棟数	0棟	0棟	0棟	
(5)火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人	0人
避難者数計		0人	0人	0人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
	復旧日数(人員1/4)	-	-	-	
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
		復旧日数(人員1/4)	-	-	-
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

鹿部町の地震被害想定結果		46. 野幌丘陵断層帯 (モデル45_1)の地震			
被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	4.3	4.3	4.3
(3)急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度B(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度C(箇所)	11箇所	11箇所	11箇所
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟	
	半壊棟数	0棟	0棟	0棟	
(5)火災被害		全出火件数	0件	0件	0件
		炎上出火件数	0件	0件	0件
		焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人	0人
避難者数計		0人	0人	0人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

鹿部町の地震被害想定結果		48. 十勝沖の地震			
被害想定項目		小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)
(1)地震動		地表における震度(評価単位最大)	5.0	5.0	5.0
(3)急傾斜地崩壊危険度		崩壊危険度A(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所
		崩壊危険度B(箇所)	3箇所	3箇所	3箇所
		崩壊危険度C(箇所)	8箇所	8箇所	8箇所
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(5)火災被害		全出火件数	0件	0件	0件
		炎上出火件数	0件	0件	0件
		焼失棟数	0棟	0棟	0棟
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
避難者数	避難所生活者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	避難所外避難者数	1人未満	1人未満	1人未満	
	避難者数計	1人未満	1人未満	1人未満	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		断水世帯数(直後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口(直後)	1人未満	1人未満	1人未満
		断水世帯数(1日後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口(1日後)	1人未満	1人未満	1人未満
		断水世帯数(2日後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口(2日後)	1人未満	1人未満	1人未満
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
	その他の道路の被害	被害箇所数	3箇所	3箇所	3箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					



鹿部町の地震被害想定結果		49. 三陸沖北部の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.5	5.5	5.5	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	2箇所	2箇所	2箇所	
	崩壊危険度B(箇所)	3箇所	3箇所	3箇所	
	崩壊危険度C(箇所)	6箇所	6箇所	6箇所	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	5棟	5棟	5棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟	1棟	1棟	
(5)火災被害	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	7棟	7棟	7棟
		全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人	1人未満	1人未満
避難者数		避難所生活者数	102人	102人	102人
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	5箇所	5箇所	5箇所
		断水世帯数(直後)	406世帯	406世帯	406世帯
		※断水人口(直後)	1,094人	1,094人	1,094人
		断水世帯数(1日後)	223世帯	223世帯	223世帯
		※断水人口(1日後)	601人	601人	601人
		断水世帯数(2日後)	211世帯	211世帯	211世帯
		※断水人口(2日後)	569人	569人	569人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
機能支障世帯数		0世帯	0世帯	0世帯	
※機能支障人口		0人	0人	0人	
復旧日数(人員1/2)		—	—	—	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
		その他の道路の被害	被害箇所数	5箇所	5箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない				

鹿部町の地震被害想定結果		50. 北海道北西沖（モデルNo.2）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	4.3	4.3	4.3	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度C(箇所)	11箇所	11箇所	11箇所	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟	
	半壊棟数	0棟	0棟	0棟	
(5)火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
	避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人
		避難所外避難者数	0人	0人	0人
避難者数計		0人	0人	0人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
	復旧日数(人員1/4)	-	-	-	
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	-	-	-
		復旧日数(人員1/4)	-	-	-
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

鹿部町の地震被害想定結果		51. 北海道北西沖（モデルNo.5）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	3.9	3.9	3.9	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度C(箇所)	11箇所	11箇所	11箇所	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		揺れによる半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		液状化による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	0棟	0棟	0棟
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	0棟	0棟	0棟
計	全壊棟数	0棟	0棟	0棟	
	半壊棟数	0棟	0棟	0棟	
(5)火災被害	全出火件数	0件	0件	0件	
	炎上出火件数	0件	0件	0件	
	焼失棟数	0棟	0棟	0棟	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	0人	0人	0人
		揺れによる重傷者数	0人	0人	0人
		揺れによる軽傷者数	0人	0人	0人
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による重傷者数	0人	0人	0人
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	0人	0人	0人
	火災被害による人的被害	火災による死者数	0人	0人	0人
		火災による重傷者数	0人	0人	0人
		火災による軽傷者数	0人	0人	0人
	計	死者数	0人	0人	0人
		重傷者数	0人	0人	0人
		軽傷者数	0人	0人	0人
避難者数	避難所生活者数	0人	0人	0人	
	避難所外避難者数	0人	0人	0人	
	避難者数計	0人	0人	0人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		断水世帯数(直後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(直後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(1日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(1日後)	0人	0人	0人
		断水世帯数(2日後)	0世帯	0世帯	0世帯
		※断水人口(2日後)	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
—		—	—	—	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

鹿部町の地震被害想定結果		52. 北海道南西沖（モデルNo.2）の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.4	5.4	5.4	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	2箇所	2箇所	2箇所	
	崩壊危険度B(箇所)	1箇所	1箇所	1箇所	
	崩壊危険度C(箇所)	8箇所	8箇所	8箇所	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	4棟	4棟	4棟
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
	半壊棟数	5棟	5棟	5棟	
(5)火災被害	全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満	
	焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満	
(6)人的被害	揺れによる人的被害	揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	死者数	1人未満	1人未満	1人未満
		重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
避難者数	避難所生活者数	78人	78人	78人	
	避難所外避難者数	42人	42人	42人	
	避難者数計	120人	120人	120人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	被害箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
		断水世帯数(直後)	287世帯	287世帯	287世帯
		※断水人口(直後)	774人	774人	774人
		断水世帯数(1日後)	167世帯	167世帯	167世帯
		※断水人口(1日後)	448人	448人	448人
		断水世帯数(2日後)	157世帯	157世帯	157世帯
		※断水人口(2日後)	423人	423人	423人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	復旧日数(人員1/4)	—	—	—	
	下水道の被害	被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
復旧日数(人員1/4)		—	—	—	
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	被害箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	その他の道路の被害	被害箇所数	5箇所	5箇所	5箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
	橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

鹿部町の地震被害想定結果		53. 北海道留萌沖 (走向N193° E、モデルNo.1)の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1)地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.1	5.1	5.1	
(3)急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A(箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B(箇所)	3箇所	3箇所	3箇所	
	崩壊危険度C(箇所)	8箇所	8箇所	8箇所	
(4)建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
(5)火災被害	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
(6)人的被害	揺れによる人的被害	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
		焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		死者数	1人未満	1人未満	1人未満
重傷者数		1人未満	1人未満	1人未満	
軽傷者数		1人未満	1人未満	1人未満	
避難者数		3人	3人	3人	
(7)ライフライン被害	上水道の被害	避難者数計	4人	4人	4人
		被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		断水世帯数(直後)	2世帯	2世帯	2世帯
		※断水人口(直後)	7人	7人	7人
		断水世帯数(1日後)	5世帯	5世帯	5世帯
		※断水人口(1日後)	13人	13人	13人
		断水世帯数(2日後)	4世帯	4世帯	4世帯
		※断水人口(2日後)	12人	12人	12人
	下水道の被害	復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
		被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
		※機能支障人口	0人	0人	0人
(8)交通施設被害	主要な道路の被害	復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
	その他の道路の被害	被害箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
		被害箇所数	5箇所	5箇所	5箇所
	橋梁(15m以上)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
		通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
橋梁(15m未満)の被害	不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない					

鹿部町の地震被害想定結果		54. 北海道留萌沖 (走向N225° E、モデルNo. 2) の地震			
被害想定項目	小項目	(冬の早朝)	(夏の昼間)	(冬の夕方)	
(1) 地震動	地表における震度(評価単位最大)	5.1	5.1	5.1	
(3) 急傾斜地崩壊危険度	崩壊危険度A (箇所)	0箇所	0箇所	0箇所	
	崩壊危険度B (箇所)	3箇所	3箇所	3箇所	
	崩壊危険度C (箇所)	8箇所	8箇所	8箇所	
(4) 建物被害	揺れによる建物被害	揺れによる全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	液状化による建物被害	液状化による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		液状化による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
	急傾斜地崩壊による建物被害	急傾斜地崩壊による全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		急傾斜地崩壊による半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
(5) 火災被害	計	全壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		半壊棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		全出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
(6) 人的被害	揺れによる人的被害	炎上出火件数	1件未満	1件未満	1件未満
		焼失棟数	1棟未満	1棟未満	1棟未満
		揺れによる死者数	1人未満	1人未満	1人未満
	急傾斜地崩壊による人的被害	揺れによる重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		揺れによる軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
	火災被害による人的被害	急傾斜地崩壊による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		急傾斜地崩壊による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による死者数	1人未満	1人未満	1人未満
	計	火災による重傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		火災による軽傷者数	1人未満	1人未満	1人未満
		死者数	1人未満	1人未満	1人未満
重傷者数		1人未満	1人未満	1人未満	
軽傷者数		1人未満	1人未満	1人未満	
避難者数		1人未満	1人未満	1人未満	
(7) ライフライン被害	上水道の被害	避難所生活者数	1人未満	1人未満	1人未満
		避難所外避難者数	1人未満	1人未満	1人未満
		避難者数計	1人未満	1人未満	1人未満
		被害箇所数	1箇所未満	1箇所未満	1箇所未満
		断水世帯数(直後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口(直後)	1人未満	1人未満	1人未満
		断水世帯数(1日後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口(1日後)	1人	1人	1人
	下水道の被害	断水世帯数(2日後)	1世帯未満	1世帯未満	1世帯未満
		※断水人口(2日後)	1人未満	1人未満	1人未満
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
		復旧日数(人員1/4)	—	—	—
		被害延長(km)	0km	0km	0km
		機能支障世帯数	0世帯	0世帯	0世帯
(8) 交通施設被害	主要な道路の被害	※機能支障人口	0人	0人	0人
		復旧日数(人員1/2)	—	—	—
	その他の道路の被害	復旧日数(人員1/4)	—	—	—
		被害箇所数	1箇所	1箇所	1箇所
	橋梁(15m以上)の被害	被害箇所数	4箇所	4箇所	4箇所
		不通箇所数	0箇所	0箇所	0箇所
橋梁(15m未満)の被害	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	
	通行支障箇所数	0箇所	0箇所	0箇所	

※端数処理の関係で、表中の数値と合計値は合わない場合がある  
 ※上下水道の復旧日数は、振興局単位の計算のため、市町村単位の数値はない







## 4 災害危険箇所

## 資料4-1 水防区域

平成27年7月1日

図面番	市町村名			危険区域			予想される被害			整備計画		
	地区名	水系名	河川名	流域距離(km)	危険区域延長(m)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	実施機関	概要
1	大岩	ニボシ川	普通ニボシ川	河口から0.15	左岸150	溢水	2		国道278号		町	計画検討中
2	"	三味線沢川	普通三味線沢川	—"0.20	両岸200	"	5		"		"	"
3	"	常路川	普通常路川	—"0.20	左岸200	河岸欠壊	10		"		"	"
4	鹿部	ザライシ川	普通ザライシ川	—"0.10	両岸100	"	2		"		道(産業振興部)町	治山事業により一部施行済み 計画検討中
5	"	うなぎ川	普通うなぎ川	—"0.15	両岸150	溢水	4		"		町	計画検討中
6	"	温沢川	普通温沢川	—"0.20	両岸150	"	12		"		"	"
7	"	亀泊川	普通亀泊川	—"0.10	両岸150	"	5		"		"	"
8	"	鹿部川	準用鹿部川	—"1.15	両岸1,500	"	80		"		"	一部施行済み 計画検討中
9	"	"	普通旧発電川	合流点より0.25	両岸250	"	15		町道		"	計画検討中
10	"	"	普通藤島川	合流点より0.25	両岸150	"	8		"		"	計画検討中
11	"	宮浜折戸川	2級折戸川	河口から1.80	両岸1,800	"	74		国道		道(建設部)	計画検討中
12	"	"	2級支鹿部川	合流点より1.00	両岸1,000	河岸欠壊	67		公道 公営住宅用地(マフス田地)		"	"
13	"	本別川	普通本別川	河口から0.50	両岸500	"	24		国道 町道		町	"
14	"	トドメキ川	普通トドメキ川	—"0.3	両岸300	"	3		町道		"	"

**資料4-2 市街地における低地帯の浸水予想区域**

平成27年7月1日

(3) 市街地における低地帯の浸水予想区域

番号	危険区域の現況		予想される被害			法令等における指定状況			整備計画								
	市町村名	地名	場所	危険区域面積(ha)	災害の要因	住家(戸)	公共施設(棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定年月日	指定番号	全部	一部	実施機関	概要
1	鹿部町	宮浜	宮浜	3	排水不良		32	国道 町道	干場6							町	計画 検討中
2	"	本別	本別	3	—" —		45									町	計画 検討中
3	"	"	"	1	—" —		8									町	計画 検討中

## 資料4-3 雪崩危険箇所



※北海道雪崩危険箇所マップ (<https://www.njwa.jp/hokkaido-sabou/nadare/>) より作成

**資料4-4 高波・高潮・津波等予想区域**

番号	危険区域						法令等における指定状況						整備計画					
	市町内名	海岸名	(m)	指定済延長 (m)	(m)	災害の 要因	住家 (戸)	公共施設 (棟)	道路	その他	指定機関	法令名	指定 年月日	指定 番号	全 部	一 部	実施 機関	概要
1	鹿部町	大岩	2,763	2,763		高波5.5	10		国道	ha 干場10	海岸法	昭36.5.30	1226	○		道 (建設部)	計画検討中	
2	"	鹿部	2,335	1,091		" 5.0	20		"	"	海岸法 漁港法	昭36.5.30 平27.4.14 昭40 平27.4.17	1228 290 97 298	○ ○ ○		"	"	
3	"	宮浜	1,384	1,234		" 5.5	38		町道	25	海岸法	昭36.5.30 平27.4.14	1228 290	○ ○		"	"	
4	"	本別	7,884	5,012		" 5.5	25		"	27	海岸法 漁港法	昭36.5.30 平27.4.14 昭40 平27.4.17	1228 290 97 298	○ ○ ○		"	"	
5	"	相泊	250			" 5.0	3		"	10						"	"	"

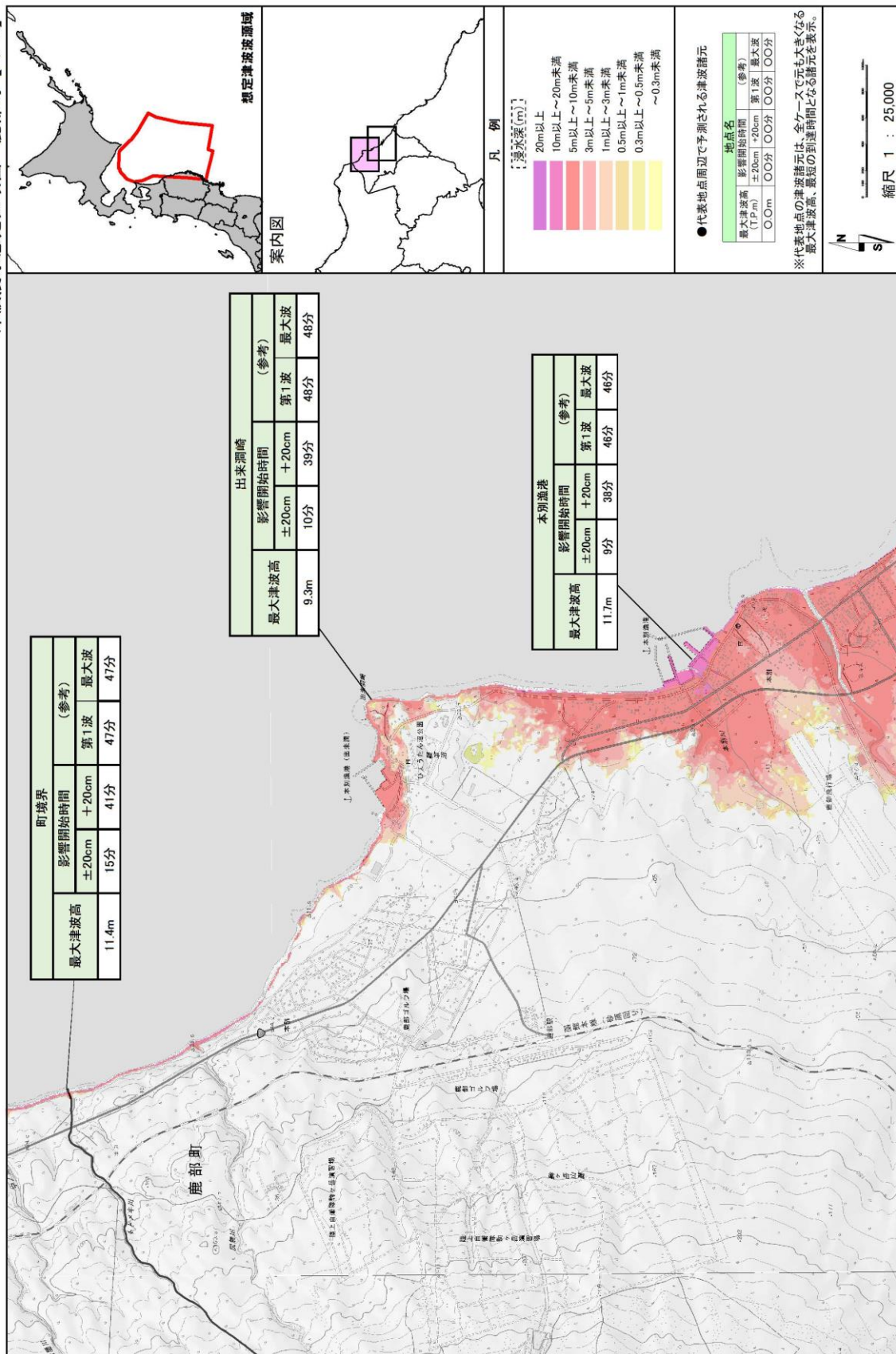
平成27年7月1日

(2) 高波、高潮、津波等予想区域



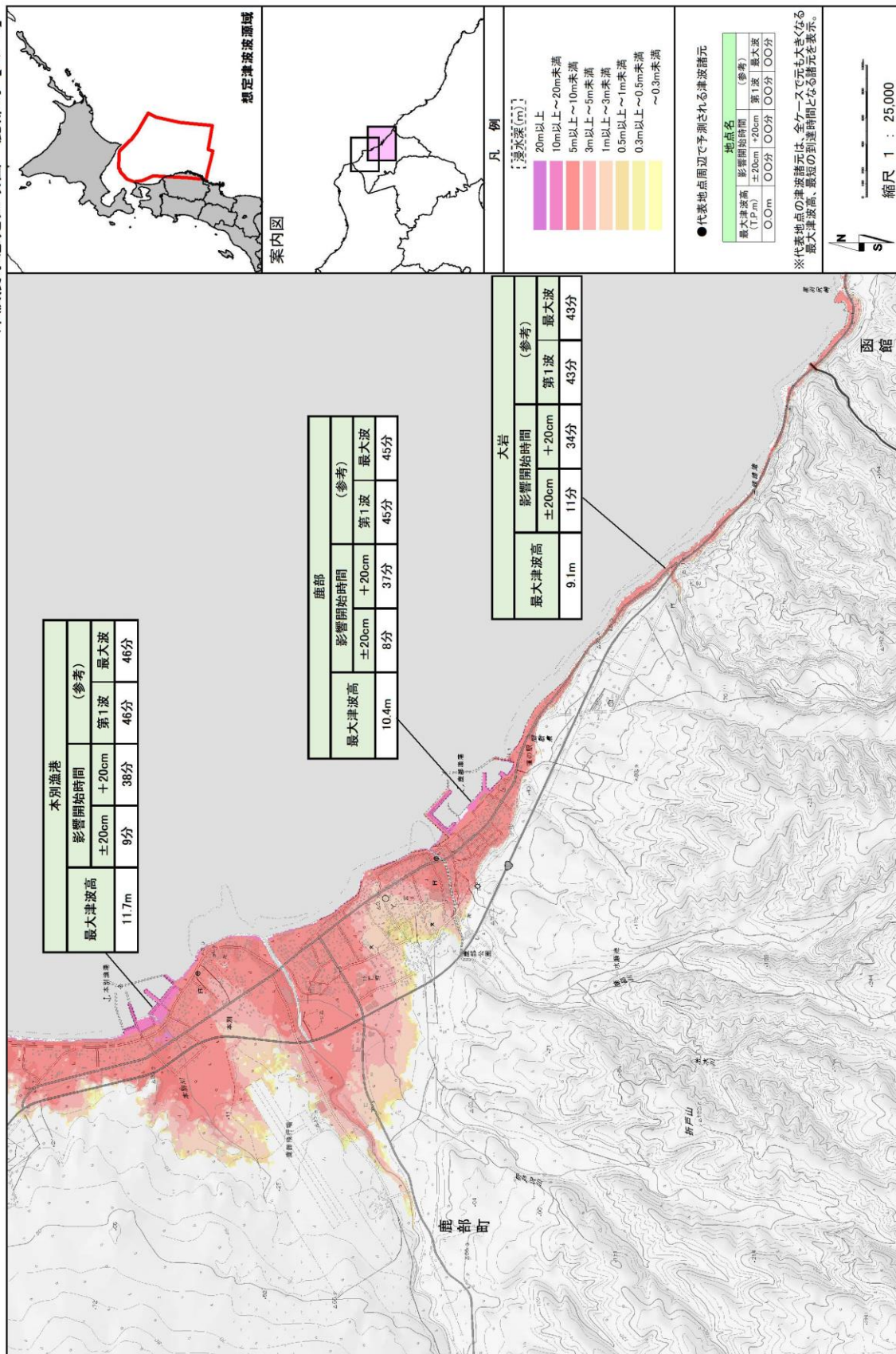


津波浸水想定区域図 鹿部町【1/2】



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 3JHs 167」

津波浸水想定区域図 鹿部町【2/2】



「測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 3.JHs 167」

## 資料4-6 山地災害危険地区

## 第1 山腹崩壊危険地区

	市町村名	危険地区番号	地区名	部局名	大字(字)
1	鹿部町	1	大岩1	渡島総合振興局	大岩
2	鹿部町	2	大岩2	渡島総合振興局	大岩
3	鹿部町	3	大岩3	渡島総合振興局	大岩
4	鹿部町	4	大岩4	渡島総合振興局	大岩
5	鹿部町	5	大岩5	渡島総合振興局	大岩
6	鹿部町	6	大岩6	渡島総合振興局	大岩
7	鹿部町	7	大岩7	渡島総合振興局	大岩
8	鹿部町	8	大岩8	渡島総合振興局	大岩
9	鹿部町	9	大岩9	渡島総合振興局	大岩
10	鹿部町	10	大岩10	渡島総合振興局	大岩
11	鹿部町	11	大岩11	渡島総合振興局	大岩
12	鹿部町	12	大岩12	渡島総合振興局	大岩
13	鹿部町	13	大岩13	渡島総合振興局	大岩
14	鹿部町	14	大岩14	渡島総合振興局	大岩
15	鹿部町	15	大岩15	渡島総合振興局	大岩
16	鹿部町	16	大岩16	渡島総合振興局	大岩
17	鹿部町	17	大岩17	渡島総合振興局	大岩
18	鹿部町	18	大岩18	渡島総合振興局	大岩
19	鹿部町	19	大岩19	渡島総合振興局	大岩
20	鹿部町	20	大岩20	渡島総合振興局	大岩
21	鹿部町	21	大岩21	渡島総合振興局	大岩
22	鹿部町	22	大岩22	渡島総合振興局	大岩
23	鹿部町	23	大岩23	渡島総合振興局	大岩
24	鹿部町	24	大岩24	渡島総合振興局	大岩
25	鹿部町	25	大岩25	渡島総合振興局	大岩
26	鹿部町	26	大岩26	渡島総合振興局	大岩
27	鹿部町	27	大岩27	渡島総合振興局	大岩
28	鹿部町	28	大岩28	渡島総合振興局	大岩
29	鹿部町	29	大岩29	渡島総合振興局	大岩
30	鹿部町	30	大岩30	渡島総合振興局	大岩
31	鹿部町	31	大岩31	渡島総合振興局	大岩
32	鹿部町	32	大岩32	渡島総合振興局	大岩
33	鹿部町	33	大岩33	渡島総合振興局	大岩
34	鹿部町	34	大岩34	渡島総合振興局	大岩
35	鹿部町	35	大岩35	渡島総合振興局	大岩
36	鹿部町	36	鹿部1	渡島総合振興局	鹿部
37	鹿部町	37	鹿部2	渡島総合振興局	鹿部
38	鹿部町	38	鹿部3	渡島総合振興局	鹿部
39	鹿部町	39	鹿部4	渡島総合振興局	鹿郎
40	鹿部町	40	鹿部5	渡島総合振興局	鹿郎
41	鹿部町	41	鹿部6	渡島総合振興局	鹿部
42	鹿部町	42	鹿郎7	渡島総合振興局	鹿部
43	鹿部町	43	鹿部8	渡島総合振興局	鹿部
44	鹿部町	44	鹿部9	渡島総合振興局	鹿郁
45	鹿部町	45	鹿部10	渡島総合振興局	鹿部
46	鹿部町	46	鹿部11	渡島総合振興局	鹿部
47	鹿部町	47	鹿部12	渡島総合振興局	鹿部
48	鹿部町	48	鹿部13	渡島総合振興局	鹿部
49	鹿部町	49	駒見1	渡島総合振興局	駒見



	市町村名	危険地区番号	地区名	部局名	大字(字)
50	鹿部町	50	駒見2	渡島総合振興局	駒見
51	鹿部町	51	駒見3	渡島総合振興局	駒見
52	鹿部町	52	駒見4	渡島総合振興局	駒見
53	鹿部町	53	駒見5	渡島総合振興局	駒見
54	鹿部町	54	本別海岸1	渡島総合振興局	本別
55	鹿部町	55	本別海岸2	渡島総合振興局	本別
56	鹿部町	56	本別海岸3	渡島総合振興局	本別
57	鹿部町	57	本別海岸4	渡島総合振興局	本別
58	鹿部町	58	本別海岸5	渡島総合振興局	本別
59	鹿部町	59	本別海岸6	渡島総合振興局	本別
60	鹿部町	60	本別海岸7	渡島総合振興局	本別
61	鹿部町	61	本別海岸8	渡島総合振興局	本別
62	鹿部町	62	本別海岸9	渡島総合振興局	本別
63	鹿部町	63	本別海岸10	渡島総合振興局	本別

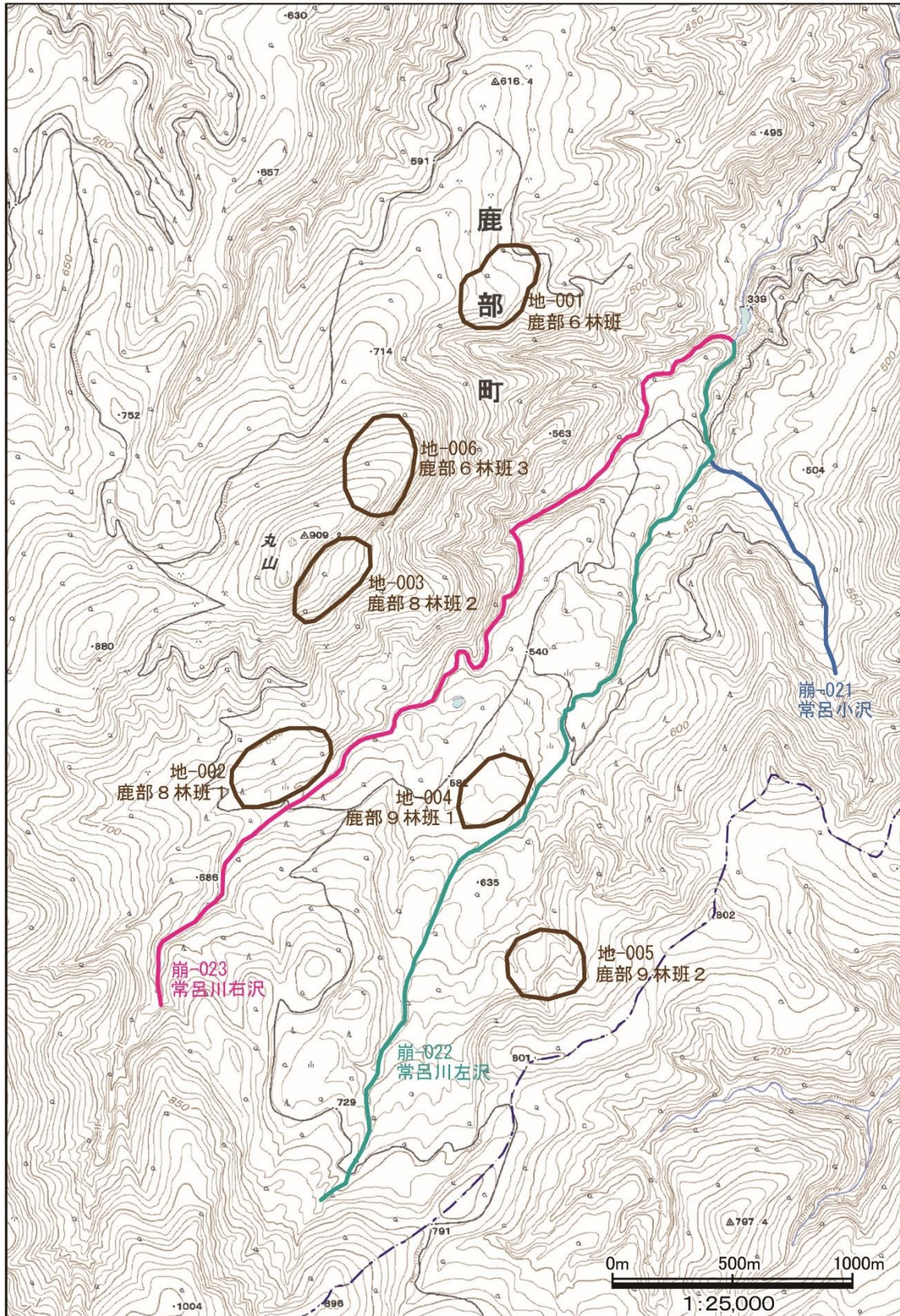
## 第2 崩壊土砂流出危険地区

	市町村名	危険地区番号	地区名	部局名	大字(字)
1	鹿部町	1	冷水川	渡島総合振興局	宮浜
2	鹿部町	2	城鶴沢	渡島総合振興局	鹿部
3	鹿部町	3	ムサワ	渡島総合振興局	鹿部
4	鹿部町	4	鹿部川	渡島総合振興局	鹿郎
5	鹿部町	5	鹿部川A沢	渡島総合振興局	鹿郎
6	鹿部町	6	鹿部川B沢	渡島総合振興局	鹿部
7	鹿部町	7	亀泊川	渡島総合振興局	鹿部
8	鹿部町	8	ザリ石川	渡島総合振興局	鹿部
9	鹿部町	9	常呂川	渡島総合振興局	大岩
10	鹿部町	10	常呂川1	渡島総合振興局	大岩
11	鹿部町	11	常呂川2	渡島総合振興局	大岩
12	鹿部町	12	常呂川3	渡島総合振興局	大岩
13	鹿部町	13	常呂川4	渡島総合振興局	大岩
14	鹿部町	14	常呂川5	渡島総合振興局	大岩
15	鹿部町	15	常呂川6	渡島総合振興局	大岩
16	鹿部町	16	常呂川7	渡島総合振興局	大岩
17	鹿部町	17	常呂川8	渡島総合振興局	大岩
18	鹿部町	18	滝の沢A沢	渡島総合振興局	大岩
19	鹿部町	19	滝の沢B沢	渡島総合振興局	大岩
20	鹿部町	20	ニボシ川	渡島総合振興局	大岩
21	鹿部町	21	常呂小沢	渡島総合振興局	鹿部
22	鹿部町	22	常呂川左沢	渡島総合振興局	鹿部
23	鹿部町	23	常呂川右沢	渡島総合振興局	鹿部
24	鹿部町	24	尻無川	渡島総合振興局	本別

## 第3 地すべり危険地区

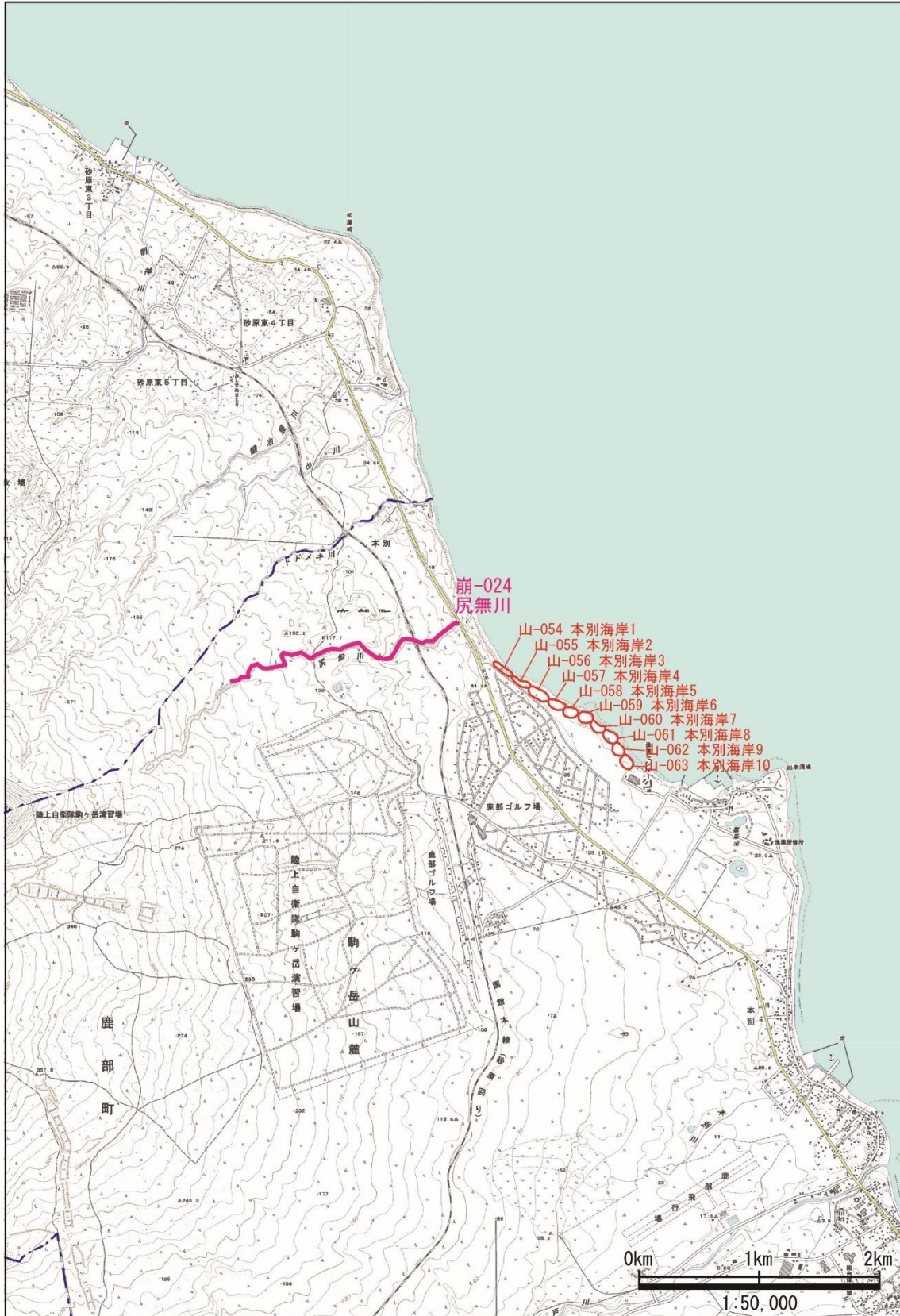
	市町村名	危険地区番号	地区名	部局名	大字(字)
1	鹿部町	1	鹿部6林班	渡島総合振興局	鹿部
2	鹿部町	2	鹿部8林班1	渡島総合振興局	鹿部
3	鹿部町	3	鹿部8林班2	渡島総合振興局	鹿部
4	鹿部町	4	鹿部9林班1	渡島総合振興局	鹿郎
5	鹿部町	5	鹿部9林班2	渡島総合振興局	鹿郎
6	鹿部町	6	鹿部6林班3	渡島総合振興局	鹿部

### 山地災害危険地区1/2

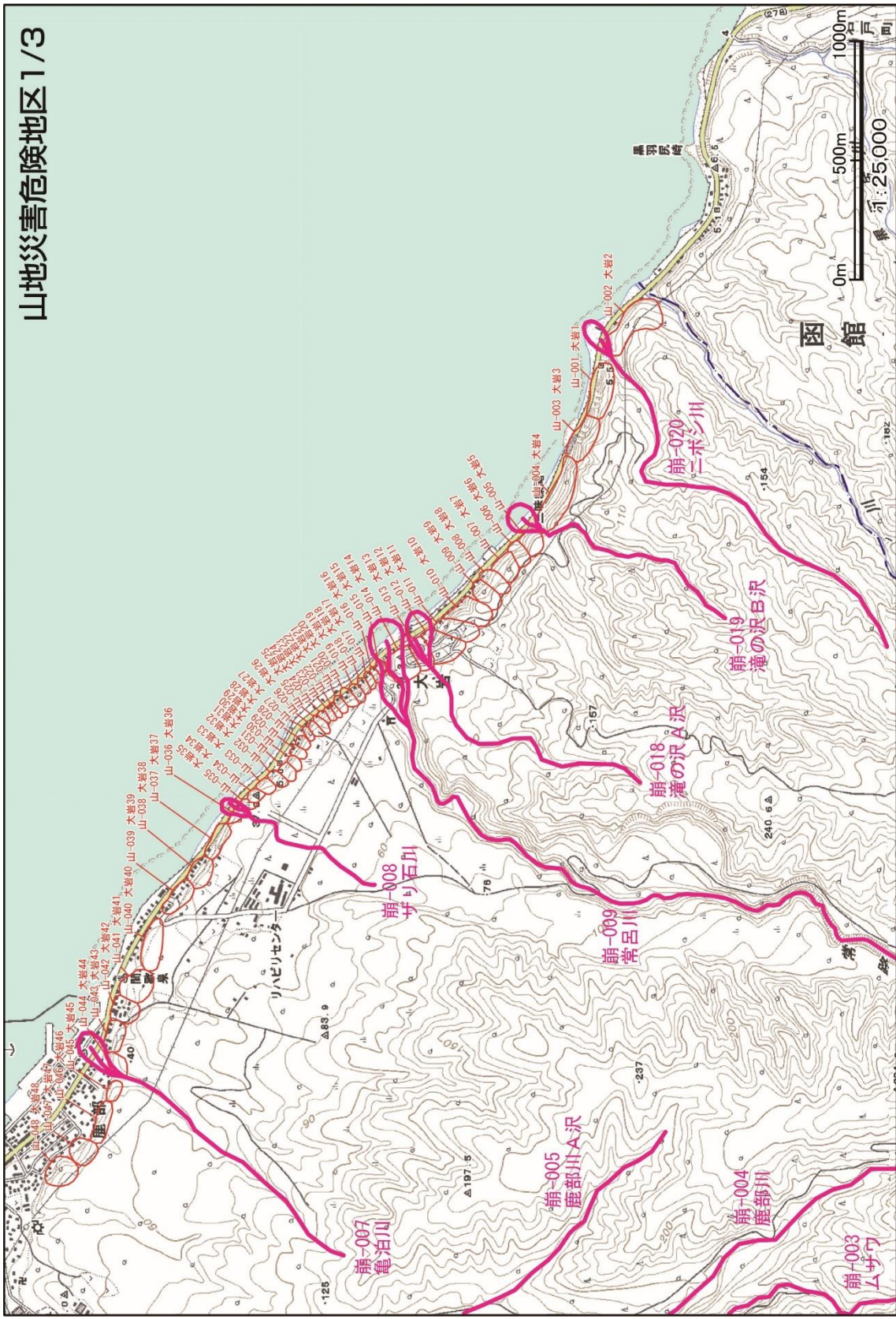




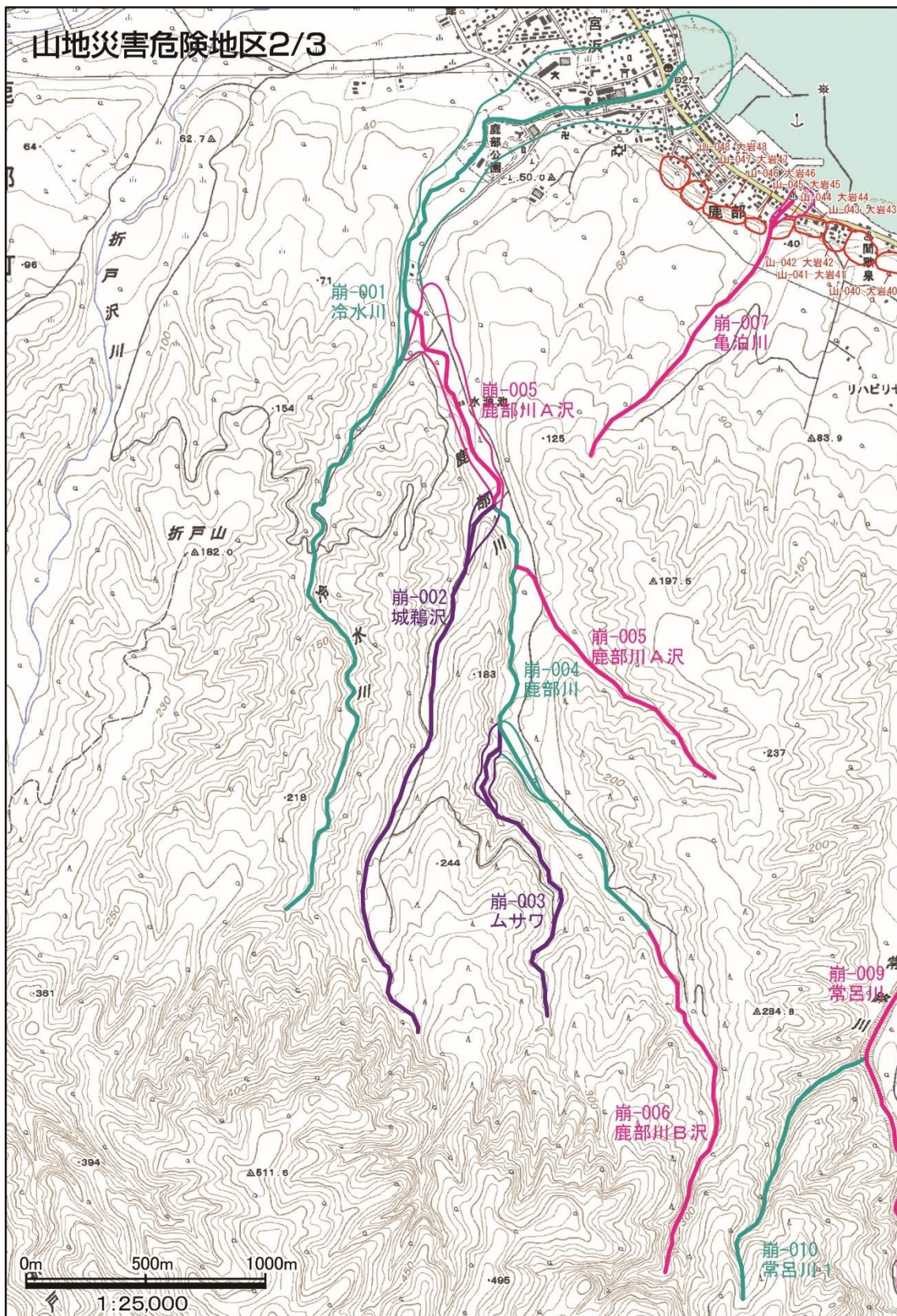
### 山地災害危険地区2/2





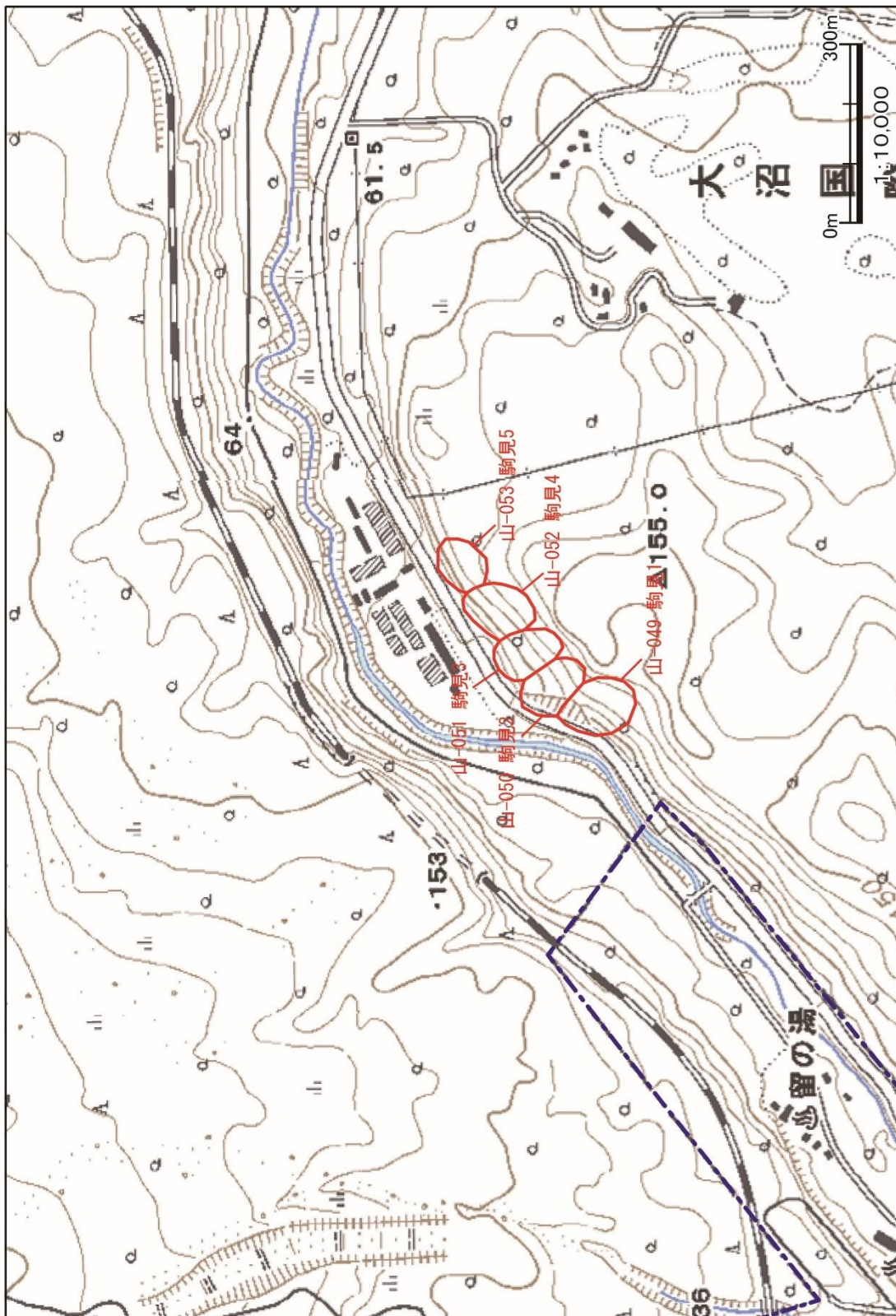








山地災害危険地区3/3



## 資料4-7 土砂災害（特別）警戒区域

## 第1 土石流

所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
鹿部町大岩	大岩右の沢川	Ⅱ-21-1600	平成30年3月2日	○	○



## 第2 急傾斜地の崩壊

所在地	区域の名称	区域番号	指定月日	警戒区域	特別警戒区域
鹿部町大岩	鹿部大岩1	Ⅱ-2-103-886	平成30年3月2日	○	○
鹿部町大岩	鹿部大岩2	Ⅱ-2-104-887	平成30年3月2日	○	○
鹿部町大岩	鹿部大岩3	I-2-200-1238	平成30年3月2日	○	○
鹿部町大岩	鹿部大岩4	I-2-201-1239	平成30年3月2日	○	○
鹿部町大岩	鹿部大岩5	Ⅱ-2-105-888	平成30年3月2日	○	○
鹿部町鹿部	鹿部鹿部1	I-2-202-1240	平成30年3月2日	○	○
鹿部町鹿部	鹿部鹿部2	I-2-203-1241	平成30年3月2日	○	○
鹿部町鹿部	鹿部鹿部3	Ⅱ-2-106-889	平成30年3月2日	○	○
鹿部町鹿部	鹿部鹿部4	Ⅱ-2-107-890	平成30年3月2日	○	○
鹿部町鹿部	鹿部鹿部5	Ⅱ-2-108-891	平成30年3月2日	○	○
鹿部町鹿部	鹿部鹿部6	I-2-204-1242	平成30年3月2日	○	○





資料4-8 河川名

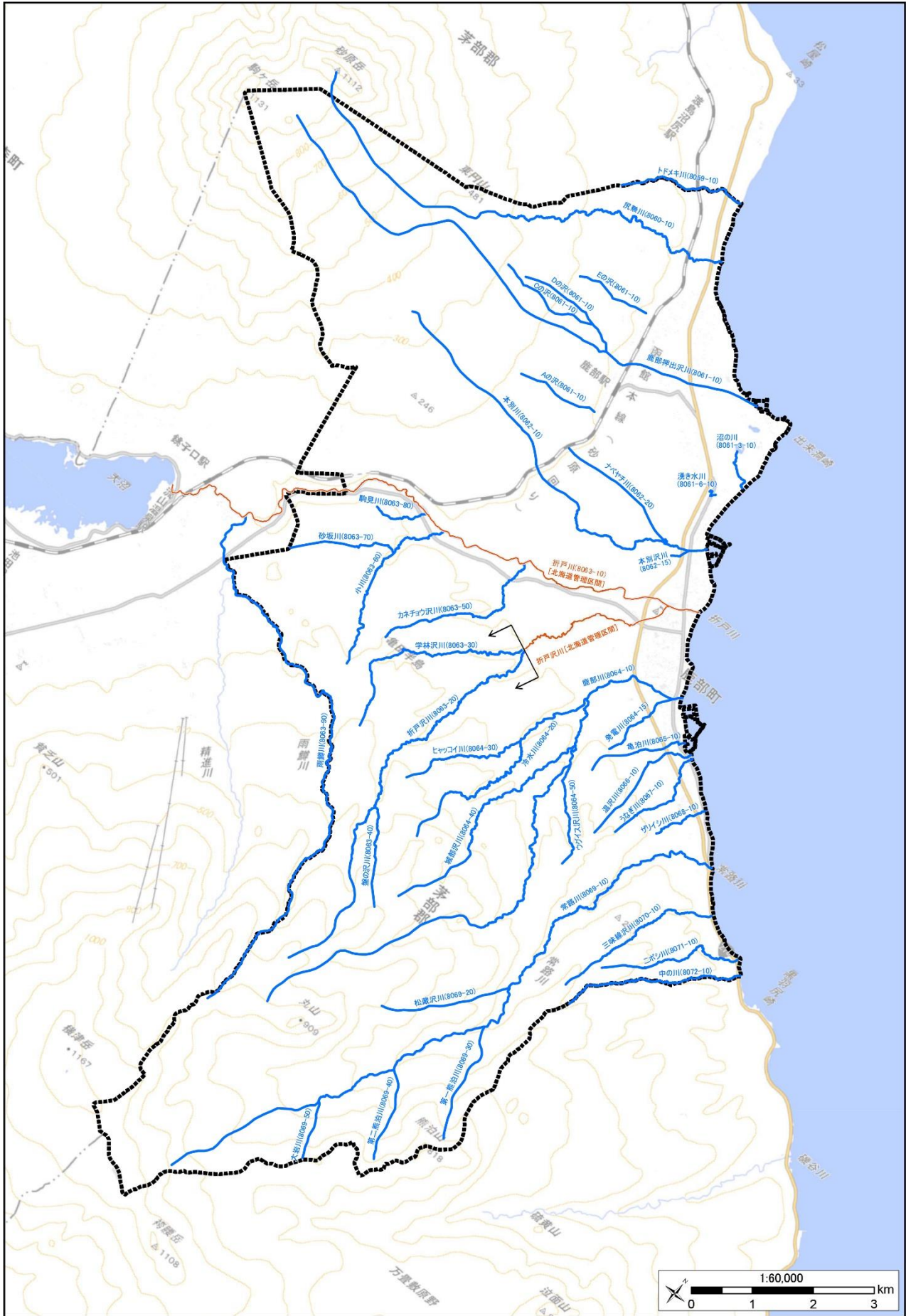
No	水系名	河川名					河川番号※1	水系番号	河川	法区分※2	指定番号※3	支流番号	岸※4	流域面積(km <sup>2</sup> )	流路延長(km)	建設省河川コード	備考
		本	1	2	3	4											
1	トドメキ川						8059	10	普	普			1.8	2.2	0-01-582-001-000-4		
2	尻無川						8060	10	普	普			6.0	9.1	0-01-581-001-000-0		
3	鹿部押出沢川						8061	10	普	普			16.5	9.7	0-01-580-001-000-5		
4	沼の川						8061-3	10	普	普			0.1	0.8			
5	湧き水川						8061-6	10	普	普			1.2	0.2			
6	本別川						8062	10	普	普			7.6	7.2	0-01-579-001-000-1		
7							8062	15	普	普	1	R	0.1	0.3			
8							8062	20	普	普	1	L	2.3	2.3	0-01-579-602-001-2		
-	折戸川						8063	10	二	二			-	-	5-01-190-001-000-1, 3-01-190-001-000-2		
9							8063	20	二	二	1	R	10.2	11.1	5-01-190-101-001-2		
10							8063	30	二	普	2	L	2.1	4.0			
11							8063	40	二	普	2	R	0.5	1.8			
12							8063	50	二	普	1	R	1.3	3.2			
13							8063	60	二	普	1	R	4.5	3.4			
14							8063	70	二	普	2	L	1.0	1.9			
15							8063	80	二	普	1	R	0.2	1.0			
16							8063	90	二	普	1	R	23.9	10.7			
17	鹿部川						8064	10	準	準			14.1	11.1	2-01-034-001-000-2	準用河川：SF0～3210 普通河川：SP3210～	
18							8064	15	準	普	1	R	0.4	1.5			
19							8064	20	準	普	1	L	3.4	4.7			
20							8064	30	準	普	2	L	1.1	2.3			
21							8064	40	準	普	1	L	2.1	4.5			
22							8064	50	準	普	1	R	0.6	1.8			
23	亀泊川						8065	10	普	普			0.5	1.7	0-01-578-001-000-6		
24	温沢川						8066	10	普	普			1.0	2.3	0-01-577-001-000-1		
25	うなぎ川						8067	10	普	普			1.0	2.0	0-01-576-001-000-7		
26	ザリイシ川						8068	10	普	普			0.4	1.0	0-01-575-001-000-2		
27	常路川						8069	10	普	普			22.2	12.0	0-01-574-001-000-8		
28							8069	20	普	普	1	L	1.4	2.2	0-01-574-602-001-0		
29							8069	30	普	普	1	R	1.1	2.0	0-01-574-603-001-1		
30							8069	40	普	普	1	R	1.2	1.6	0-01-574-605-001-5		
31							8069	50	普	普	1	R	0.3	1.0	0-01-574-607-001-9		
32	三味線沢川						8070	10	普	普			1.4	3.0	0-01-573-001-000-3		
33	二ボシ川						8071	10	普	普			0.7	2.6	0-01-572-001-000-9		
34	中の川						8072	10	普	普			1.8	3.3	0-01-571-001-000-4		

※1 「北海道河川一覧 河川番号図」では、通常、下流から順番に10刻みで番号が振られる。本資料に未記載の河川は、記載済みの河川番号と整合をとるため、端数が生じている。

※2 一：一般水系、二：二級水系、三指：二級指定水系、準：準用水系、普：普通水系

※3 一：一級河川、二：二級河川、三指：二級指定河川、準：準用河川、普：普通河川

※4 L：左岸、R：右岸



## 5 避難関連施設等

## 資料5-1 指定緊急避難場所一覧

番号	施設名称	住所	連絡先	異常な現象						
				崖崩れ 土石流 地滑り	大規模 な火災	洪水	高潮	火山 現象	津波	地震
1	大岩地域会館	鹿部町字鹿部258-18	01372-7-3369	○	×	×	○	○	○	○
2	渡島リハビリテーションセンター体育館	鹿部町字鹿部258-7	01372-7-3321	○	○	×	○	○	○	○
3	鹿部会館	鹿部町字鹿部112-20	01372-7-3757	○	×	○	×	×	×	×
4	鹿部小学校	鹿部町字宮浜314-1	01372-7-3334	○	○	×	○	○	×	○
5	鹿部小学校グラウンド	鹿部町字宮浜314-1	01372-7-3334	×	○	×	×	×	×	○
6	宮浜生活館	鹿部町字宮浜314	01372-7-2306	○	×	×	×	×	×	×
7	宮浜児童館	鹿部町字宮浜210-6	01372-7-3341	○	×	×	×	×	×	×
8	鹿部中央公民館	鹿部町字宮浜311-2	01372-7-3124	○	○	○	○	○	×	×
9	鹿部中央公民館駐車場	鹿部町字宮浜311-2	01372-7-3124	×	○	×	×	×	×	○
10	しかべ幼稚園	鹿部町字宮浜311-2	01372-7-2417	○	×	○	×	×	×	×
11	しかべ幼稚園グラウンド	鹿部町字宮浜311-2	01372-7-2417	×	○	×	×	×	×	×
12	鹿部中学校	鹿部町字宮浜281	01372-7-3114	○	○	○	×	○	×	○
13	鹿部中学校グラウンド	鹿部町字宮浜281	01372-7-3114	×	○	×	×	×	×	○
14	総合体育館	鹿部町字宮浜265-1	01372-7-3988	○	○	○	×	○	×	○
15	本別生活改善センター	鹿部町字本別70-1	01372-7-2408	○	×	○	×	×	×	×
16	本別中央会館	鹿部町字本別224-1	01372-7-3255	○	○	×	×	×	×	○
17	出来潤会館	鹿部町字本別540-7	01372-7-3258	○	×	○	×	×	×	×
18	鹿部カントリークラブ駐車場	鹿部町字本別530-127	01372-7-3201	×	×	×	×	×	○	×
19	ひょうたん沼公園	鹿部町字本別540-201	01372-7-2111	×	○	×	×	×	○	○
20	鹿部飛行場	鹿部町字本別450-1	01372-7-3388	×	×	×	×	×	○	×
21	鹿部公園	鹿部町字鹿部214	01372-7-2111	×	○	×	×	×	○	○
22	大岩墓地	鹿部町字大岩143	01372-7-2111	×	○	×	×	×	○	×
23	山村広場多目的グラウンド	鹿部町字宮浜369	01372-7-3988	×	○	×	×	×	×	○

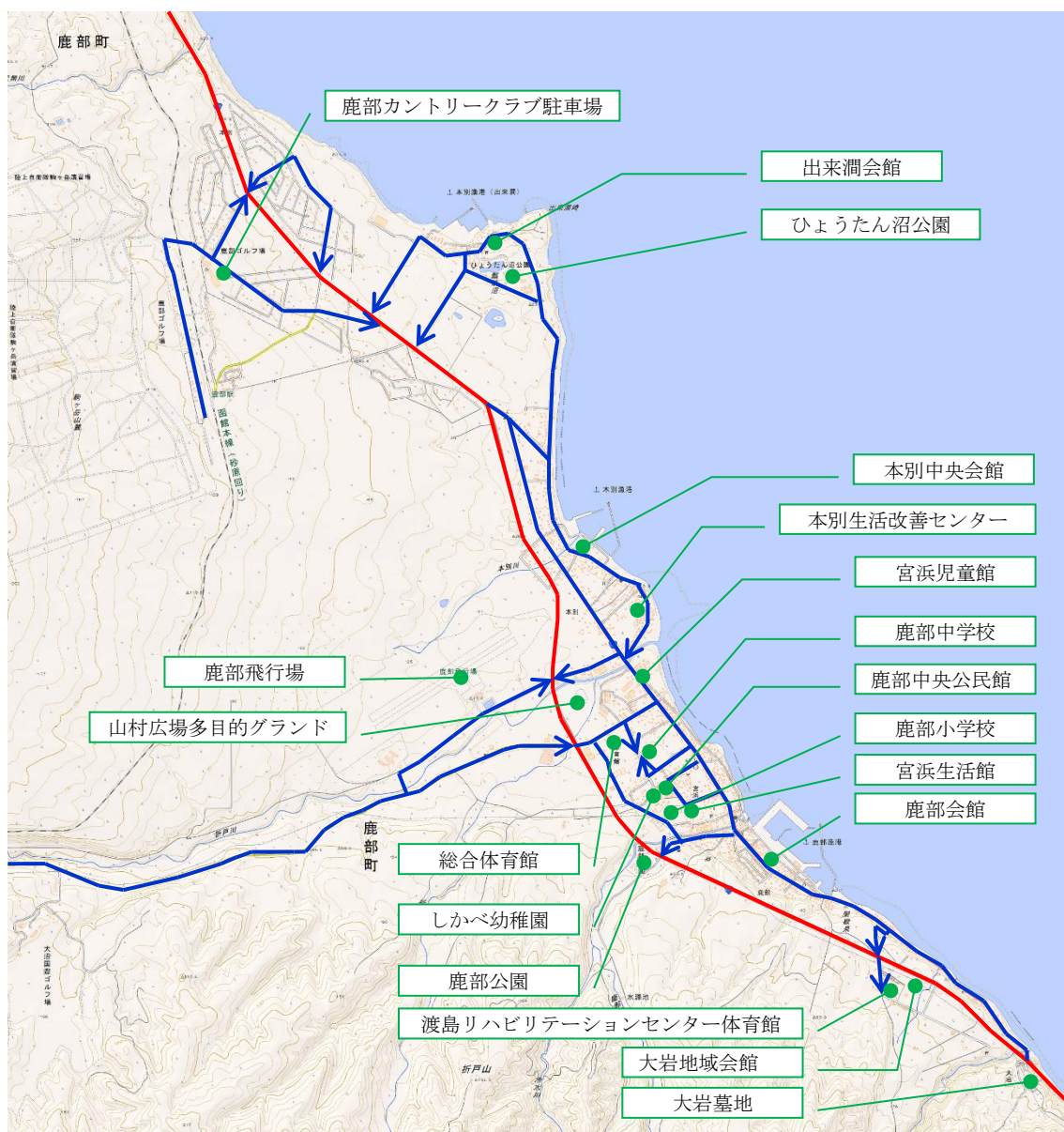
## 資料5-2 火山噴火における第一次避難場所

地区	区	施設名	連絡先		
大岩	大岩	大岩地域会館	01372-7-3369		
		渡島リハビリテーションセンター体育館	01372-7-3321		
鹿部	第1	鹿部小学校	01372-7-3334		
	第2				
	第3				
	3A				
	3B				
	3C	渡島リハビリテーションセンター体育館	01372-7-3321		
宮浜	第4	鹿部小学校	01372-7-3334		
	14				
	15				
	16				
	17			鹿部中央公民館	01372-7-3124
	18			鹿部中学校	01372-7-3114
19					
本別	20	鹿部総合体育館	01372-7-3988		
	21				
	22				
	23				
	24				
	25				
	26				
27					
駒見	28				

## 資料5-3 指定避難所一覧

番号	施設名称	住所	連絡先	異常な現象						
				崖崩れ 土石流 地滑り	大規模 な火災	洪水	高潮	火山 現象	津波	地震
1	大岩地域会館	鹿部町字鹿部258-18	01372-7-3369	○	×	×	○	○	○	○
2	渡島リハビリテーションセンター体育館	鹿部町字鹿部258-7	01372-7-3321	○	○	×	○	○	○	○
3	鹿部会館	鹿部町字鹿部112-20	01372-7-3757	○	×	○	×	×	×	×
4	鹿部小学校	鹿部町字宮浜314-1	01372-7-3334	○	○	×	○	○	×	○
5	鹿部中央公民館	鹿部町字宮浜311-2	01372-7-3124	○	○	○	○	○	×	×
6	鹿部中学校	鹿部町字宮浜281	01372-7-3114	○	○	○	×	○	×	○
7	総合体育館	鹿部町字宮浜265-1	01372-7-3988	○	○	○	×	○	×	○
8	本別中央会館	鹿部町字本別224-1	01372-7-3255	○	○	×	×	×	×	○
9	出来潤会館	鹿部町字本別540-7	01372-7-3258	○	×	○	×	×	×	×

資料5-4 避難収容施設位置図及び避難道路図



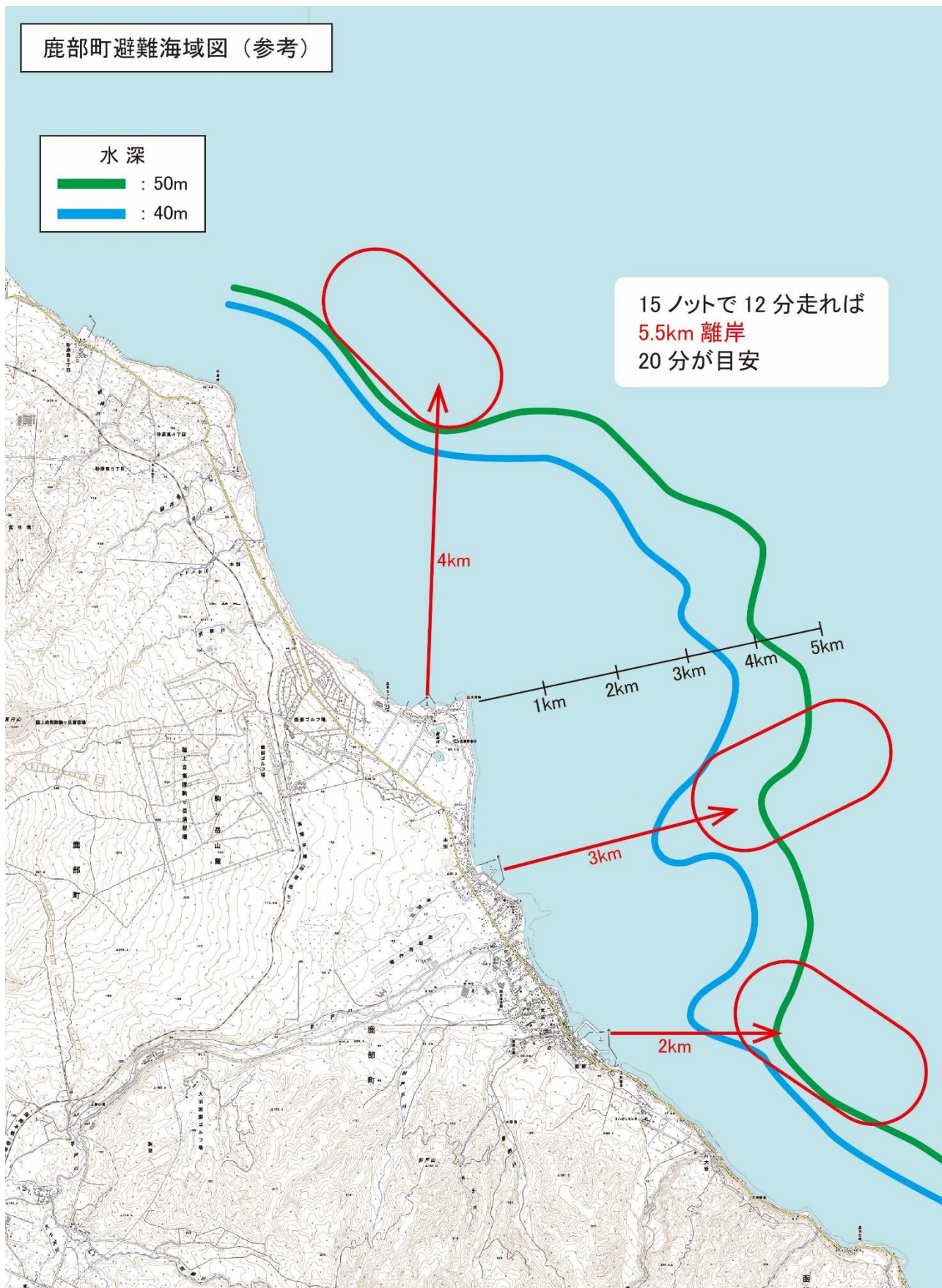
**資料5-5 噴火時等の避難促進施設**

(令和4年6月現在)

番号	施設名	所在地
1	ダイワロイヤルゴルフ株式会社 鹿部カントリー倶楽部	字本別530番地248号
2	北海道立漁業研修所	字本別540番地



# 資料 5-6 避難海域図





## 資料5-7 津波災害時における避難促進施設

### 1 福祉施設

施設名称	所在地	電話番号
鹿部町立宮浜児童館	鹿部町字宮浜210-6	01372-7-3341
鹿部町地域活動支援センターぽっぽ	鹿部町字鹿部22-1	01372-7-2020

### 2 学校

施設名称	所在地	電話番号
鹿部小学校	鹿部町字宮浜314-1	01372-7-3334
鹿部中学校	鹿部町字宮浜281	01372-7-3114
しかべ幼稚園	鹿部町字宮浜311-2	01372-7-2417

### 3 医療施設

施設名称	所在地	電話番号
岩井歯科医院	鹿部町字鹿部147-7	01372-7-3850
しかべ内科診療所	鹿部町字鹿部100	01372-7-3399



## 6 物資・輸送・医療・通信・交通等

## 資料6-1 備蓄・資機材一覧

## 1 施設別備蓄一覧

(令和4年1月13日現在)

備蓄品目		単位	役場 新庁舎	総合 体育館	小学校	中学校	中央 公民館	リハビリ 体育館	大岩 地域会館	旧青少年 会館	日赤 配布分	計	
食料	アルファ化米	食	200							2,100		2,300	
	防災食ラーメン	食								800		800	
	わかめうどん	食	100							380		480	
	フォー (米粉めん)	食	100							400		500	
	缶詰パン	缶	192							2,233		2,425	
	ビスケット	缶	20							260		280	
	羊羹	個	40							320		360	
	ミルク (小分け)	食	180									180	
	ミルク (アレルギー用)	食	36									36	
	飲料水(購入分)	本 (0.5ℓ)	648								9,720		10,368
飲料水(協定分)	本 (2ℓ)									120		120	
生活必需品	毛布	枚	13	1,746	690	884	50	180	130	2,810	400	6,903	
	寝袋	個	2									2	
	畳	枚		600	600	860		200	80	524		2,864	
	ロールカーペット	本		30	20	20	18	16		3		107	
	段ボールベット	台			5							5	
	哺乳瓶 (洗浄含む)	セット								5		5	
	給水袋 (5ℓ)	枚								0		0	
	給水袋 (6ℓ)	枚								1,762		1,762	
	給水袋 (10ℓ)	枚								60		60	
	救急箱	個								10		10	
	真空パックタオル	組(10枚)	20							60		80	
	消毒用エタノール	本	60									60	
	トイレットペーパー	個								960		960	
	大人用紙おむつ	枚								510		510	
	小児用紙おむつ	枚								720		720	
	生理用品	枚								900		900	
	ロウソク	個		12				24	24		108		168
	非接触型体温計	個	22										22
	アイソレーションガウン	枚	10								190		200
	フェイスシールド	枚	140								100		240
使い捨て手袋	枚	200								800		1,000	
ハンドソープ	本	120										120	
マスクセット	セット	100										100	
マスク (保健福祉課管理)	枚	6,000								47,200		53,200	
防災用資機材	ジェットヒーター	台		2		2	2					6	
	石油ストーブ	台		4	4	4	4		4			20	
	避難所用バーテーション	張		164	5		58		16	181		424	
	懐中電灯	個	4	2	1	1	4			34		46	
	キャップライト	個	20							20		40	
	携帯強力ライト	台	4	2			5			5		16	
	防災LEDランプ	個	100									100	
	マルチスタンド	台								2		2	
	ハロゲン投光器	台	2							4		6	
	投光器 (バッテリー式)	台	1	2					1			4	
	投光器 (発電機式)	台								2		2	
	小型発電機	台	1	1	4					2 (携帯ガス)		6	
	非常用発電機	台	1		2							3	
	可搬型蓄電機	台	2				1					3	
	扇風機	台								10		10	
	メガホン	個		2						8		10	
	防塵マスク	個	10							90		100	
	防塵メガネ	個	10							90		100	
	胴付き	着	3									3	
	スコップ	丁	18									18	
つるはし	丁	1									1		
チェーンソー	台								1		1		
暗視カメラ	台	1									1		
水中ポンプ	台								2		2		

備蓄品目	単位	役場 新庁舎	総合 体育館	小学校	中学校	中央 公民館	リハビリ 体育館	大岩 地域会館	旧青少年 会館	日赤 配布分	計
土嚢 (大)	枚								1,413		1,413
土嚢 (小)	枚								0		0
トンバック	枚								13		13
ブルーシート	枚								23		23
ガソリン携行缶 (20ℓ)	個	2							3		5
レスキューマット	枚	1							1		2
オイル吸着マット	枚								400		400
飲料水タンク (200ℓ)	台								1		1
移動式かまど	台								2	1	3
ライフジャケット	枚								10		10
車いす	台								8		8
簡易トイレ	台								30		30
簡易トイレ用テント	セット								30		30
簡易トイレ処理袋	セット								18,000		18,000

## 2 備蓄食料詳細

項目	購入数 (食)	状態	防災訓練 等提供分	平成30年 度赤十字 奉仕団炊 き出し訓 練	令和元年 度赤十字 奉仕団炊 き出し訓 練	R3. 1. 13 火災宅支 援			残量数	購入月日	賞味期限	備考
防災食ラーメン	400食	○							400食	R1. 7. 24	2024. 12	保存期間5年 (50食×8箱)
防災食ラーメン	400食	○							400食	R3. 9. 17	2026. 8	保存期間5年 (50食×8箱)
わかめうどん (インスタント麺)	500食	○				20食			480食	H30. 7. 13	2023. 10	保存期間5年 (50食×10箱)
フォー米粉めん (インスタント麺)	500食	○							500食	R2. 7. 9	2026. 5	保存期間5年 (50食×10箱)
保存用缶詰パン	432食	○							432食	H30. 7. 13	2023. 12	保存期間5年 (24缶×18箱)
保存用缶詰パン	432食	○							432食	R1. 7. 24	2024. 12	保存期間5年 (24缶×18箱)
保存用缶詰パン (ドライリンゴ)	144食	○							144食	R2. 7. 9	2025. 9	保存期間5年 (24缶×6箱)
保存用缶詰パン (フルーツミックス)	168食	○							168食	R2. 7. 9	2025. 10	保存期間5年 (24缶×7箱)
保存用缶詰パン (チョコチップ)	168食	○							168食	R2. 7. 9	2025. 11	保存期間5年 (24缶×7箱)
保存用缶詰パン	480食	○							480食	R3. 9. 17	2026. 9	保存期間5年 (24缶×13箱)
アルファー米 (バック)	400食	○							400食	H30. 7. 13	2023. 12	保存期間5年 (50食×8箱)
アルファー米 (バック) アレルギー対応	100食	○							100食	H30. 7. 13	2023. 12	保存期間5年 (50食×2箱)
アルファー米 (バック)	400食	○							400食	R1. 7. 24	2024. 12	保存期間5年 (50食×8箱)
アルファー米 (バック)	400食	○							400食	R2. 7. 9	2025. 11	保存期間5年 (50食×8箱)
アルファー米 (バック) アレルギー対応	150食	○							150食	R2. 7. 9	2025. 11	保存期間5年 (50食×3箱)
アルファー米 (バック)	400食	○							400食	R3. 9. 17	2026. 9	保存期間5年 (50食×8箱)
アルファー米 (五目)	550食	○	10食	20食	50食	20食			450食	H29. 1. 24	2022. 6	保存期間5年 (50食×11箱)
合計	6,024食		10食	20食	50食	60食	0食	60食	5,904食			

項目	購入数 (食)	状態	防災訓練 等提供分						残量数	購入月日	賞味期限	備考
羊羹	100個	○							100個	H30.7.13	2023.12	保存期間5年 (20食×5箱)
羊羹	80個	○							80個	R1.7.24	2025.1	保存期間5年 (20食×4箱)
羊羹	100個	○							100個	R2.7.10	2025.12	保存期間5年 (20食×5箱)
ビスケット	80缶	○							80缶	H30.7.13	2023.7	保存期間5年 (24食×3箱+8食)
ビスケット	60缶	○							60缶	R1.7.24	2024.2	保存期間5年 (24食×3箱)
ビスケット	80缶	○							80缶	R2.7.10	2025.7	保存期間5年 (24食×3箱+8食)
ビスケット	60缶	○							60缶	R3.9.17	2026.9	保存期間5年 (24食×3箱)

項目	購入数 (箱)	状態	防災訓練 等提供分						残量数	購入月日	賞味期限	備考
ミルク (18本入り)	10箱	○							10箱	R3.9.3	R4.8.31	賞味期限 約1年半
ミルク (6本入り) (アレルギー用)	6箱	○							6箱	R3.9.3	R4.9.9	賞味期限 約1年位
合計	24箱		0箱	0箱					16箱			

項目	定数 (本)	状態	防災訓練	胆振東部 地震消防 職員派遣					現数量	購入月日	賞味期限	備考
飲料水	2,616本	○	4本	44本					2,568本	H30.7.13	2023.12	1箱24本入り 1本(500ml) 保存期間5年
飲料水	2,592本	○							2,592本	R1.7.24	2025.1	1本(500ml) 保存期間5年 24本×108箱
飲料水	2,616本	○							2,616本	R2.7.10	2025.12	1箱24本入り 1本(500ml) 保存期間5年
飲料水	2,592本	○							2,592本	R3.9.17	2026.9	1本(500ml) 保存期間5年 24本×108箱
飲料水	120本	○							120本	R2.8.31	2022.8	1箱6本入り 1本(2リットル) 保存期間2年
合計	10,536本		4本	44本					10,368本			

## 資料6-2 除雪機械現有数

### 第1 町有車両

(令和4年6月現在)

種別	規格	台数	管理課
ショベルカー	11t級・マルチ	1台	建設水道課
ショベルカー	11t級・マルチ	1台	民生課
小型ショベルカー	3t級・バケット	1台	建設水道課
ダンプ車	7t級・ワンウェイ	1台	建設水道課

### 第2 除排雪委託車両

(令和4年6月現在)

区分	種別	台数	備考
除雪委託業者	ショベルカー	8台	・自社機 2台 ・リース 6台
排雪委託業者	ダンプ車	2台	・10t級

### 第3 町有除雪設備

(令和4年6月現在)

種別	規格	台数	管理課
融雪剤散布機	容量0.3m <sup>3</sup>	1台	建設水道課
除雪機	出力11PS	1台	建設水道課
除雪機	出力11PS	1台	水産経済課
除雪機	出力11PS	1台	社会教育スポーツ課

## 資料6-3 ヘリコプター離発着可能場所

施設名	所在地	役場からの方向及び距離(km)	広さ(m)	避難施設としての指定状況	冬期間の使用可否	施設管理者		連絡道路の状況			地表面
						管理者名	電話番号	区分	幅員m	除雪	
鹿部中学校グラウンド	宮浜281	北西0.5	130×110	○	○	鹿部中学校	01372-7-3114	〃	7m	○	土
山村広場グラウンド	宮浜369	北西1.0	100×110	○	○	鹿部町教育委員会(生涯学習課)	01372-7-3124	〃	4m	○	芝
北海道立漁業研修所	本別540-1	北東4.0	90×90	×	○	北海道	01372-7-5111	〃	7m	○	芝
朝日航空株式会社鹿部飛行場	本別450-1	北西1.4	1,010×120	×	○	朝日航空株式会社	01372-7-3388	〃	8m	○	コンクリート舗装

## 資料6-4 専用通信施設及び無線通信施設

設置機関	施設の種類	通信範囲	利用の 手続方法
鹿部町役場	北海道防災行政無線電話	全道各市町村、道庁並びに道出先機関	なし
	防災行政無線 (車載・携帯無線)	町内区域	なし
森警察署鹿部駐在所	警察電話	全国警察機関相互	口頭申請
	移動無線(車載)	森警察管区内	口頭申請
南渡島消防事務組合 鹿部消防署	業務用無線	鹿部町行政区域内、消防全国共通波	口頭申請
北海道電力株式会社 函館支店	北海道電力専用線	全道各事業所相互	口頭申請
	業務用無線(車載)	町内区域	
函館開発建設部 函館道路事務所	移動無線(車載)	町内区域	口頭申請
	多重無線電話	全国国土交通省関係機関相互間	
函館建設管理部 八雲出張所	移動無線(車載)	町内区域	口頭申請



## 資料6-5 防災行政無線移動系各局

令和4年7月1日現在

番号	担当課	無線局の種別 電波法施行規則 第4条	製造番号	車両名等	W数	免許番号	有効期間	製造 年月日	メーカー	車番等
*	総務・防災課	基地局	B1500016	基地局(役場)	10	北基第 10231号	R3. 5. 31	2011. 6 (H23)	ケンウッド	役場庁舎内
1	総務・防災課	陸上移動局	1052	予備	10	北移第 105878号	R3. 5. 31	1983. 12 (S58)	東洋	プレハブ管理
2	総務・防災課	陸上移動局	1053	予備	10	北移第 105879号	R3. 5. 31	1983. 12 (S58)	東洋	プレハブ管理
3	建設水道課	陸上移動局	1057	除雪ドーザ川崎	10	北移第 105880号	R3. 5. 31	2003. 1 (H15)	東洋	000 る 740
4	総務・防災課	携帯無線	7049	携帯用無線No4	5	北移第3046242号	R3. 5. 31	2000. 9 (H12)	松下	
5	建設水道課	陸上移動局	B1500017	トヨタランクル ブラド	10	北移第3075700号	R3. 5. 31	2011. 6 (H23)	ケンウッド	803 さ 2116
6	建設水道課	陸上移動局	B1500018	日野トラック ダンプ除雪車	10	北移第3075701号	R3. 5. 31	2011. 6 (H23)	ケンウッド	100 は 813
7	水産経済課	陸上移動局	B1500019	スズキ ジムニー	10	北移第3075702号	R3. 5. 31	2011. 6 (H23)	ケンウッド	580 け 4283
8	建設水道課	陸上移動局	114014	トヨタ ダイナトラック	10	北移第 110958号	R3. 5. 31	2001. 12 (H13)	富士通	100 さ 1491
9	総務・防災課	携帯無線	1219	携帯用無線	5	北移第 116495号	R3. 5. 31	1995. 9 (H 7)	東洋	30. 11. 8消防から返却、 電池交換
10	生涯学習課	陸上移動局	H289482	事務室窓口横	10	北移第 111520号	R3. 5. 31	1989. 6 (H元)	東洋	生涯学習課カロラ から取外
11	総務・防災課	携帯無線	7050	携帯用無線No11	5	北移第3046243号	R3. 5. 31	2003. 1 (H15)	松下	
12	水産経済課	陸上移動局	CD41645	トヨタカロラ フィールダー	10	北移第 113618号	R3. 5. 31	1991. 11 (H 3)	JRC	530 に 2120
13	総務・防災課	携帯無線	203302	携帯用無線No13	5	北移第 113619号	R3. 5. 31	2011. 6 (H23)	アイコム	
14	民生課	陸上移動局	CE15574	キャタピラー 三菱ショベル	10	北移第 113941号	R3. 5. 31	1991. 11 (H 3)	JRC	000 る 886
15	民生課	陸上移動局	G0462	トヨタ プロボックス バン	10	北移第 115358号	R3. 5. 31	1993. 11 (H 5)	沖電気	430 さ 5292
16	総務・防災課	陸上移動局	G0469	コマツ 小型ショベル	10	北移第 115399号	R3. 5. 31	1994. 1 (H 6)	沖電気	鹿部 非 53
17	建設水道課	携帯無線	1220	予備	5	北移第 116496号	R3. 5. 31	1995. 9 (H 7)	東洋	プレハブ管理
18	総務・防災課	陸上移動局	614002	トヨタ ブラド (総務)	10	北移第3003946号	R3. 5. 31	1996. 3 (H 8)	富士通	830 さ 2119
19	総務・防災課	携帯無線	203303	携帯用無線No19	5	北移第3003950号	R3. 5. 31	2011. 6 (H23)	アイコム	
20	総務・防災課	携帯無線	203304	携帯用無線No20	5	北移第3003951号	R3. 5. 31	2011. 6 (H23)	アイコム	
21	総務・防災課	携帯無線	203305	携帯用無線No21	5	北移第3003952号	R3. 5. 31	2011. 6 (H23)	アイコム	
22	総務・防災課	携帯無線	1235	予備	5	北移第3003953号	R3. 5. 31	1996. 3 (H 8)	東洋	プレハブ管理
23	総務・防災課	携帯無線	1236	携帯用無線No23	5	北移第3003954号	R3. 5. 31	1996. 3 (H 8)	東洋	30. 11. 27 渡島リハビリに貸出
24	総務・防災課	携帯無線	1418	携帯用無線No24	5	北移第3003955号	R3. 5. 31	1995. 4 (H 7)	松下	
25	鹿部消防署	携帯無線	1419	携帯用無線No25	5	北移第3003956号	R3. 5. 31	1995. 4 (H 7)	松下	30. 11. 13 消防署に貸出
28	総務・防災課	携帯無線	B-02035	携帯用無線No28	5	北移第3025108号	R3. 5. 31	1998. 1 (H10)	松下	
29	総務・防災課	携帯無線	D-02402	携帯用無線No29	5	北移第3027994号	R3. 5. 31	1998. 12 (H10)	松下	
30	総務・防災課	携帯無線	D-02403	携帯用無線No30	5	北移第3027995号	R3. 5. 31	1998. 12 (H10)	松下	
31	総務・防災課	携帯無線	D-02404	携帯用無線No31	5	北移第3027996号	R3. 5. 31	1998. 12 (H10)	松下	
32	保健福祉課	陸上移動局	914012	日産ADバン 博愛号	10	北移第3029942号	R3. 5. 31	1999. 9 (H11)	富士通	400 す 4324
33	民生課	陸上移動局	914013	トヨタ ヴォクシー	10	北移第3030277号	R3. 5. 31	1999. 9 (H11)	富士通	530 て 2118
34	建設水道	陸上移動局	114015	トヨタ ランクル防災	10	北移第3039064号	R3. 5. 31	2001. 12 (H13)	富士通	800 さ 2338
35	民生課	陸上移動局	314003	日野ダンプトラック (最終処分場)	10	北移第3046237号	R3. 5. 31	2003. 5 (H15)	富士通	100 す 1159

免許期限：令和3年6月1日～令和8年5月31日

## 資料6-6 国立、道立、町内医療機関等一覧

### 第1 町外の国立、道立医療機関等

医療機関名	所在地	診療科目	病床数	電話
国立函館病院	函館市川原町18-16	呼吸器科 循環器科 外科 消化器科 呼吸器外科 心臓血管外科 泌尿器科 放射線科 麻酔科 病理診断科 皮膚科 眼科 緩和ケア科 総合診療科 整形外科 婦人科	310	0138-51-6281
函館赤十字病院	函館市堀川町6-21	内科 消化器内科 循環器内科 血液腫瘍内科 外科 腫瘍内科 乳腺外科 整形外科 麻酔科 放射線科 リハビリテーション科	150	0138-51-5315

病床数については、平成27年4月現在のものである。

### 第2 町内の医療機関等

医療機関名	住所	電話番号	FAX番号
渡島リハビリテーションセンター診療所	鹿部町字鹿部258-7	01372-7-3321	01372-7-2219
しかべ内科診療所	鹿部町字鹿部100	01372-7-3399	01372-7-3600
岩井歯科医院	鹿部町字鹿部147-7	01372-7-3850	

### 第3 災害拠点病院

#### 1 基幹災害医療センター

医療圏名	指定病院名	住所	病床数	電話	備考
全道域	札幌医科大学付属病院	札幌市中央区南1条西16丁目	944	011-611-2111	平成9年1月指定

## 2 地域災害医療センター

医療圏名	指定病院名	住所	病床数	電話	備考
南渡島	市立函館病院	函館市港町1-10-1	844	0138-43-2000	平成9年1月指定

※ドクターヘリ基地病院

## 第4 医師会

医師会名	住所	電話	備考
渡島医師会	函館市大森町21-12	0138-27-1246	
函館歯科医師会	函館市大手町3-3	0138-23-3650	

## 資料6-7 医療救護に係るトリアージ

災害時において、きわめて短時間かつ集団的に多数の傷病者が発生し、地域の現存医療能力を超えた場合における集団災害医療救護は、現存の医療能力で傷病者に対し、迅速かつ的確な応急医療救護措置を実施し、いかに多数を救護できるかが重要である。

そのためには、傷病者の重症度と治療優先度を決め、治療や後方搬送の優先順位を決めるトリアージを行い、トリアージタグを傷病者に付け、その後、これに基づいた適切な治療、搬送を実施することが必要である。

災害医療の3要素は、トリアージ、緊急治療、搬送である。

### 1 トリアージの原則

トリアージの原則は、「生命は四肢に優先し、四肢は機能に優先し、機能は美容に優先する。救護不能な傷病者を潔くあきらめ、治療の不必要な軽症者を除外する。」ことである。

また、トリアージの実施に際しては、一人の人物（トリアージ責任者、トリアージオフィサー、T0）が一人でトリアージを行い、災害現場での混乱を避け、より効率的に治療・搬送することを原則とする。

この時に、トリアージ責任者は、必ずしも医師である必要はなく、災害現場地域を熟知し、最初に到着した消防の救急隊長・救急救命士等がトリアージの意味を正確に理解していれば可能である。

理想的には、医師、看護師、救急救命士のトリアージチームが災害現場に急行し、医師がトリアージ責任者となることが望ましい。

トリアージ責任者は、どこから見ても一見して分かるような表示をしたものを着用するなどが最善である。

また、子供、女性、高齢者、病人・障がい者等の災害時要援護者を意識した行動が求められる。

### 2 トリアージタグ

災害時の傷病者の識別には、国際的に決まっている識別票であるトリアージタグを用いる。

これは治療優先度の順から、下記の表のとおり、赤、黄、緑、黒が用いられる。

優先順位	分類（処置）	識別色	傷病状況及び病態	診断
第1順位	最優先治療群 （重症群）	赤（Ⅰ）	生命、四肢の危機的状態で、直ちに処置の必要なもの	気道閉鎖又は呼吸困難、重症熱傷、心外傷、大出血又は止血困難、開放性胸部外傷、ショック
第2順位	待機的治療群 （中等症群）	黄（Ⅱ）	2～3時間処置を遅らせても悪化しない程度のもの	熱傷、多発又は大骨折、脊髄損傷、合併症のない頭部外傷
第3順位	保留群 （軽症群）	緑（Ⅲ）	軽度外傷、通院加療が可能程度のもの	小骨折、外傷、小範囲熱傷（体表面積の10%以内）で気道熱傷を含まないもの、精神症状を呈するもの
第4順位	死亡群	黒（Ⅳ）	生命徴候のないもの	死亡又は明らかに生存の可能性のないもの

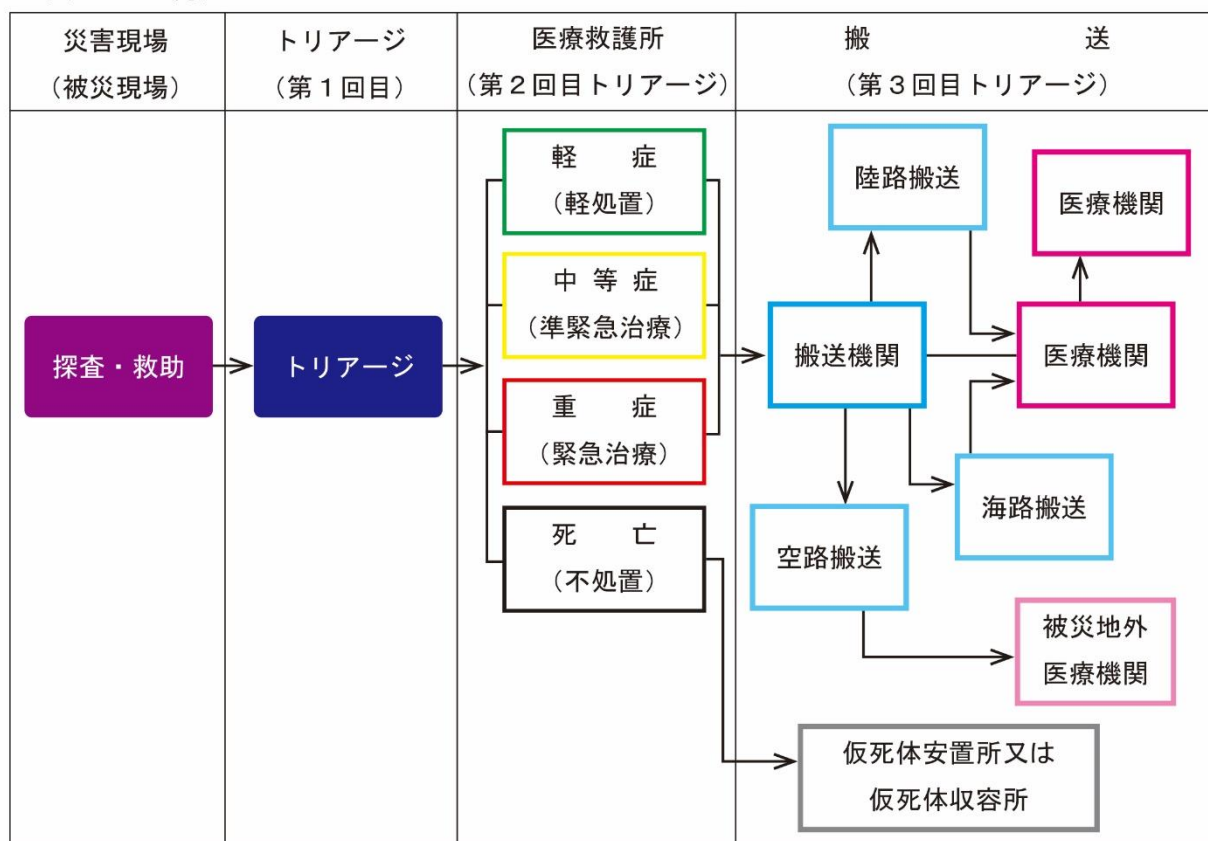
### 3 トリアージの実施は何处で

傷病者の状態は常に一定ではなく、従ってトリアージは一度行えばそれで終了とはならず、救出された災害現場から医療機関で確定治療に至るまでの過程で行われる連続的な評価である。

また、現場でトリアージを実施するトリアージ責任者は、その地域の病院数、所在地、病床数、外科的能力、各病院の特殊性、災害現場の地理・地形、各病院までの距離等を熟知しておくことが重要である。

各病院の能力に相応した疾病と人数を評価し、搬送の指示をする必要がある。

## トリアージの流れ



## 4 トリアージ後の対応

トリアージが終わり、トリアージタグが付けられた傷病者は、災害の及ばない、搬送に便利な地点に同じ色のタグのグループに分けて集める。

その際、タグと同色のトリアージ用シートを併用するなどして、混乱した災害現場での傷病者の待機場所をも分別しておくなどの処置をとり、傷病者の重症度・治療優先度が一見して識別できるようにしておく。

応急処置、症状等をタグに記入し、トリアージ責任者は、赤はヘリコプター・救急車等、黄は救急車等の搬送車、緑はバス・徒歩等で、医療救護所、病院等に搬送を指示する。

注意すべき点として、子供は出来るだけ両親と一緒にすることや傷病者はパニック陥りやすいので、出来る限りの情報を与えて落ち着かせる等が重要である。

## 5 トリアージを成功させるためのポイント

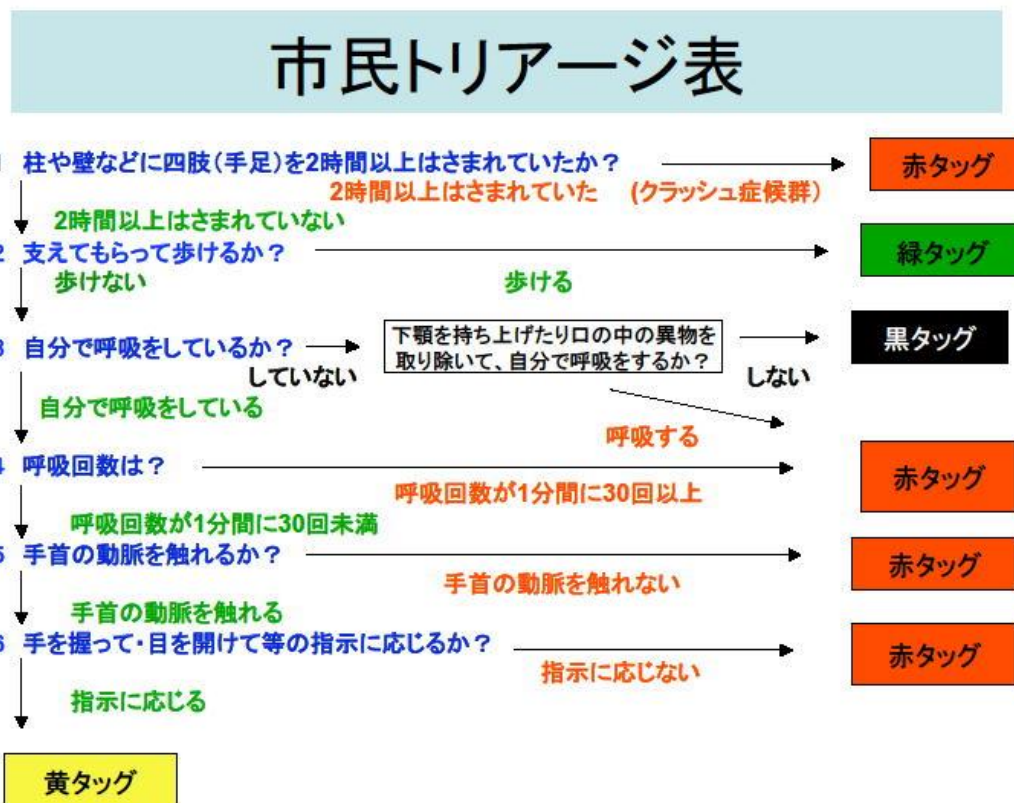
- ・トリアージ責任者は、治療に参加しない。
- ・トリアージ部門では、気道確保、外出血の止血以外の治療は行わない。
- ・患者の動線は、一方向で、逆行させない。
- ・トリアージを行わない限り、患者を移動させない。
- ・医療救護所、病院等の入口では、能力以上の患者を入院させない。
- ・トリアージタグ、カルテ、検査結果等は、すべて患者に付けて移動させる。
- ・トリアージ責任者の命令は絶対である。私見をばさんではならない。
- ・地域で発生が予想される災害に対応し、あらかじめ計画されたトリアージプランによって繰り返し訓練を実施しておくことが必要である。

## 参考文献

日本医師会雑誌第110巻第6号（平成5年9月1日）  
 特集 災害医療をめぐって 「災害被害者のトリアージ」  
 著者 金沢医科大学名誉教授 医学博士 青野 允  
 （平成18年4月現在 医療法人 雄心会 函館新都市病院勤務）

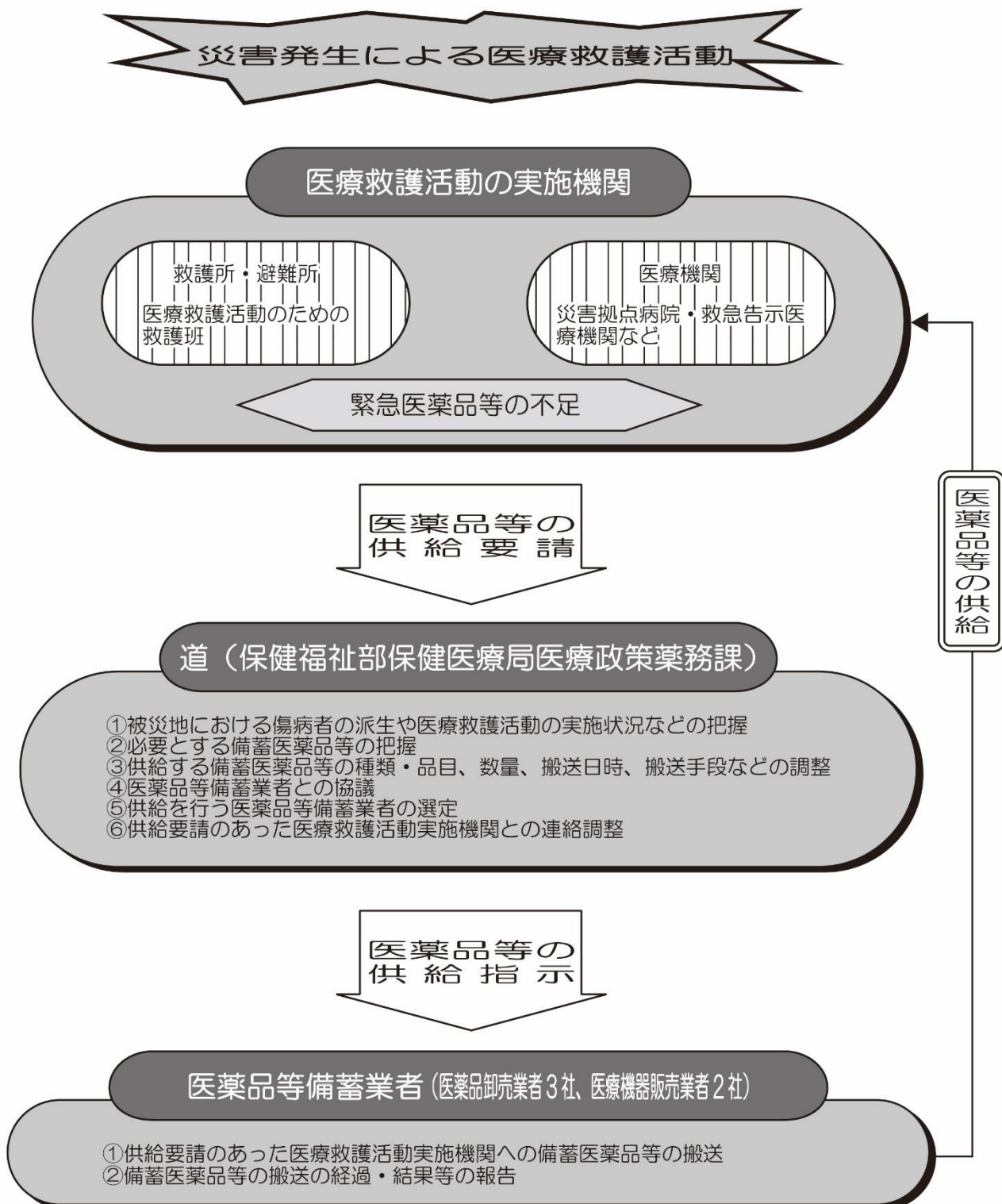
## 6 職員・町民等が行うトリアージ

広域災害では、医師や消防の救命救急士が不足し、現場でのトリアージ判定を役場職員や町民代表者が行う状況が生じます。その際は、下記の市民トリアージ表を参考に行ないます。



出典参考資料  
NPO法人 災害・医療・町づくり事務局 「市民トリアージ表」

資料6-8 災害時備蓄医療品等の供給フロー



## 資料6-9 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等

### 1 緊急通行車両等の確認及び事前届出事務手続き等に関する要綱（抜粋）の要旨

災害対策基本法第76条第1項（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）の規定により、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている場合又は大規模地震対策特別措置法第9条（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）の規定により東海地震に係る警戒宣言が発令された場合（以下「災害発生時等」という。）において、公安委員会は、災対法第76条第1項の規定により、災害応急対策が的確かつ円滑に行なわれるように、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができるとされ、また、地震法第24条の規定により避難路又は緊急輸送路を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができるとされている。

この場合、災対法第76条第1項に規定する緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。）及び地震法第24条に規定する緊急通行車両（以下「緊急通行車両等」という。）については、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項又は大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年第385号。以下「地震法施行令」という。）第12条第1項の規定により、知事又は公安委員会の確認によって標章及び証明書の交付を受け、通行が認められることになる。

しかしながら、阪神・淡路大震災等の経験に鑑みると、災害時には確認のための膨大な事務手続き等に対する・処理能力が十分に確保されない状態が予想され、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動（以下「災害時応急対策等」という。）を迅速かつ円滑に行なうためには、緊急通行の交通需要を事前に把握し、かつ、そのための事務の迅速化を図ることが必要であることから本要綱を制定し、災害応急対策の適正を図ることとした。

### 2 緊急通行車両等の事前届出、確認手続き等

#### ① 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を事前に行なうものとする。

#### (1) 事前届出の対象車両

災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両で次のいずれにも該当する車両であること。

ア 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは契約により、常時指定行政機関の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ 申請に係る車両を使用して行なう事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策等又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

#### (ア) 災対法に基づく災害応急対策

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防禦又は拡大の防止のための措置に関する事項

#### (イ) 地震法に基づく地震防災応急対策

- a 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- d 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- e 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- f 緊急輸送の確保に関する事項
- g 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- h その他の地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項



## (2) 緊急通行車両等の事前届出に関する手続

## ア 事前届出の申請

## (ア) 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者とする。

## (イ) 申請先

当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長（以下「取扱警察署長等」という。）を経由し、公安委員会に申請するものとする。

## (ウ) 申請書類

緊急通行車両等事前届出書（別記第1号様式）2通に、当該車両を使用して行なう業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）を添えて行なうものとする。

## イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行なうものとし、前記（1）のア及びイについて審査するものとする。

## ウ 届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第1号様式）（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

## エ 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは酸損した旨の申出があり、届出済証の再交付が必要と認められた場合は、再交付する届出済証の右上部に再と朱書し、再公布するものとする。

## オ 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証の返還をさせるものとする。

## ② 発災時の緊急通行車両の確認

災対法に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車を除く。）の確認は、次表1・2のものが行ない、その確認方法については、次のとおり行なうものとする。

## (1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

## ア 確認

届出済証を受領し、届出済証に記載されている自動車登録番号と現に災害応急対策に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号とを確認するものとする。

## イ 確認時の留意事項

(ア) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行ない、確認のための必要な審査は、省略するものとする。

(イ) 他の公安委員会が発行した届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が交付した届出済証と同様に取り扱うものとする。

## (2) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認

## ア 申請者

申請する車両の使用者とする。

## イ 対象車両

原則として前記第2の1の（1）のア及びイの（ア）の対象車両と同様とする。

## ウ 申請書類

(ア) 緊急通行車両等確認申請書（別記第3号様式）（以下「確認申請書」という。）

(イ) 災害応急対策に係る事務又は業務である旨を証する書類（協定書等）

## エ 確認

前記第2の1の（1）のイの（ア）に掲げる要件について審査するものとする。

## (3) 標章及び確認証明書の交付

緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、災対法施行令第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則（昭和37年総理府令第52号）第6条第1項及び第2項に規定する標章（別記第4号様式）及び緊急通行車両確認証明書（別記第5号様式）に自動車登録番号有効期限及び通行日時、通行経路等を記載し、交付するものとする。

## ③ 警戒宣言発令時の緊急通行車両の確認事務等

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、前記2の（1）と同等に行なうものとする。

(2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前記2の（2）のアからウまでと同様に行ない、前記第2の1の（1）のイの（イ）に掲げる要件について審査を行なうものとする。

- (3) 地震法に基づく緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、地震法施行令第12条第2項及び大規模地震対策特別措置法施行規則（昭和54年総理府令第38号）第6条に規定する緊急通行車両確認証明書（別記第6号様式）及び標章の交付の措置をとるものとする。
- (4) 警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前記（3）の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている車両は、前記2の（3）の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている緊急通行車両とみなす。

④ 自衛隊用車両の事前届出の特例

災害応急対策に使用する自衛隊用車両については、次のとおり取り扱うものとする。

- (1) 事前届出の申請  
事前届出の申請については、自衛隊の部隊等の長が、交通規制課を経由して公安委員会に申請するものとする。
- (2) 審査及び標章等の交付  
申請車両が、自衛隊の行なう災害応急対策に使用されるものであると認められる場合は、あらかじめ標章及び緊急通行車両確認証明書を部隊等の長に対して交付しておくものとする。
- (3) 災害発災時の確認  
災害発災時において、部隊等の長は、前記（2）の表彰を受けた車両のうち当該災害応急対策に使用する車両の自動車登録番号を、交通規制課長を経由し公安委員会に通知するものとし、その際公安委員会の指示を受け標章及び緊急通行車両確認証明書の記載事項欄に有効期限、通行日時、通行経路等必要な事項を書き込むものとする。
- (4) 標章等の返納  
部隊等の長は、災害対策終了後、標章及び緊急通行車両確認証明書を速やかに公安委員会に対し返納するものとする。

別記

第1号様式

( 警察署) 受理番号

号

地震防災 害 北海道公安委員会	地震防災 害 緊急対策用 緊急通行車両等事前届出書 北海道公安委員会 殿	緊急対策用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する	第 号 年 月 日 印 北海道公安委員会 印
自動車登録番号	警報 (地震予知情報) の発令及び伝達、避難の 報告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難、(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急の教育 (整備・点検) 5 施設、設備の応急の復旧 (整備・点検) 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等 (具体的 に備考欄へ記載) 10 緊急輸送 ( 人 ) ※ 品名 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他 ( )	備考 (注) 1 警戒宣言発令時又は災害発生時には、この届出済証を最寄り の警察本部、警察署、高速道路交通警察隊本部、交通検問所等 に提出して所要の手続を受けてください。 2 届出内容に変更が生じ、又はこの届出済証を紛失し、汚損し、 若しくは破損した場合には、千葉県公安委員会 (警察署又は警察 本部交通規制課経由) に届け出てください。 3 次に該当するときは、この届出証を返還しててください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったと き	申請者住所 氏名 印
使用者 住所 氏名 発地 備考	( ) ( ) 局 番		

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。  
2 緊急輸送の場合は、輸送人員を ( ) に記入し、主な品名の番号  
を1つだけ○で囲んでください。

第2号様式

第 号		年 月 日	
		緊急通行車両確認証明書	
		知 事	印
		公安委員会	印
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名）			
使用者	住 所		
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

(備考) 用紙は日本工業規格A5とする。

## 第3号様式

( 警察署) 第 号

地震防災 災害 応急対策用		<b>緊急通行車両等確認申請書</b>		年 月 日
北海道知事 北海道公安委員会		申請者住所		氏名 印
自動車登録番号				
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）		1 警報(地震予知情報)の発令及び伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設、設備の応急の復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等(具体的に備考欄へ記載) 10 緊急輸送( 人) ※ 品名 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他( )		
使用者	住所			
	氏名	( ) 局 番		
通行日時		月 日 : から 月 日 : の間		
通行経路		出発地		目的地
備考				

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。  
 2 緊急輸送の場合は、輸送人員を( )に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

第5号様式

( 警察署) 第 号

<p><b>緊急通行車両確認証明書</b></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; gap: 20px;"> <p>北海道知事</p> <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>印</p> </div> </div> <p>北海道公安委員会</p>					
自動車登録番号					
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 警報の発令及び伝達、避難の勧告、指示</li> <li>2 消防、水防その他の応急措置</li> <li>3 救難、救助、その他の保護</li> <li>4 児童・生徒の応急の教育</li> <li>5 施設、設備の応急の復旧</li> <li>6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置</li> <li>7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持</li> <li>8 緊急輸送確保のための措置</li> <li>9 その他災害発生の防禦、拡大防止等(具体的に備考欄へ記載)</li> <li>10 緊急輸送 ( 人)</li> </ol> <p style="margin-left: 40px;">※ 品名 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他( )</p>				
使用者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">住所</td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名</td> <td style="padding: 5px;">( ) 局 番</td> </tr> </table>	住所		氏名	( ) 局 番
住所					
氏名	( ) 局 番				
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間				
通行経路	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">出 発 地</td> <td style="padding: 5px;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"></td> <td style="padding: 5px;"></td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地		
出 発 地	目 的 地				
備考					

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。  
 2 緊急輸送の場合は、輸送人員を( )に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

## 第6号様式

( 警察署) 第 号

<b>緊 急 輸 送 車 両 確 認 証 明 書</b>	
年 月 日	
北 海 道 知 事 北海道公安委員会 <div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center; margin-left: 20px;">             印           </div>	
自動車登録番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）	1 地震予知情報の伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 応急の救護その他の保護 4 施設及び設備の整備・点検 5 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 6 緊急輸送確保のための措置 7 清掃、防疫、保健衛生、その他必要な整備 8 その他地震災害の発生の防止又は軽減(具体的に備考欄へ記載) 9 緊急輸送 ( 人) ※ 品名 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他( )
使用 者	住所
	氏名 ( ) 局 番
通 行 日 時	月 日 : から 月 日 : の間
通 行 経 路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を( )に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

(1) 標識等

規制の標識等

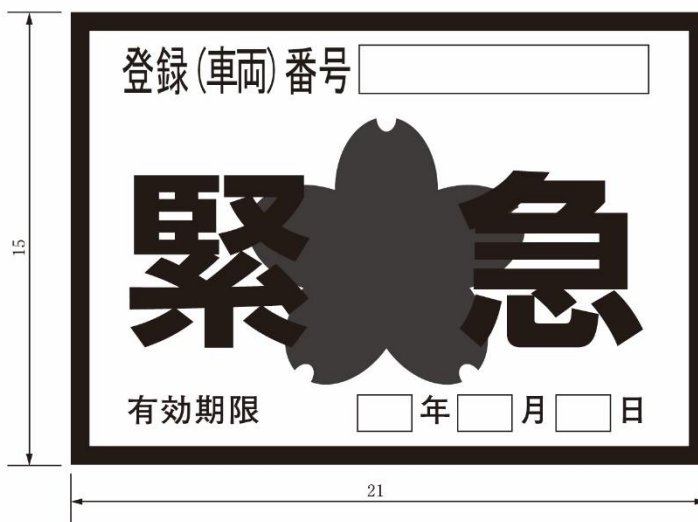


備考

- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、字を白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは1 cmとする。
- 3 図示の長さの単位はcmとする。
- 4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の2倍まで拡大し、または図示の寸法の1/2まで縮小することができる。

様式 1

緊急通行車両確認標章



- (備考) 1 色彩は記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
  - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。



## 資料6-10 町有車両等の現況

(平成27年4月現在)

種別	台数
ダンプトラック (大) 7 t 級	1 台
ショベルカー	2 台
バックホー	1 台
小型ショベル	1 台
フォークリフト	1 台
ダンプトラック (塵芥収集用) 2 t 車	1 台
普通トラック 2 t 車	1 台
軽四トラック	6 台
保冷トラック	1 台
軽四トラック (ダンプ)	1 台
バス (福祉バス) 26人乗	1 台
ワゴン車 10人乗	2 台
普通乗用車	7 台
普通乗用車 (バン)	4 台
普通乗用車 (7人乗)	1 台
4輪駆動車	4 台
普通軽自動車	4 台
バイク	1 台
バイク (スクーター)	4 台
	計 44台

**資料6-11 米穀卸売、小売販売業者**

名称	住所	電話
函館米穀株式会社	函館市万代町20番28号	0138-42-7021
ホクレン農業協同組合連合会函館支所	函館市宮前町33番13号	0138-43-2311

**資料6-12 取水場**

令和4年1月

取水場名	所在地	取水可能水量	備考
水源地	字鹿部299-1	3,200m <sup>3</sup>	

**資料6-13 ごみ処理場・し尿処理場****1 ごみ処理場**

名称	所在地	連絡先
森町リサイクルプラザ	森町字砂原東4丁目2-39	01374-8-3320
渡島廃棄物処理広域連合リレーポート茅部	森町字砂原東4丁目2-7	01374-8-5353
最終処分場鹿部町一般廃棄物最終処分場	鹿部町字本別576-8	01372-7-3584

**2 し尿処理場**

名称	所在地	連絡先
森町衛生センター	森町字砂原東5丁目99-14	01374-8-3334

## 資料6-14 水位観測所・雨量観測所

### 第1 水位観測所

観測所名	河川名	所在地	水防団 待機水位 (m)	はん濫 注意水位 (m)	避難判断 水位 (m)	はん濫危険 水位 (m)
折戸川	折戸川	本別369番2地先河川敷	1.58	2.48	—	3.48

### 第2 雨量観測所

観測名	観測地点 (所在地)	位置	標高	種別
鹿部	鹿部町字宮浜353地先道路敷	緯度 42.0397222 経度 140.8055556	27m	テレメータ 雨量
鹿部 (道路)	鹿部町字大岩	緯度 42.0097778 経度 140.8630833	—	テレメータ 雨量

## 資料6-15 水防資機材庫及び資材調達先

### 第1 水防資機材庫

所在地	鹿部町字宮浜289番地1
所有者	鹿部町

### 第2 在庫状況

品名	数量
土嚢用袋	2,400枚
スコップ	14丁
ロープ・縄類	2ケ
携帯照明器	3ケ
水中ポンプ	1台
小型発電機	5台
大型発電機	2台

### 第3 資材の調達先

調達先	所在地	電話番号	備考
鹿部漁業協同組合	字宮浜323番地	01372-7-2311	

## 資料6-16 水防工法一覧表

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材	
				現在	
水があふれる	積み土のう工	堤防の上端（天端）に土のうを数段積み上げる	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒	
	せき板工	堤防の上端（天端）にくいを打ちせき板をたてる	都市周辺河川（土のうの入手困難）	鋼製支柱、軽量鋼板	
	蛇かご積み工	堤防の上端（天端）に土のうの代わりに蛇かごを置く	急流河川	鉄線蛇かご、玉石、防水シート	
	水マット工（連絡水のう工）	堤防の上端（天端）にビニロン帆布製水マットを置く	都市周辺河川（土のう、板など入手困難）	既製水のう、ポンプ、鉄パイプ	
	裏むしろ張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）をむしろで被覆する	あまり高くない堤体の固い箇所	むしろ、半割竹、防水シート、鉄筋ピン、軽量鉄パイプ、土のう土俵	
	裏シート張り工	堤防の居住側堤防斜面（裏のり面）を防水シートで被覆する	都市周辺河川（むしろ、竹の入手困難）	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ	
漏水	居住側（川裏）対策	釜段工（釜築き、釜止め）	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に円形に積み、土俵にする	一般河川	土のう、防水シート、鉄筋棒、ビニールパイプ
		水マット式釜段工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地にビニロン帆布製中空円形水マットを積み上げる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	既製水のうポンプ、鉄パイプ
		鉄板式釜段工（簡易釜段工）	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に鉄板を円筒形に組み立てる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	鉄板、土のう、パイプ、鉄パイプぐい
		月の輪工	居住側堤防斜面（裏のり）部によりかき半円形に積み土俵する	一般河川	土のう、防水シート、パイプ、鉄筋棒
		水マット月の輪工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先にかかるとようにビニロン帆布製水のうを組み立てる	都市周辺河川（土砂、土のうの入手困難）	既製水のう、ぐい、土のう、ビニロンパイプ
		たる伏せ工	裏小段、居住側堤防斜面（裏のり）先平地に底抜きたる又はおけを置く	一般河川	たる、防水シート、土のう
		導水むしろ張り工	居住側堤防斜面（裏のり）、犬走りにむしろなどを敷きならべる	一般河川（漏水量の少ない箇所）	防水シート、丸太、竹
漏水	川側（川表）対策	詰め土のう工	川側堤防斜面（川表のり面）の漏水口に土のうなどを詰める	一般河川（構造物のあるところ、水深の浅い部分）	土のう、木ぐい、竹ぐい
		むしろ張り工	川側（川表）の漏水面にむしろを張る	一般河川（水深の浅い所）	むしろ、竹、土のう、竹ピン
		継ぎむしろ張り工	川側（川表）の漏水面に継ぎむしろを張る	一般河川（漏水面の広い所）	むしろ、なわ、ぐい、ロープ、竹、土のう
		シート張り工	川側（川表）の漏水面に防水シートを張る	都市周辺河川（むしろが入手困難）	防水シート、鉄パイプ、ぐい、ロープ、土のう
		たたみ張り工	川側（川表）の漏水面にたたみを張る	一般河川（水深の浅いところ）	土俵の代わりに土のう
深掘れ（洗堀）	むしろ張り工、継ぎむしろ張り工、シート張り工、たたみ張り工	漏水防止と同じ	芝付き堤防で比較的緩流河川	漏水防止と同じ	
	木流し工（竹流し工）	樹木（竹）に重り土のうをつけて流し、局部を被覆する	急流河川	立木、土のう、ロープ、鉄線、ぐい	
	立てかご工	川側堤防斜面（表のり面）に蛇かごを立てて被覆する	急流河川砂利堤防	鉄線蛇かご、詰め石、ぐい、鉄線	
	捨て土のう工 捨て石工	川側堤防斜面（表のり面）決壊箇所に土のう又は大きな石を投入する	急流河川	土のう、石異形コンクリートブロック	
	竹網流し工	竹を格子形に結束し土のうをつけて、堤防斜面（のり面）を被覆する	緩流河川	竹、ぐい、ロープ、土のう	

原因	工法	工法の概要	利用箇所、河川	主に使用する資材	
				現在	
決壊	わく入れ工	深掘れ箇所に川倉、牛わく、鳥脚などの合掌木を投入する	急流河川	わく組み、石俵、鉄線、蛇かご	
	築きまわし工	堤防の川側（表）が決壊したとき、断面の不足を居住側堤防斜面（裏のり）で補うため杭を打ち中詰の土のうを入れる	凸側堤防 他の工法と併用	くい、割竹、板、土のう、くぎ	
	びょうぶ返し工	竹を骨格とし、かや、よしでびょうぶを作り堤防斜面（のり面）を覆う	比較的緩流河川	竹、なわ、ロープ、わら、かや、土のう	
き裂	上端（天端）	折り返し工	上端（天端）のき裂をはさんで両肩付近に竹をさし折り曲げて連結する	粘土質堤防	竹、土のう、ロープ
		くい打ち継ぎ工	折り返し工の竹の代わりにくいを用いて鉄線でつなぐ	砂質堤防	くい、鉄線
	上端（天端） 斜面（裏のり） 居住側堤防	控え取り工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので折り返し工と同じ	粘土質堤防	竹、土のう、なわ、ロープ、鉄線
		継ぎ縫い工	き裂が上端（天端）から居住側堤防斜面（裏のり）にかけて生じるもので控え取り工と同じ	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
		ネット張りき裂防止工	継ぎ縫い工のうち竹の代わりに鉄線を用いる	石質堤防	くい、金鋼、鉄線、土のう
居住側堤防斜面（裏のり）崩壊	き裂	五徳縫い工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂を竹で縫い崩壊を防ぐ	粘土質堤防	竹、なわ、ロープ、鉄線、土のう
		五徳縫い工（くい打ち）	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂をはさんでくいを打ちロープで引き寄せる	粘土質堤防	くい、ロープ、土のう、丸太
		竹さし工	居住側堤防斜面（裏のり面）のき裂が浅いとき、堤防斜面（のり面）がすべらないように竹をさす	粘土質堤防	竹、土のう
		方ぐい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり）先付近にくいを打ちこむ	粘土質堤防	くい、土のう
		かご止め工	居住側堤防斜面（裏のり面）にひし形状にくいを打ち、竹又は鉄線で縫う	砂質堤防	くい、竹、鉄線、土のう
	崩壊	立てかご工	居住側堤防斜面（裏のり面）に蛇かごを立て被覆する	急流河川	鉄線蛇かご、詰め石、くい、そだ
		くい打ち積み土のう工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを打ち込み、中詰めに土のうを入れる	砂質堤防	くい、布木、鉄線、土のう
		土のう羽口工	居住側堤防斜面（裏のり面）に土のうを小口に積み上げる	一般堤防	竹ぐい、土砂、土のう
		つなぎくい打ち工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくいを数列打ちこれを連結して中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、土のう、布木、鉄線、土砂
		さくかき詰め土のう工	つなぎくい打ちとほぼ同じでさくを作る	一般堤防	くい、竹、そだ、鉄線、土のう
		築きまわし工	居住側堤防斜面（裏のり面）にくい打ちさくを作り中詰めに土のうを入れる	一般堤防	くい、さく材、布木、土のう
	その他	流下物除去作業	橋のピアなどに堆積した流木の除去	一般河川	長尺竹、とび口
		水防対策車	現地対策本部の設置	一般河川	指揮車、無線車



## 7 応急・金融

## 資料7-1 事業別国庫負担等一覧

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
公共土木施設災害復旧事業国庫負担法	河川	国、道、市町村	堤防、護岸、水制、床止等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	標準税収入と対比して算定する。
	海岸	〃	堤防、護岸、突堤等	〃	〃
	砂防設備	国、道	治水上施行する砂防施設等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	林地荒廃防止施設	道	山林砂防、海岸砂防施設（防潮堤を含む）	道施行1カ所 120万円以上	〃
	地すべり防止施設	国、道	地すべり防止区域内にある排水施設、擁壁、ダム等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上	〃
	急傾斜地崩壊防止施設	〃	急傾斜地崩壊危険区域内にある擁壁、排水施設等	〃	〃
	道路	国、道、市町村	トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効果を全うする施設又は工作物等	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	港湾	国、管理組合、市町村	水域施設（航路、泊地、船だまり） 外郭施設（防波堤、水門、堤防） 係留施設（岸壁、浮標）、臨港交通施設等	国施行1カ所 500万円以上 管理組合施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	漁港	国、道、市町村	水域施設 外かく施設 けい留施設、輸送施設	国施行1カ所 500万円以上 道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
	下水道	道、市町村	公共下水道、流域下水道、都市下水道	道施行1カ所 120万円以上 市町村施行1カ所 60万円以上	〃
公園等	〃	都市公園及び特定地区公園（カントリーパーク）の園路・広場、修景施設、保養施設、運動施設等	〃	〃	
空港法	空港	国、道、市町村	基本施設（滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン）、排水施設、照明施設、護岸、道路、自動車駐車場、橋、法令で定める空港用地、無線施設、気象施設、管制施設（道、市については、上記から無線施設、気象施設、管制施設を除く）	1施設 120万円以上	8/10 国直轄事業のうち基本施設に要する費用の2/10は地方負担
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律	農地	道、市町村、土地改良区等	農地	1カ所 40万円以上	5/10（通常）、8/10、9/10（高率該当分）
	農業用施設	〃	用排水路、ため池、頭首工、揚水施設、農業用道路、農地保全施設	〃	6.5/10（通常）、9/10、10/10（高率該当分）
	林業用施設	道、市町村、組合	林地荒廃防止施設・林道	〃	5/10～6.5/10（通常）、7.5/10～10/10（高率後）
	漁業用施設	道、組合	沿岸漁場整備開発施設（消波堤、離岸堤、潜堤、護岸、導流堤、水路又は着定基質） 漁港施設（水産業協同組合の維持管理に属する外郭施設、係留施設、水域施設）	〃	6.5/10（通常）、10/10（高率該当分）
	共同利用施設	組合	倉庫、加工施設、共同作業場、その他	〃	2/10

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
土地改良法	農業用施設	開発局	事業実施地区 土地改良法第85条、第85条の2、第85条の3、第87条の2の規定に基づいて国が実施している土地改良事業地区	1地区の復旧事業費（当該地区における1カ所の復旧事業費75万円以上のものの合算額）が500万円以上で、当該地区における当該年度残事業費の100分の1を超えるもの。	土地改良法施行令第52条第1項第3号、第4項及び第6項の規定に基づき算定する。
			北海道が、土地改良法第89条の規定に基づき農林水産大臣から工事の委任を受けて実施している土地改良事業地区	1カ所 75万円以上	
			事業完了地区 基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区等に委託を了していない地区	1カ所 75万円以上	
			基本事業が完了したもので、当該土地改良財産を土地改良法第94条の規定に基づき土地改良区に委託を了した地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1カ所 概ね2,000万円以上</li> <li>・工事が高度な技術を要するとき</li> <li>・激甚な災害を被り直轄災害復旧事業として施行する必要なとき</li> </ul>	
公営住宅法	公営住宅	道、市町村	公営住宅	毎年国から示される	2/5～3/4
生活保護法	保護施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人、日本赤十字社	救護施設、更生施設、授産施設、宿所提供施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
老人福祉法	老人福祉施設	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、社会福祉法人	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター等	〃	1/2 または 1/3
障害者総合支援法	障害福祉サービス事業所	市町村（指定都市及び中核市を除く。）、障害者総合支援法第79条第2項に基づき実施する等法人（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人等）	療養介護事業、生活介護事業、自立訓練事業、就労移行支援事業、就労継続支援事業を行うもの	〃	1/2
	居宅介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所		居宅介護事業所（居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所、行動援護事業所）、短期入所事業所、共同生活援助事業所、相談支援事業所	〃	〃

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単位当事業費	国庫補助率
	障がい者支援施設	市町村 (指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人等	障がい者支援施設	〃	〃
売春防止法	婦人保護施設	道	婦人相談所、婦人保護施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/2
児童福祉法	児童福祉施設	道、市町村、社会福祉法人、日本赤十字社北海道支部、公益社団法人、公益財団法人等	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設等	〃	〃
		市町村(指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人、医療法人、NPO法人、営利法人等	児童発達支援センター	〃	〃
		市町村(指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人	児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所	〃	〃
	助産施設等	道、市町村(指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人、日本赤十字社	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設等	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上(保育所については、40万円以上)	〃
	児童厚生施設	市町村(指定都市及び中核市を除く。)、社会福祉法人等	児童厚生施設	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	1/3
母子及び父子並びに寡婦福祉法	母子・父子福祉施設	市町村(指定都市及び中核市を除く。)	母子・父子福祉センター、母子・父子休養ホーム	施設整備～災害復旧費協議額1件につき80万円以上	〃

適用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症法予防事業	市町村	感染症予防・ねずみ族昆虫の駆除等	各種事業による	1/2
復旧費及び簡易水道施設災害復旧費補助金交付要綱	水道施設災害復旧事業	市町村、一部事務組合	○被災した施設を原形に復旧する事業（原形に復旧することが著しく困難な場合においては、当該施設の従前の効用を復旧するための施設を設置する事業を含む。） ○応急的に施設を設置する事業（応急的に共同給水装置を設置する事業を含む。）	○上水道事業または水道用水供給事業本復旧費1,900千円（町村は1,000千円）を超え、かつ、現在給水人口×130円を超えるもの ○簡易水道事業本復旧費1,000千円（町村は500千円）を超え、かつ、現在給水人口×110円を超えるもの	1/2～8/10
公立学校施設災害復旧費国庫負担法	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	公立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校の施設（建物、建物以外の工作物、土地、設備）	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上 設備整備 道 60万円以上 市町村 30万円以上	2/3 (離島 4/5)
公立諸学校建物其他災害復旧費補助金交付要綱	公立学校施設災害復旧事業	道、市町村	教員住宅、特定学校借上施設及び校舎の新築復旧に伴う応急仮設校舎等	施設整備 道 80万円以上 市町村 40万円以上	2/3 (離島 4/5)
都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針	街路	道、市町村	都市計画法第18条、第19条又は第22条の規定により決定された施設道路及び土地区画整理事業により築造された道路（道路の附属物のうち、道路上のさく及び駒止を含む。）で道路法第18条第2項の規定による道路の供用の開始の告示がなされていないもの	道 120万円以上 市町村 60万円以上	1/2
	都市排水施設等	〃	都市計画区域内にある都市排水施設で排水路、排水機、樋門及びその附属施設都市計画区域内にある地方公共団体の維持管理に属する公園（自然公園を除く。）、広場、緑地、運動場、墓園及び公共空地	〃	〃
	堆積土砂排除	市町村	一つの市町村の区域内の市街地において災害により発生した土砂等の流入、崩壊等により堆積した土砂の総量が3万m <sup>3</sup> 以上であるもの、又は2千m <sup>3</sup> 以上の一団をなす堆積土砂又は20m以内の間隔で連続する堆積土砂で、その量2千m <sup>3</sup> 以上であるもので、基本方針に定める条件に該当する堆積土砂を排除する事業	市町村 60万円以上	〃
廃棄物の処理及び清掃に関する法律	災害等廃棄物処理	市町村（一部事務組合、広域連合含む）	災害その他の事由のために実施した生活環境の保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業並びに災害に伴って便槽に流入した汚水の収集、運搬及び処分に係る事業等	指定市 80万円以上 市町村 40万円以上	1/2

摘用法令	事業名	事業主体	対象及び内容	単当事業費	国庫補助率
都市局所管降灰除去事業費 補助金交付要綱	活動火山対策特別措置法		公共下水道並びに都市下水路の排水管及び排水渠(これらに直接接続するポンプ場の沈砂池等を含む)内に堆積した降灰を収集し、運搬し及び処分する事業とする	その都度決定	2/3
	1) 下水道		都市排水路の水路内に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする。		1/2
	2) 都市排水路		公園上に堆積した降灰収集し、運搬し及び処分する事業とする		〃
	3) 公園		建築物の敷地である土地(これに準ずるものを含む)に堆積した降灰で、市町村長が指定した場所に集積されたものを運搬し及び処分する事業とする。		〃
4) 宅地					

## 資料7-2 災害応急金融計画

融資の 名称	内容・資格・条件等						
	資金の種類	内容	貸付限度(円)	据置期間	償還期間	利子	
生活福祉基金	総合支援資金	生活支援費	生活再建までに必要な生活費用	(単身世帯) 月額150,000円以内	最終貸付日から6ヵ月以内	10年以内	無利子(連帯保証人が設定できない場合:1.5%)
			(複数世帯) 月額200,000円以内				
		住居入居費	敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6ヵ月以内 (生活支援費併せ貸しの場合は、生活支援費の最終貸付日から6ヵ月以内)		
	一次生活再建費	生活を再建するために一時的に必要なかつ日常生活費で賄うことが困難な費用	600,000円以内				
	福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に必要な費用(具体的用途は別表参照)	5,800,000円以内 (ただし、用途目的に応じて別表を参照)	6ヵ月以内	20年以内 (ただし、用途目的に応じて別表を参照)	無利子(連帯保証人が設定できない場合:1.5%)
		緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困った場合に貸付する費用	100,000円以内	2ヵ月以内	12ヵ月以内	無利子
	教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後6ヵ月以内	20年以内 (貸付額に期間の上限り)	無利子
		教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額35,000円以内			
				(高等専門学校) 月額60,000円以内			
				(短期大学) 月額60,000円以内			
(大学) 月額65,000円以内							
不動産担保型生活資金	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者に対し一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 月額300,000円以内	契約終了後 3ヵ月以内	据置期間 終了時	年3%または長期プライムレートのいずれか低い利率	
	要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し一定の不動産を担保に生活費を貸付	(土地と建物の評価額の7割) 月額生活扶助額の1.5倍以内	契約終了後 3ヵ月以内	据置期間 終了時		
※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。							

融資の 名称	内容・資格・条件等				
生活福祉資金	〈福祉資金福祉費別表〉				
	用途目的	呼称	貸付限度目安	償還期間	利子
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・ 6か月以内 1,300,000円 ・ 1年以内 2,200,000円 ・ 2年以内 4,000,000円 ・ 3年以内 5,800,000円	8年以内	
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内	
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内	
	障がい者用自動車の購入に必要な経費	障がい者自動車経費	2,500,000円	8年以内	
	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内	
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
	介護サービス、障がい者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内	
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	災害経費	1,500,000円	7年以内	
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内	
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内	
	就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内	
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内		

融資の名称	内容・資格・条件等							
	資金の種類	貸付対象等	貸付限度額(円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率	
母子父子寡婦福祉資金	事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	事業(例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体においては政令で定める事業)を開始するのに必要な設備費、什器、機械等の購入資金  2,830,000  団体 4,260,000		1年	7年以内	保証人有: 無利子  保証人無: 年1.0%	
	事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業(母子福祉団体については政令で定める事業)を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金  1,420,000  団体 1,420,000		6か月	7年以内	保証人有: 無利子  保証人無: 年1.0%	
	修学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専修学校(高等課程) 高等専門学校(専門課程) 短大、専修大学 大学 専修学校(一般課程)	高等課程 公立(自宅)27,000 (自宅外)34,500 私立(自宅)45,000 (自宅外)52,500 高等専門学校(1、2、3年) 公立(自宅)31,500 (自宅外)33,750 私立(自宅)48,000 (自宅外)52,500 高等専門学校(4、5年) 公立(自宅)67,500 (自宅外)76,500 私立(自宅)79,500 (自宅外)90,000 短大、専修大学 公立(自宅)67,500 (自宅外)76,500 私立(自宅)79,500 (自宅外)90,000 大学 公立(自宅)67,500 (自宅外)76,500 私立(自宅)81,000 (自宅外)96,000 専修学校(一般課程) 48,000	就学期間中	当該学校卒業後6か月	20年以内 専修学校(一般課程)は5年以内	無利子  ※親に貸付ける場合児童を連帯借受人とする。  児童に貸付ける場合親等を連帯保証人とする。
	技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金(例 洋裁、タイプ、栄養士等)	月額 68,000  (特1回 816,000)  運転免許 460,000	知識、技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	保証人有: 無利子  保証人無: 年1.0%



融資の 名称	内容・資格・条件等						
	資金の 種類	貸付対象等	貸付限度額 (円)	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率
母子父子寡婦福祉資金	修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	月額 68,000 (特1回 460,000) (注) 修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中5年をこえない範囲内	知識技能習得後1年	6年以内	修学資金と同様
	就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のいない児童 寡婦	100,000 (特別 330,000)		1年	6年以内	親に係る貸付の場合 保証人有： 無利子 保証人無： 年1.0%  児童に係る貸付の場合 修学資金と同じ
	医療介護資金	母子家庭の母又は児童（介護の場合は児童を除く） 父子家庭の父又は児童（介護の場合は児童を除く） 寡婦	医療又は介護（当該医療を受ける期間が1年以内の場合に限る）を受けるために必要な資金	医療 340,000 (特1回 480,000)  介護 500,000		6か月	5年以内

融資の 名称	内容・資格・条件等							
	資金の 種類	貸付対象等	貸付限度額 (円)	貸付を受 ける期間	据置 期間	償還 期間	利率	
母子父子寡婦福祉資金	生活資金	知識技能を習得している間の生活補給資金	月額 (一般) 03,000 (技能) 41,000	知識技能を習得する期間中5年以内	知識技能習得後6か月	20年以内	保証人有： 無利子  保証人無： 年1.0%	
		母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦		医療若しくは介護を受けている間の生活補給資金	医療又は介護を受けている期間中1年以内	医療若しくは介護終了後6か月		5年以内
		母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間に必要な生活補給資金		240万円を限度	貸付期間満了後6か月	8年以内		
		失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金		離職した日の翌日から1年以内	5年以内			
	住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000 (特別2,000,000)		6か月	6年以内 特別は7年以内	保証人有： 無利子  保証人無： 年1.0%
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転移するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000		6か月	3年以内	保証人有： 無利子  保証人無： 年1.0%	
就学支度資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	就学、修業するために必要な被服等の購入に必要な資金	小学校 40,600 中学校 47,400 高校等 公立(自宅) 150,000 (自宅外) 160,000 私立(自宅) 410,000 (自宅外) 420,000 大学・短大等 公立(自宅) 370,000 (自宅外) 380,000 私立(自宅) 580,000 (自宅外) 590,000 修業施設 (自宅) 90,000 (自宅外) 100,000		6か月	20年以内  修業5年以内	修学資金と同様	
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、寡婦が扶養する20歳以上の子の婚姻に際し、必要な資金	300,000		6か月	5年以内	保証人有： 無利子  保証人無： 年1.0%	

融資の 名称	内容・資格・条件等																	
災害援護資金貸付金	実施主体 市町村（特別区を含む。）が条例に定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者																	
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>貸付限度</th> <th>利率</th> <th>据置期間</th> <th>償還期間</th> <th>償還方法</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="229 450 667 517">           ① 世帯主の1ヶ月以上の負傷            1,500,000円         </td> <td data-bbox="667 450 852 1346" rowspan="5">無利子</td> <td data-bbox="852 450 1037 1346" rowspan="5">3年  〔特別の事情がある場合は5年〕</td> <td data-bbox="1037 450 1222 1346" rowspan="5">10年  〔据置期間を含む〕</td> <td data-bbox="1222 450 1426 1346" rowspan="5">月賦  半年賦  年賦</td> </tr> <tr> <td data-bbox="229 517 667 801">           ② 家財等の損害            ア 家財の3分の1以上の損害            1,500,000円            イ 住宅の半壊            1,700,000円            ウ 住宅の全壊（1の場合を除く）            2,500,000円            エ 住宅全体の滅失又は流失            3,500,000円         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="229 801 667 1025">           ③ ①と②とが重複した場合            ア ①と②のアが重複した場合            2,500,000円            イ ①と②のイが重複した場合            2,700,000円            ウ ①と②のウが重複した場合            3,500,000円         </td> </tr> <tr> <td data-bbox="229 1025 667 1346">           ④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等            ア ②のイの場合            2,500,000円            イ ②のウの場合            3,500,000円            ウ ③のイの場合            3,500,000円         </td> </tr> </tbody> </table>	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 1,500,000円	無利子	3年  〔特別の事情がある場合は5年〕	10年  〔据置期間を含む〕	月賦  半年賦  年賦	② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円 イ 住宅の半壊 1,700,000円 ウ 住宅の全壊（1の場合を除く） 2,500,000円 エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円	③ ①と②とが重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円 イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円 ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円	④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア ②のイの場合 2,500,000円 イ ②のウの場合 3,500,000円 ウ ③のイの場合 3,500,000円				
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法													
	① 世帯主の1ヶ月以上の負傷 1,500,000円	無利子	3年  〔特別の事情がある場合は5年〕	10年  〔据置期間を含む〕	月賦  半年賦  年賦													
	② 家財等の損害 ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円 イ 住宅の半壊 1,700,000円 ウ 住宅の全壊（1の場合を除く） 2,500,000円 エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円																	
③ ①と②とが重複した場合 ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円 イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円 ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円																		
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等 ア ②のイの場合 2,500,000円 イ ②のウの場合 3,500,000円 ウ ③のイの場合 3,500,000円																		

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2補助 道 1/2補助
北海道 市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3補助 道 1/3補助 償還については6月ないし1年間の措置期間がある。修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を越えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国2/3 都道府県、指定都市 1/3。

融資の名称	内容・資格・条件等					
災害復興住宅融資	1 融資対象者					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方</li> <li>(1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者又は居住者で、地方公共団体から「災証明書」を交付されている方</li> <li>(2) ご自分が居住するために住宅を建設、購入又は補修する方</li> <li>(3) 年収に占めるすべての借入れの年間合計返済額の割合(総返済負担率)が次の基準を満たす方</li> </ul>					
			400万円未満	400万円以上		
	総返済負担率基準		30%以下	35%以下		
	(4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方					
	2 融資条件					
		区分	建設	新築住宅購入	リ・ユース(中古)住宅購入	補修
	融資対象	住宅の規格等	居室、台所及びトイレが備えられていること (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること 地方公共団体等による現場審査を受けること			
		住宅部分床面積	13m <sup>2</sup> 以上175m <sup>2</sup> 以下	50m <sup>2</sup> 以上(共同建ての場合は30m <sup>2</sup> 以上) 175m <sup>2</sup> 以下	50m <sup>2</sup> 以上(共同建ての場合は30m <sup>2</sup> 以上) 175m <sup>2</sup> 以下	
		築年数		申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅	
		その他			機構の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	
	融資限度額	基本融資額	建設資金 1,650万円 土地取得資金 970万円 整地資金 440万円	購入資金 2,620万円 うち土地取得資金 970万円	購入資金 2,320万円 うち土地取得資金 970万円 (リユースプラス) (購入資金 2,620万円) (うち土地取得資金970万円)	補修資金 730万円 整地資金 440万円 引方移転資金 440万円
		特例加算額	建設資金 510万円	購入資金 510万円	購入資金 510万円	
	返済期間	耐火準耐火木造(耐久性)	35年以内	35年以内	リユースプラス住宅・マンション 35年以内	20年以内
		木造(一般)	25年以内	25年以内	リユース住宅・マンション 25年以内	
	据置期間	3年以内			1年以内 (返済期間に含む)	
	融資金利	建設・購入の場合	基本融資額 年0.63% 特例加算額 年1.53%			
		補修の場合	年0.63%			
(平成27年4月20日現在、最新の金利は住宅金融支援機構にご確認ください)						

取扱機関等	関係法令等	備考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。
	貸付対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>○認定農業者</li> <li>○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始したものであって、農林漁業経営開始後3年以内のもの</li> <li>○林業経営改善計画の認定を受けた者</li> <li>○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者</li> <li>○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあっては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者</li> <li>○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者 ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること ②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。</li> <li>○次の要件のすべてを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 <ul style="list-style-type: none"> <li>①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること</li> <li>②一元的に経理を行っていること</li> <li>③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること</li> <li>④農用地利用集積の目標を定めていること</li> <li>⑤主たる従事者が目標所得を定めていること</li> </ul> </li> </ul>
	貸付限度額	600万円 ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額とすることができる。
	償還期間	10年以内（うち据置き3年以内）
	貸付利率	年0.16%（H29.4.19現在）

取扱機関	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつ、その国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	(ア) 被害農業者 被害減収量が平年収量の30/100以上で、かつ、損失額が平年農業総収入額の10/100以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。 ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた主業農家。 (イ) 被害林業者 (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合
	貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者 (個人) 3,500,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000円 (法人) 25,000,000円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000円 (法人) 25,000,000円 漁具購入 50,000,000円 被害組合 25,000,000円 (連合会50,000,000円)
	償還期限	6年以内(激甚災害法適用の場合7年以内)
	貸付利率	法発動の都度設定
農林漁業施設資金(主務大臣指定施設(災害復旧))	資金使途	農業者が台風や地震等の不慮の災害により被災した場合に、農業施設等の復旧に必要な資金を株式会社日本政策金融公庫が融資する。
	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬器具の復旧 ② 果樹の改植又は捕植費用
	貸付限度額	ア 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額 イ 1施設当たり3,000,000円(特認6,000,000円)
	償還期限	①15年(うち据置3年)以内 ②25年(うち据置10年)以内
	貸付利率	年0.10%(H28.4.20現在)
農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)水産業施設資金(災害復旧)	貸付の対象	被災した漁船の復旧 被災した漁具、内水面養殖施設、海面養殖施設、漁船漁業用施設の改良・造成・取得
	貸付限度	1 貸付対象事業費×0.8 2 漁船1,000万円 その他施設300万円 1及び2のいずれか低い額
	貸付期間	15年以内(うち据置3年以内)
	貸付利率	0.16%(H29.4.19現在)

取扱機関等	関係法令等	備考
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期限	30年以内（20年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.16～0.45%（H29. 4. 19現在）※貸付区分等により異なる
樹苗養成施設資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期限	15年以内（5年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.16～0.25%（H29. 4. 19現在）
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額）
	貸付期間	20年以内（3年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.16～0.30%（H29. 4. 19現在）
農林漁業施設資金（主務大臣指定施設） 林産業施設資金（災害復旧）	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額
	貸付期間	15年以内（3年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.16%（H29. 4. 19現在）
共同利用施設資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	貸付期間	20年以内（3年以内の据置期間含む）
	貸付利率	0.16～0.30%（H29. 4. 19現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫 及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
備荒資金直接 融資資金	貸付の対象	備荒資金組合市町村が災害復旧応急事業を行う場合。
	貸付限度	各組合市町村の蓄積金現在額の1.5倍以内、ただし、2千万円未満は2千万円まで災害救助法適用市町村は4千万円まで
	償還期間	6ヶ月
	融資利率	年利率3%

取扱機関等	関係法令等	備考
北洋銀行 北海道銀行 三菱東京UFJ銀行 全国信用金庫組合 札幌支店	事業資金等の銀行融資斡旋条例	組合市町村の災害復旧事業等に充てるため市町村に対する融資斡旋額は、当該市町村の納付現在額の2倍（その額が2千万円に満たないときは2千万円）以内とする。但し、特別の事情があるときは、組合長が適当と認める額まで増額し斡旋することができるものとする。

融資の名称	内容・資格・条件等		
「経営環境変化対応貸付」 【災害復旧】 中小企業総合振興資金	<p>・目的 災害により経営に支障を生じている中小企業者等に対し、市中金融機関を通じ、事業の早期復旧と経営の維持・安定に必要な事業資金の円滑化を図る。</p> <p>・融資条件</p>		
	融資対象	1 災害の影響により中小企業信用保険法第2条第5項の規定に基づく「特定中小企業者」であることの認定を受けた中小企業者等 2 地震、大火、風水害等により主要な事業用資産に被害を受けたもの又は冷害等により売上げの減少等の間接被害を受けている中小企業者等であって、道が認めた地域内に事業所を有するもの	
	資金使途	設備資金	運転資金
	融資金額	8,000万円	5,000万円
	融資利率	[固定金利] 5年以内 年 1.1% 10年以内 年 1.3% [変動金利] 年 1.1% (融資期間が3年超の場合選択可)	
	担保・償還方法	取扱金融機関の定めるところによる	
	信用保証	すべて北海道信用保証協会の保証付き	

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、道外本店銀行道内支店、商工組合中央金庫、道内信用金庫、道内信用組合、農林中央金庫	中小企業総合振興資金融資要領	

融資の名称	内容・資格・条件等					
勤労者福祉資金	区分	中小企業で働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方	
	融資対象者	中小企業に勤務する方 (育児・介護休業中の方も含む) 前年の総所得が600万円以下の方	非正規労働者の方 (育児・介護休業中の方も含む) 前年の総所得が600万円以下の方	2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方 前年の総所得が600万円以下の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方	
	融資金額	中小企業で働く方・非正規労働者の方・季節労働者の方 120万円以内 離職者の方 100万円以内				
	融資期間	8年以内 (育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可)		8年以内	5年以内 (6か月以内元金据置可、据置期間分延長可)	
	融資利率	年1.60%		年0.60%		
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可				
	信用保証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要。			

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道銀行、北洋銀行、北海道労働金庫、道内信用金庫、道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	



## 「被災者生活再建支援制度」に基づく支援

内容・資格・条件等																			
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																		
法適用の要件	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）における自然災害</p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る）2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る）における自然災害</p> <p>※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり（合併した年と続く5年間の特例措置）</p> <p>(2) 支給対象世帯</p> <p>上記の自然災害により</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>																		
支援金の支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる</p> <p>支給額（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 （支給対象世帯① に該当）</th> <th>解体 （支給対象世帯② に該当）</th> <th>長期避難 （支給対象世帯③ に該当）</th> <th>大規模避難 （支給対象世帯④ に該当）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>貸借 （公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 （支給対象世帯① に該当）	解体 （支給対象世帯② に該当）	長期避難 （支給対象世帯③ に該当）	大規模避難 （支給対象世帯④ に該当）	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	貸借 （公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 （支給対象世帯① に該当）	解体 （支給対象世帯② に該当）	長期避難 （支給対象世帯③ に該当）	大規模避難 （支給対象世帯④ に該当）															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	貸借 （公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																

申請窓口	関係法令等	備考
市町村	被災者生活再建支援綱	<p>(1) 申請時の添付書面</p> <p>①基礎支援金：罹災証明書、住民票等</p> <p>②加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等</p> <p>(2) 申請期間</p> <p>①基礎支援金：災害発生日から13月以内</p> <p>②加算支援金：災害発生日から37月以内</p>



## 8 条例・規程

### 資料8-1 鹿部防災会議条例

昭和38年4月19日

条例第11号

改正 昭和53年9月28日条例第38号  
昭和58年9月20日条例第26号  
昭和58年11月21日条例第35号  
平成6年12月15日条例第21号  
平成10年9月21日条例第22号  
平成12年3月27日条例第3号  
平成17年3月16日条例第18号  
平成19年6月5日条例第13号  
平成25年3月15日条例第15号

#### (目的)

**第1条** この条例は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、鹿部町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

#### (所掌事務)

**第2条** 防災会議は次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 鹿部町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条の水防計画その他水防に関する事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

#### (会長及び委員)

**第3条** 防災会議は会長及び委員をもつて組織する。

- 2 会長は町長をもつて充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は次に掲げる者をもつて充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 南渡島消防事務組合消防長及び南渡島消防事務組合鹿部消防署長
  - (7) 南渡島消防事務組合鹿部消防団長
  - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する職員
  - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者のうちから町長が任命する者
- 6 前号第1号、第2号、第3号、第4号、第8号及び第9号の委員の定数は、それぞれ2人、4人以内、1人、1人、4人以内及び4人以内とする。
- 7 第5項第8号及び第9号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の任期はその前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は再任されることができる。

#### (専門委員)

**第4条** 防災会議は専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員及び学識経験者の中から町長が任命する。
- 3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

**第5条** 前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に必要な事項は会長が防災会議にかつて定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和53年9月28日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和58年9月20日条例第26号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和58年11月21日条例第35号)

この条例は、昭和58年12月1日から施行する。

**附 則** (平成6年12月15日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (平成10年9月21日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

**附 則** (平成12年3月27日条例第3号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附 則** (平成17年3月16日条例第18号)

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 鹿部町水防協議会条例(平成元年条例第29号)は、廃止する。

**附 則** (平成19年6月5日条例第13号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年7月1日から施行する。

**附 則** (平成25年3月15日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(新委員の任期に関する特例)

2 第1条の規定による改正後の鹿部町防災会議条例第3条第5項第9号の新たに任命する委員の任期は、第3条第7項の規定にかかわらず平成26年3月31日までとする。

## 資料8-2 鹿部町災害対策本部条例

昭和38年4月19日  
条例第12号

### (目的)

第1条 この条例は災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき鹿部町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組織)

- 第2条 災害対策本部長は災害対策本部の事務を統括し所部の職員を指揮監督する。
- 1 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときはその職務を代理する。
  - 2 災害対策本部員は災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

- 第3条 災害対策本部長は必要と認めるときは災害対策本部に部を置くことができる。
- 1 部に属すべき災害対策本部員は災害対策本部長が指名する。
  - 2 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
  - 3 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地災害対策本部)

- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。
- 1 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

### (雑則)

第5条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 附 則 (昭和58年11月21日条例第35号)

この条例は、昭和58年12月1日から施行する。

### 附 則 (平成13年6月27日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料8-3 鹿部町罹災証明書等交付規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、水災、風災、地震、その他の災害（以下「災害」という。）によって生じた被害（以下「罹災物件」という。）の証明書（以下「罹災証明書」という。）の交付基準について必要な事項を定めるものとする。

### (証明書の申請)

第2条 罹災証明書の交付を受けようとする者は、罹災証明書等交付申請書（様式第1号）に被害状況の写真及び位置図を添えて、町長に申請しなければならない。

### (証明書の交付)

第3条 町長は、罹災者又はその他町長が適当と認めた者（以下「申請者」という。）から、前条に掲げる申請書が提出されたときは、次の各号に掲げる審査を経て当該各号に定める証明書を交付するものとする。

- (1) 罹災証明書（様式第2号）罹災物件を確実な証拠により確認する事が出来る場合に交付する。
- (2) 罹災届出証明書（様式第3号）前号の確認ができない場合に交付する。

2 町長は、同一罹災物件について、罹災者から再度罹災証明書等の交付申請を受けときは、前項の審査を省略して、交付することができる。

### (交付の特例)

第4条 罹災証明書等の様式がその提出先において特に定めがある場合には、当該証明書等への証明をもって前条第1項各号の交付に代えることができる。

### (証明事項)

第5条 罹災証明書等で証明する事項は、災害による罹災に関する事項とし、被害額については証明しないものとする。

### (施行に関し必要な事項)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

### 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

## 罹災証明書等交付申請書

年 月 日

鹿部町長 盛田 昌彦 様

住 所  
申請者  
氏 名

下記のとおり罹災したことを証明願います。

世帯主住所	
世帯主氏名	

罹 災 原 因	年 月 日の	による
---------	--------	-----

下記欄は、住家に被害が発生したときのみ記載してください。

※被災住家の 所在地	
※住家の被害の 程度・内容	

”※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)”

住家以外の被害	
---------	--

添付書類	
------	--

様式第2号(第3条関係)

整理番号: \_\_\_\_\_

## 罹災証明書

世帯主住所	北海道 茅部郡 鹿部町
世帯主氏名	
追加記載事項	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 <sup>※</sup> の所在地	北海道 茅部郡 鹿部町
住家 <sup>※</sup> の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
被災の具体的内容	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

鹿部町長 盛田 昌彦



様式第3号(第3条関係)

整理番号: \_\_\_\_\_

## 罹災届出証明書

世帯主住所	北海道 茅部郡 鹿部町
世帯主氏名	
追加記載事項	

罹災原因	年 月 日の による
------	------------

被災住家 <sup>※</sup> の所在地	北海道 茅部郡 鹿部町
住家 <sup>※</sup> の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない(一部損壊)
被災の具体的内容	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、罹災の届出があったことを証明します。

年 月 日

鹿部町長 盛田 昌彦



## 9 要領・要綱等

### 資料9-1 災害情報等報告取扱要領

市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、次に定めるところにより災害情報及び被害状況報告（以下「災害情報等」という。）を所轄総合振興局長又は振興局長に報告するものとする。

#### 1 報告の対象

災害情報等の報告の対象は、おおむね次に掲げるものとする。

- (1) 人的被害、住家被害が発生したもの。
- (2) 災害救助法の適用基準に該当する程度のもの。
- (3) 災害に対し、国及び道の財政援助等を要すると思われるもの。
- (4) 災害が当初軽微であっても、今後拡大し、発展するおそれがある場合、又は広域的な災害で当該市町村が軽微であっても総合振興局又は振興局地域全体から判断して報告を要すると認められるもの。
- (5) 地震が発生し、震度4以上を記録したもの。
- (6) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告の必要があると認められるもの。
- (7) その他特に指示があった災害。

#### 2 報告の種類及び内容

- (1) 災害情報  
災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、別表1の様式により速やかに報告すること。  
この場合、災害の経過に応じ把握した事項を逐次報告すること。
- (2) 被害状況報告  
被害状況報告は、次の区分により行うものとする。  
ただし、指定行政機関及び指定公共機関の維持管理する施設等（住家を除く）については除くものとする。
  - ア 速報  
被害発生後、直ちに別表2の様式により件数のみ報告すること。
  - イ 中間報告  
被害状況が判明次第、別表2の様式により報告すること。  
なお、報告内容に変更を生じたときは、その都度報告すること。  
ただし、報告の時期等について特に指示があった場合はその指示によること。
  - ウ 最終報告  
応急措置が完了した後、15日以内に別表2の様式により報告すること。
- (3) その他の報告  
災害の報告は、(1)及び(2)によるほか、法令等の定めに従い、それぞれ所要の報告を行うものとする。

#### 3 報告の方法

- (1) 災害情報及び被害状況報告（速報及び中間報告）は、電話又は無線等により迅速に行うものとする。
- (2) 被害状況報告のうち最終報告は、文書により報告するものとする。  
総合振興局又は振興局においては、管内市町村分を別表3の集計表によりとりまとめ、道（危機対策課）に報告するものとし、市町村から報告のあった別表2の写を添付するものとする。

#### 4 被害状況判定基準

被害状況の判定基準は、別表4のとおりとする。

別表 1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報				
報 告 日 時	月	日	時現在	発 受 信 日 時
月	日	時	分	月
発 信 機 関 (総合振興局又は 振興局・市町村名 等)			受 信 機 関 (総合振興局又は 振興局・市町村名等)	
発 信 担 当 者 (職・氏名)			受 信 者 (職・氏名)	
発 生 場 所				
発 生 日 時	月	日	時	分
	災 害 の 原 因			
気 象 等 の 状 況	雨 量			
	河 川 水 位			
	潮 位 波 高			
	風 速			
	そ の 他			
ラ イ フ ラ イ ン 関 係 の 状 況	道 路			
	鉄 道			
	電 話			
	水 道 (飲料水)			
	電 気			
そ の 他				
(1) 災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	(名称)			
	(設置日時)	月	日	時
	(名称)			
	(設置日時)	月	日	時
(2) 災 害 救 助 法 の 適 用 状 況	地区名	被害棟数	被災世帯	被災人員
	救助実施内容			

応 急 措 置 の 状 況	(3) 避難の 状況		地区名	避難場所	人数	日時	
		自主避難					
		高齢者等避難					
		避難指示					
	(4) 自衛隊 派遣の 状況						
	(5) その他 措置の 状況						
	(6) 応急対 策出動 人員	(7) 出動人員			(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名				
		消防職員	名				
		消防団員	名				
その他(住民等)		名					
	計	名					
その他	(今後の見通し等)						

別表2

被害状況報告（速報・中間・最終）

							月 日 時現在				
災害発生日時		月 日 時 分			災害の原因						
災害発生場所											
発信	機関（市町村）名				受信	機関（市町村）名					
	職・氏名					職・氏名					
	発信日時					受信日時					
		月 日 時 分				月 日 時 分					
項 目		件数等		被害金額（千円）		項 目		件数等		被害金額（千円）	
①人的被害	死者	人		※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告							
	行方不明	人									
	重傷	人									
	軽傷	人									
	計	人									
②住家被害	全壊	棟									
		世帯									
		人									
	半壊	棟									
		世帯									
		人									
	一部破損	棟									
		世帯									
	床上浸水	棟									
		世帯									
	床下浸水	棟									
		世帯									
計	棟										
		世帯									
		人									
③非住家被害	全壊	公共建物	棟								
		その他	棟								
	半壊	公共建物	棟								
		その他	棟								
	計	公共建物	棟								
	その他	棟									
④農業被害	農地	田	流出・埋没等	ha							
			浸冠水	ha							
		畑	流出・埋没等	ha							
			浸冠水	ha							
	農作物	田	ha								
		畑	ha								
	農業用施設	箇所									
	共同利用施設	箇所									
	営農施設	箇所									
	畜産被害	箇所									
その他	箇所										
計											
⑤土木被害	道工事	河川	箇所								
		海岸	箇所								
		砂防設備	箇所								
		地すべり	箇所								
		急傾斜地	箇所								
		道路	箇所								
		橋梁	箇所								
	小計	箇所									
	市町村工事	河川	箇所								
		道路	箇所								
		橋梁	箇所								
		小計	箇所								
		港湾	箇所								
		漁港	箇所								
		下水道	箇所								
公園	箇所										
崖くずれ	箇所										
計	箇所										
⑥水産被害	漁船	沈没流出	隻								
		破損	隻								
		計	隻								
	漁港施設	箇所									
	共同利用施設	箇所									
	その他施設	箇所									
漁具（網）	件										
水産製品	件										
その他	件										
計											
⑦林業被害	道有林	林地	箇所								
		治山施設	箇所								
		林道	箇所								
		林産物	箇所								
		その他	箇所								
	小計	箇所									
	一般民有林	林地	箇所								
		治山施設	箇所								
		林道	箇所								
		林産物	箇所								
その他		箇所									
小計	箇所										
計	箇所										

項 目			件数等	被害金額 (千円)	項 目			件数等	被害金額 (千円)
⑧ 衛生被害	水道	箇所			⑪ 社会教育施設被害	箇所			
	病院	公立	箇所			⑫ 社会福祉施設等被害	公立	箇所	
		個人	箇所				法人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所				計	箇所	
		し尿処理	箇所			⑬ その他	鉄道不通	箇所	
	火葬場	箇所		鉄道施設			箇所		
計	箇所		被害船舶	隻					
⑨ 商工被害	商業	件		空 港	箇所				
	工業	件		水道	戸		—		
	その他	件		電話	回線		—		
	計	件		電気	戸		—		
⑩ 公立文教施設	小学校	箇所		ガス	戸		—		
	中学校	箇所		ブロック塀等	箇所				
	高校	箇所		都市施設	箇所				
	その他文教施設	箇所		計		—			
	計	箇所		被害総額					
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建 物	件		
り災世帯数			世帯			危険物	件		
り災者数			人			その他	件		
消防職員出動延人数			人		消防団員出動延人数			人	
災害対策本部の設置状況	道 (総合振興局又は振興局)								
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時			
災害救助法適用市町村名									
補足資料 (※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難場所の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表3

被害状況報告（速報・中間・最終）

災害・事故名								
総合振興局又は振興局								
項目		件数等	被害金額（千円）	項目		件数等	被害金額（千円）	
①人的被害	死者	人	※個人別の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告	⑤土木被害	道工事	河川	箇所	
	行方不明	人				海岸	箇所	
	重傷	人				砂防設備	箇所	
	軽傷	人				地すべり	箇所	
計	人	急傾斜地	箇所					
②住家被害	全壊	棟				道路	箇所	
		世帯				橋梁	箇所	
	半壊	棟			小計	箇所		
		世帯			市町村工事	河川	箇所	
	人	道路				箇所		
	棟	橋梁		箇所				
	一部破損	棟		小計	箇所			
		世帯		港湾	箇所			
	床上浸水	棟		漁港	箇所			
		世帯		下水道	箇所			
床下浸水	棟	公園	箇所					
	世帯	崖くずれ	箇所					
計	棟	計	箇所					
	世帯	⑥水産被害	沈没流出	隻				
	人		破損	隻				
	棟		計	隻				
世帯	漁港施設		箇所					
人	共同利用施設		箇所					
③非住家被害	全壊		公共建物	棟	その他施設	箇所		
			その他	棟	漁具（網）	件		
	半壊		公共建物	棟	水産製品	件		
			その他	棟	その他	件		
計	公共建物		棟	計				
	その他	棟						
④農業被害	農地	田	流出・埋没等	ha	⑦林業被害	道有林	林地	箇所
			浸冠水	ha			治山施設	箇所
		畑	流出・埋没等	ha			林道	箇所
			浸冠水	ha			林産物	箇所
	農作物	田	ha	その他			箇所	
		畑	ha	小計		箇所		
	農業用施設	箇所	一般民有林	林地		箇所		
	共同利用施設	箇所		治山施設		箇所		
	営農施設	箇所		林道		箇所		
	畜産被害	箇所		林産物		箇所		
	その他	箇所		その他	箇所			
	計		小計	箇所				
		計	箇所					



項 目			件数等	被害金額 (千円)	項 目			件数等	被害金額 (千円)
⑧ 衛生被害	水道		箇所		⑪ 社会教育施設被害			箇所	
	病院	公立	箇所			⑫ 社会福祉施設等被害	公立	箇所	
		個人	箇所				法人	箇所	
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所				計	箇所	
		し尿処理	箇所		⑬ その他	鉄道不通	箇所		
	火葬場	箇所		鉄道施設		箇所			
計	箇所		被害船舶	隻					
⑨ 商工被害	商業	件		空港		箇所			
	工業	件		水道		戸	—		
	その他	件		電話		回線	—		
	計	件		電気		戸	—		
⑩ 公立文教施設	小学校	箇所		ガス		戸	—		
	中学校	箇所		ブロック塀等		箇所			
	高校	箇所		都市施設		箇所			
	その他文教施設	箇所		計		—			
	計	箇所		被害総額					
公共施設被害市町村数			団体		火災発生	建物	件		
り災世帯数			世帯			危険物	件		
り災者数			人			その他	件		
消防職員出動延人数				人	消防団員出動延人数				人
災害対策本部の設置状況	道 (総合振興局又は振興局)								
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時			
災害救助法適用市町村名									
補足資料 (※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人別の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取扱注意 ○応急対策の状況 ・避難場所の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

別表4

被害区分		判定基準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した遺体を確認したもの又は遺体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町のものが隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1カ月以上医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1カ月未満の医師の治療(入院、通院、自宅治療等)を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
② 住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通年上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅(指定行政機関及び指定公共機関のもの)を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位、寄宿舎、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舎等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもとする。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分はその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を必要とする程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋(畳、建具を含む)の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋(畳、建具を含む)が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>

被害区分		判定基準
③ 非住家被害	非住家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置等とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
	農地	<p>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。</p> <p>(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
④ 農業被害	農作物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、農業用道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
	その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない）、草地畜産物等をいう。
⑤ 土木被害	河川	<p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	海岸	<p>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	砂防設備	<p>砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	地すべり防止施設	<p>地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	急傾斜地崩壊防止施設	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	道路	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	橋梁	<p>道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
港湾	<p>港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p>	

被害区分		判定基準
⑤ 土木被害	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく郭施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の協同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社を含む）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
⑧ 衛生被害	水道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清掃施設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火葬場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商工被害	商業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額及び再取得価額又は復旧額とする。
⑩ 公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。） (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪ 社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。

被害区分		判定基準
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬その他	鉄道不通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄道施設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被害船舶（漁船除く）	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空港	空港整備法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水道（戸数）	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電話（戸数）	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電気（戸数）	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガス（戸数）	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都市施設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のものでも特に報告を要すると思われるもの。

## 資料9-2 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

### (趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第15条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村（消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。）の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

### (緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

- (1) 災害応急対策活動
  - ア 被災状況の偵察・情報収集  
災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合
  - イ 救援物資、人員、資機材等の搬送  
災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合
  - ウ その他  
災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合
- (2) 救急活動
  - ア 傷病者の搬送
    - (ア) 現場救急
      - a 「現場救急」とは、航空機が直接救急現場に出動し、傷病者を機内に収容して医療機関へ搬送する活動をいう。
      - b 次の場合に出動するものとする。  
生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。
    - (イ) 転院搬送
      - a 「転院搬送」とは、航空機による次の傷病者の搬送をいう。
        - ① 一旦近郊の医療機関に搬送し所要の治療を行った後に、緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合
        - ② 医療機関に収容されている入院患者の病態悪化により緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合
      - b 次の場合に出動するものとする。  
医師の判断により、緊急に他の高次・専門医療機関へ搬送しなければ生命に危険が及ぶ場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など傷病者の機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。
      - c 転院搬送に搭乗する医師については、緊急性を重視し、搬送元医療機関の医師を基本としつつ医師不在を回避する場合又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。  
なお、他の移動手段による搬送元医療機関への医師派遣が困難な場合にあっては、航空機による派遣を認めるものとする。
  - ウ 事後検証  
上記(ア)及び(イ)に基づき航空機により傷病者を搬送した全ての事案について、その適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。
  - イ 医師等の搬送  
離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合
  - ウ その他

- 救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合
- (3) 救助活動
- ア 中高層ビル等の火災における救助・救出  
中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合
  - イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出  
山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合
  - ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出  
高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難と認められる場合
  - エ その他  
救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合
- (4) 火災防衛活動
- ア 林野火災における空中消火  
地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合
  - イ 偵察・情報収集  
大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合
  - ウ 消防隊員、資機材等の搬送  
大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合
  - エ その他  
火災防衛活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合
- (5) 広域航空消防防災応援活動  
大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

#### (緊急運航の要請)

**第4条** 緊急運航の要請（前条第5号に規定するものを除く。）は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速やかに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

#### (緊急運航の決定)

**第5条** 運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えけるとともに、災害等の状況・気象状況等を確認の上、速やかに出動の可否を決定し、隊長に指示するものとする。

**2** 運航管理責任者は、速やかに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係総合振興局長又は関係振興局長にその旨を連絡するものとする。

#### (要請に対する結果の通報)

**第6条** 運航管理責任者は、直ちに前条第1項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

#### (受入体制)

**第7条** 緊急運航を要請した市町村長（消防の一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含む。以下「市町村長等」という。）は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

#### (報告)

**第8条** 緊急運航を要請した市町村長等は、災害等が収束した場合（救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。）には、災害等状況報告書（様式第2号）により、総括管理者に報告するものとする。

#### 附 則

- この要領は、平成8年7月1日から施行する。
- この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- この要領は、平成19年6月1日から施行する。
- この要領は、平成22年4月1日から施行する。
- この要領は、平成25年4月1日から施行する。

様式第1号 (第4条関係)

(第 報)

### 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：            年    月    日            時    分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名							
		担当者職氏名							
		連絡先		TEL	FAX				
災害の状況・派遣理由	覚 知		年 月 日		時 分				
	災害発生日時		年 月 日		時 分				
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域				希望する活動内容					
気象の状況									
離着陸場の状況	離着陸場名								
	特記事項		(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物等)ほか)						
必要とする資機材			現地での資機材確保状況						
			特記事項						
傷病者の搬送先			救急自動車等の手配状況						
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名								
	現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者	(機関名)		(職・氏名)						
無線連絡方法			(周波数)		Hz				
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考



様式第2号（第8条関係）

## 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 号

年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

要請機関の長 印

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

### 記

災害発生日時	年 月 日 ( ) 時 分								
災害発生場所									
派遣区域									
離着陸場									
使用した資機材									
傷病者の搬送先									
消防防災 ヘリコプター に係る 活動内容等	【地元の活動状況(消防防災ヘリコプター運航に係る分)】								
	【消防防災ヘリコプターによる活動内容】								
災害発生状況 ・ 措置状況									
その他参考 となる事項									
搭 乗 者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考

## 資料9-3 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

### (趣旨)

**第1条** この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

### (手続)

**第2条** 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

#### (1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

#### (2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

#### (3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

### (他の機関への要請等)

**第3条** 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

**2** 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

### (付添人の搭乗)

**第4条** 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

### (その他)

**第5条** この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

**附 則**

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。



## 10 協定

## 資料10-1 締結協定一覧

## 第1 鹿部町が締結している各団体との協定関係等一覧

(令和4年6月1日現在)

番号	協定名	協定の相手方	協定締結年月日	提供区分	備考
1	災害時対応型自動販売機による協働事業に関する協定書	北海道コカ・コーラボトリング(株)	平成19年11月30日	物資	
2	災害時における鹿部郵便局と鹿部町の協力に関する協定	郵便局(株)鹿部郵便局	平成20年8月1日	役務	平成22年7月26日付け協定一部変更有
3	災害時における郵便事業株式会社函館支店、鹿部町間の協力に関する協定書	郵便事業(株)函館支店	平成20年8月1日	役務	
4	災害時における応急生活物資の供給等に関する協定書	(株)ツルヤ	平成21年6月25日	物資	
5	災害等の発生時における鹿部町と北海道エルピーガス災害対策協議会の応急・復旧活動支援に関する協定	北海道エルピーガス災害対策協議会	平成22年6月25日	役務 物資	
6	災害時におけるLPガス供給の協力に関する協定書	(一社)北海道エルピーガス協会道南支部	平成22年6月25日	物資	
7	災害時における応急対策業務に関する協定書	鹿部建設業協会	平成22年9月10日	役務	
8	災害用飲料供給に関する協定書	サントリーフーズ(株)	平成22年10月6日	物資	
9	災害時協力協定	(一財)北海道電気保安協会	平成23年2月15日	役務	
10	災害時における石油類燃料の供給等に関する協定書	函館地方石油業協同組合	平成24年3月12日	物資 役務	
11	災害時における隊友会の協力に関する協定書	(公社)隊友会函館地方隊友会	平成24年4月1日	役務	
12	災害時における避難所等施設利用に関する協定書	(福)渡島福祉会	平成24年4月1日	その他	
13	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	(株)共成レンタム函館営業所	平成25年3月1日	物資	
14	津波から身を守る「一時避難施設」としての利用に関する協定書	トヨタ自動車(株) 朝日航空(株)	平成25年4月22日	その他	三者協定
15	津波から身を守る「一時避難施設」としての利用に関する協定書	大和リゾート(株)	平成25年5月16日	その他	
16	大規模災害時等における連携に関する協定書	陸上自衛隊第28普通科連隊	平成26年3月17日	その他	
17	災害時における物資等の緊急輸送に関する協定	函館地区トラック協会	平成26年10月20日	役務	
18	災害情報の共有に係る協定	函館開発建設部	平成27年1月6日	その他	
19	災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定	(株)セブン・イレブン・ジャパン	平成29年1月18日	物資 役務	
20	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定書	(株)アクティオ北海道支店函館営業所	平成30年8月21日	物資 役務	
21	災害発生時における応急生活物資の供給に関する協定	Jボックス(株) 合同容器株式会社	平成30年12月5日	物資	三者協定
22	鹿部町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	鹿部町社会福祉協議会	令和3年6月21日	役務	
23	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	北海道電力(株) 北海道電力ネットワーク(株)	令和3年10月25日	役務	三者協定
24	大規模災害時における相互協力に関する基本協定	東日本電信電話(株)	令和4年5月27日	役務	
25	北海道地方における災害時の応援に関する申合せ	北海道開発局	平成22年6月1日	役務	

## 第2 北海道が締結している協定関係等一覧

(令和4年5月31日現在)

番号	協定名	協定の相手方	協定締結年月日	提供区分	備考
1	災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道市長会 北海道町村会	平成27年3月31日		北海道・北海道市長会・北海道町村会の三者協定
2	災害時の医療救護活動に関する協定書	(一社) 北海道薬剤師会	平成14年2月8日		北海道
3	災害時における葬祭用品の供給に関する協定	(一社) 全日本冠婚葬祭互助協会	平成17年11月1日		北海道(市町村相互応援協定関連も含む)
4	災害救助用米穀等引渡協定書	農林水産省北海道農政事務所長	平成18年10月3日		北海道
5	災害時における物資の供給に関する協定書	(株) サークルKサンクス	平成20年11月27日		北海道
6	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	イオン北海道(株)	平成22年1月20日		北海道(市町村もOK、北海道経由で協力要請)
7	災害時における物資の供給等防災に関する協力協定	ホームック(株)	平成23年3月23日		北海道(市町村もOK、北海道経由で協力要請)
8	災害時における民間賃貸住宅の媒介に関する協定書	(公社) 北海道宅地建物取引業協会	平成23年5月2日		北海道
9	災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定書	(公社) 北海道トラック協会	平成23年10月17日		北海道(市町村もOK、北海道経由で協力要請)
10	災害時等における緊急・救援輸送等に関する協定書	北海道旅客船協会	平成24年3月27日		北海道
11	災害時並びに日常の防災活動に関する支援及び協力協定	日糧製パン(株)	平成24年3月27日		北海道(市町村もOK、北海道経由で協力要請)
12	災害時における民間賃貸住宅の提供に関する協定	(公社) 全国賃貸住宅経営協会	平成24年3月27日		北海道
13	災害時における輸送車両提供の協力に関する協定書	(株) トヨタレンタリース函館	平成24年3月27日		北海道(市町村もOK、北海道経由で協力要請)
14	大規模災害時の連携に係る協定書	陸上自衛隊北部方面隊	平成24年6月7日		北海道
15	災害時における帰宅者支援に関する協定書	(株) ダスキン	平成24年11月1日		北海道
16	災害時における船舶による輸送等に関する協定書	日本内航海運組合総連合会	平成25年9月27日		北海道
17	災害時における物資の供給に関する協定書	(株) 北海道ファミリーマート	平成25年11月22日		北海道
18	災害時における物資の供給に関する協定	(特非) コメリ災害対策センター	平成26年11月21日		北海道
19	災害発生時における宿泊施設の活用に関する協定	北海道ホテル旅館生活衛生同業組合	平成29年1月27日		北海道
20	災害発生時における段ボール製品の調達に関する協定	東日本段ボール工業組合	平成29年3月10日		北海道

※北海道が締結している協定を全て網羅している訳ではない。(当町に通知があった分のみ)

※毎年度実施している消防防災・震災対策現況調査において、北海道電力、NHK、民間放送局と各種協定を締結していることとなっている。

## 様式

## 様式1 動員受付簿

月 日 時 分現在 課・室 (総員 名) No

登庁 チェック欄	職	氏名	自宅の被災状況 (連絡先 )	家族の 安否確認 済・未済	備考
			居住可・避難所・その他 (連絡先 )	済・未済	
			居住可・避難所・その他 (連絡先 )	済・未済	
			居住可・避難所・その他 (連絡先 )	済・未済	
			居住可・避難所・その他 (連絡先 )	済・未済	
			居住可・避難所・その他 (連絡先 )	済・未済	
			居住可・避難所・その他 (連絡先 )	済・未済	
			居住可・避難所・その他 (連絡先 )	済・未済	
			居住可・避難所・その他 (連絡先 )	済・未済	
			居住可・避難所・その他 (連絡先 )	済・未済	
			居住可・避難所・その他 (連絡先 )	済・未済	

## 様式2 避難収容施設管理様式

避難者カード					避難場所名			
自治会	区 斑							
世帯主				住所				番地
				電話	自宅			携帯
避難家族の氏名等	フリガナ氏名	性別	年齢	続柄	勤務先名・就学先名	備考		血液型
	①	男女						A・B・AB・O
								RH+ RH-
	②	男女						A・B・AB・O
								RH+ RH-
	③	男女						A・B・AB・O
								RH+ RH-
	④	男女						A・B・AB・O
								RH+ RH-
	⑤	男女						A・B・AB・O
							RH+ RH-	
避難の交通手段は何を利用しましたか				・バスを利用		・自家用車を利用		
居住せずに食料・物資・医薬品等受給のみを希望する場合				・受給希望(・食料 ・物資 ・医薬品等)				
※避難場所を留守した場合の緊急連絡先を記載して下さい。(食料・物資受給の場合のみの方は避難先を記載)								
緊急連絡先	連絡先名			住所			電話	

※記載された内容については、防災関係で必要な場合に使用することを承諾します。

[記載要領]

- 自治会 : 避難する前に住んでいたところの自治会名・斑名を記入してください。
- 世帯主 : 住民票に記載されている世帯主名を記入してください。
- 住所・電話 : 避難する前に住んでいたところの住所・電話番号を記入してください。
- 避難家族の氏名等 : 避難された家族全員について記入してください。  
避難場所に居住しないで食料・物資のみを希望される方も同様に記入してください。
- 氏名 : 氏名、フリガナを記入してください。
- 性別 : 男女の別を○で囲んでください。
- 続柄 : 世帯主との続柄について記入してください。
- 年齢 : 年齢を記入してください。
- 勤務先名 : 勤務されている勤務先名を記入してください。
- 就学先名 : 避難する前に通っていた学校名・幼稚園名等を記入してください。
- 備考 : 避難場所に居住しないで食料・物資等のみを希望される方は「居住なし」と記入してください。
- 血液型 : 一時帰宅などや緊急の際に必要となりますので、必ず記入してください。
- 避難の交通手段 : 自宅から避難場所まで来るのに利用した交通手段について、○で囲んでください。
- 食料・物資の受給 : 避難場所に居住しないで食料・物資等の受給を希望される方は、受給物を○で囲んでください。
- 緊急連絡先 : 家族全員が避難場所を留守したときに、緊急に連絡するところについて、記入してください。



※避難者カードは防災関係者以外には見せませんので、ご記入をよろしくお願いします。  
 ※記載された内容については、防災関係で必要となった場合に限り使用いたしますので、ご承諾をお願いします。

避難場所日誌				避難場所名	
年	月	日	曜日	記入者氏名	
担当時間 時 ~ 時			担 当 職 員 名 (全職員)		
一日の避難者の移動記録					
時現在		時現在		時現在	
世帯数	人 数	世帯数	人 数	世帯数	人 数
居住せずに食料物資等受給のみを希望している避難者の移動記録					
時現在		時現在		時現在	
世帯数	人 数	世帯数	世帯数	人 数	世帯数
◎病気・事故者の記録  ◎生活の記録  ◎施設関係の記録  ◎入所者からの要望等  ◎その他  ◎引継ぎ事項					

受付日		外出時間		外出予定時間		帰着時間		記 録 簿		避難場所名		備 考
										氏 名		
/		:		:		:		・通勤・通学・通院・その他				
/		:		:		:		・通勤・通学・通院・その他				
/		:		:		:		・通勤・通学・通院・その他				
/		:		:		:		・通勤・通学・通院・その他				
/		:		:		:		・通勤・通学・通院・その他				
/		:		:		:		・通勤・通学・通院・その他				
/		:		:		:		・通勤・通学・通院・その他				
/		:		:		:		・通勤・通学・通院・その他				
/		:		:		:		・通勤・通学・通院・その他				
/		:		:		:		・通勤・通学・通院・その他				
/		:		:		:		・通勤・通学・通院・その他				
/		:		:		:		・通勤・通学・通院・その他				
/		:		:		:		・通勤・通学・通院・その他				

受付日		外来				受付			避難場所名	
		来所時間	退所時間	外来目的 (面会者名)	外来者名	人数	住所	電話番号		
/	:	:	:							
/	:	:	:							
/	:	:	:							
/	:	:	:							
/	:	:	:							
/	:	:	:							
/	:	:	:							
/	:	:	:							
/	:	:	:							
/	:	:	:							
/	:	:	:							

退 去 者 記 録 簿				避難場所名					
受付日	退去時間	世帯主名	家族名	人数	食料物資 受給確認	種 別	移 動 先		電 話 番 号
							移動先名	住 所	
/	:					・親戚 ・他避難場所	・知人 ・その他		
/	:				・食料 ・物資 ・なし	・親戚 ・他避難場所	・知人 ・その他		
/	:				・食料 ・物資 ・なし	・親戚 ・他避難場所	・知人 ・その他		
/	:				・食料 ・物資 ・なし	・親戚 ・他避難場所	・知人 ・その他		
/	:				・食料 ・物資 ・なし	・親戚 ・他避難場所	・知人 ・その他		
/	:				・食料 ・物資 ・なし	・親戚 ・他避難場所	・知人 ・その他		
/	:				・食料 ・物資 ・なし	・親戚 ・他避難場所	・知人 ・その他		
/	:				・食料 ・物資 ・なし	・親戚 ・他避難場所	・知人 ・その他		
/	:				・食料 ・物資 ・なし	・親戚 ・他避難場所	・知人 ・その他		
/	:				・食料 ・物資 ・なし	・親戚 ・他避難場所	・知人 ・その他		

**様式3 通報者からの情報受理書**

通報者からの情報受理書

区 分	災 害 情 報				
日 時	年	月	日	時	分
発信者					
受信者					
内 容					
①いつ 日 時 分			②どこで		
③何で（誰が）			④何が（どうした）		
⑤状況					
対策の指示内容					

**様式4 班員一覧表**

NO.	班員名	電話番号等	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			

・各対策部で記入すること。

<b>様式5 動員受付簿</b>
------------------

月      日      時      分現在      課・室      (総員      名) No

登庁 チェック欄	職	氏名	自宅の被災状況	家族の 安否確認	備考
			居住可・避難所・その他 (連絡先 )	済・未済	
			居住可・避難所・その他 (連絡先 )	済・未済	
			居住可・避難所・その他 (連絡先 )	済・未済	
			居住可・避難所・その他 (連絡先 )	済・未済	
			居住可・避難所・その他 (連絡先 )	済・未済	
			居住可・避難所・その他 (連絡先 )	済・未済	
			居住可・避難所・その他 (連絡先 )	済・未済	
			居住可・避難所・その他 (連絡先 )	済・未済	
			居住可・避難所・その他 (連絡先 )	済・未済	
			居住可・避難所・その他 (連絡先 )	済・未済	
			居住可・避難所・その他 (連絡先 )	済・未済	

## 様式6 自衛隊災害派遣要請文

第 号  
年 月 日

北海道知事（渡島総合振興局長）様

鹿 部 町 長

### 災害派遣の要請について

標記のことについて、次のとおり人命保護のため緊急措置が必要なので、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

#### 記

1 災害の状況及び派遣を要請する理由

2 派遣を希望する期間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

4 派遣部隊との連絡方法その他参考となる事項

※ ヘリコプターの場合、添乗者の職、氏名、年齢、職業、続柄等を記入すること。



**様式7 自衛隊災害派遣撤収要請文**

第 号

年 月 日

北海道知事（渡島総合振興局長）様

鹿 部 町 長

災害派遣撤収要請について

年 月 日付け をもって要請を依頼した災害派遣については、 なので、下記の日時をもって撤収を依頼します。

記

撤収要請日時 年 月 日 時 分

**様式8 災害医療救護隊（班）の出動要請について**

第 号  
年 月 日

様

鹿部町長 印

災害医療救護隊（班）の出動要請について

標記について、災害発生のため、鹿部町医療救護対策本部を設置しましたので、下記により災害医療救護隊（班）の出動を要請いたします。

記

1. 災害発生の日時	
2. 災害発生の場所	
3. 災害発生の原因	
4. 災害発生の状況	
5. 出動の時期	
6. 出動の場所	
7. 出動を要する人員	
8. 必要な資機材	
9. その他必要な事項	

<b>様式9 災害医療救護隊（班）の活動報告について</b>
--------------------------------

第 \_\_\_\_\_ 号  
年 月 日

鹿部町長 様

災害医療救護隊（班）長  
印

災害医療救護隊（班）の活動報告について

標記について、 \_\_\_\_\_ 年 月 日発生 of 災害のため、鹿部町医療救護対策本部長の要請により出動しました、災害医療救護隊（班）の活動を、下記のとおり報告いたします。

記

1. 出動の場所	
2. 出動の期間及び時間	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分
3. 出動者の種別及び人員	医師 _____ 人 看護師 _____ 人
4. 受診者数	死亡 _____ 人 重傷 _____ 人 中等傷 _____ 人 軽傷 _____ 人
5. 使用医薬材料、治療材料及び医療器具等の消耗破損等の内容	医薬材料金額 _____ 金額 _____ 円
	治療材料消耗破損料 _____ 金額 _____ 円
	医療器具等消耗、破損料 _____ 金額 _____ 円
	金額 _____ 円
6. 医療救護活動の概要	
7. その他必要な事項	

## 様式10 公用負担権限委任証

第	号	
公用負担権限委任証		
住	所	
職	名	
氏	名	
上記の者に 区域における水防法第28条第1項の権限行使について委任したことを証明します。		
年	月	日
委任者	氏名	印

(縦9 cm、横6 cm)

**様式11 公用負担命令票**

第 号

公 用 負 担 命 令 票

住 所

氏 名

水防法第28条第1項の規定により、  
次のとおり公用負担を命じます。

## 1 目的物

- (1) 所在地
- (2) 名 称
- (3) 種 類 (又は内容)
- (4) 数 量

## 2 負担内容

(使用・収用・処分等について詳記  
すること。)

年 月 日  
命令者 職 氏名 印

(日本工業規格A 4版)

様式12 水防活動実施報告書

水防活動実施報告書

( 鹿部町 )

区分	水防活動		使用資材費			左のうち主要資材35万円以上使用団体分			
	団体数	活動延人員	主要資材	その他資材	計	団体数	主要資材	その他資材	計
水防管理団体分	( )					-			
前	( )					-			
月	( )					-			
月	( )					-			
月	( )					-			
月	( )					-			
月	( )					-			
小計	0 ( )	0	0	0	0	0	0	0	0
累計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告文にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の( )書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防管理団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該機関の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材35万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

## 参考資料

### 参考1 災害時の職員の基本的な心構え

#### 1 自覚をもって

職員は、まず、一人ひとりが公共の秩序を維持し、町民の生命、身体、財産をあらゆる災害から守るという重要な役割をもっているということを自覚すること。

#### 2 迅速に

災害においては特に「迅速」ということが大切。  
優れた防災対策でも時機を逃せば、その効果は減じて、なくなってしまう。

#### 3 協力しあって

ほかの課・部局や外部の防災関係機関とも協力しあって防災対策にあたることが大切。  
責任をなすりあっては災害では、手遅れになります。  
平常時の連絡協調精神や協力体制が災害時には、大きな力となります。

#### 4 積極的に

災害は、町民の生命、身体、財産及び日常生活を営むうえのいろいろな機能に、大きな被害をもたらします。  
従って、災害予防、災害救助などの応急対策、災害復旧などは、積極的に実施することが大切です。特に急迫した状態で、応急対策の実施について迷うときは、積極策をとること。

#### 5 親切に

災害時には、特に被害をうけた人達との対応が多くなるので、被災者の気持ちを汲んで、できるだけ親切な対応が必要です。  
ただし、限度もあるため、そのような心がけを持つことが大切。

#### 6 気象情報、緊急災害情報に注意

日頃からテレビ、ラジオなどによる気象情報、緊急災害情報、ニュースなどに注意し、災害の発生や発生への恐れがあることを知ったときは、所属課長・局長等や役場と連絡をとるなどし、防災の初動体制などを、自ら知るよう努めることが大切。

#### 7 連絡体制をはっきりと

災害が発生する恐れがある場合は、できるだけ早く連絡がとれるように、自分の所在や連絡方法等を明確にしておく。

## 8 報告は忘れずに

---

災害時は、役場の中が騒然としており、上司に対する各種災害情報・防災情報等の報告を忘れがちです。

大事な情報は、速やかにメモなどにより報告をすること。

## 9 日頃からの防災意識

---

「災害から自分の生命、身体、財産を守る最大の力となるものは、日頃からの自分自身の防災意識なのです。」

自分が住んでいる地域や地域の地質・地形・環境等をよく知り、地域に伝わる災害文化・災害史を知ること。

災害や防災対策に関する防災教育を学び、防災知識の向上を日頃から心掛ける。

## 10 備えあれば憂いなし

---

日頃から災害時に対する備えを充分にしておくこと。

日頃からの小さな積み重ねが、いざという時に大きく役に立ちます。